第２次
登米市地域福祉活動計画

一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために
～共に支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり～

社会福祉法人登米市社会福祉協議会

はじめに

市民の皆様には、日頃より登米市社会福祉協議会の運営並びに事業推進につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

将来「団塊の世代」が後期高齢者となる２０２５年には、少子化の進行と相まって、人口の年齢構成も大きく変化し、地域では各種活動の担い手不足、繋がりの希薄化による支え合い機能の低下、経済問題による生活困窮など、多様化・複雑化した課題に直面します。既にこれを見据えた法改正なども行われ、地域福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。国ではこれらを見据え、平成２８年７月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、これまでの「支え手側」「受け手側」といったややもすると「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村がこの取り組みを支援し、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進める等「地域共生社会」の実現に向け取り組んでおり、今後は更に地域福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化していきます。

また、東日本大震災から６年が経過し、登米市内にある仮設住宅も平成２８年度に設置期間が終了となり、これまでの被災者支援の取り組みも新たな局面を迎えております。

こうした状況を踏まえ、登米市社会福祉協議会では平成２１年度に策定した「第１次地域福祉活動計画（前期４年、後期４年）」の評価・見直しを行い、「第２次地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は、行政計画である「第２期登米市地域福祉計画」と連携し、地域福祉をめぐる課題や社会情勢の変化を踏まえ、第１次の活動計画（後期計画）を基本とし、更に発展的に継続させるための目指すべき方向性を示しております。

第２次地域福祉活動計画を策定するにあたり、様々な分野で活躍されている関係者で構成する策定委員会を組織し、委員会を中心に市民皆様の意見をいただく機会を設けるとともに、登米市の地域福祉計画との連携も図りながら、策定を進めてまいりました。

今後は、本計画を広く市民の皆様にお伝えするとともに、計画の基本理念である「一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために」「共に支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた活動を、市民の皆様と連携・協働により取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

平成２９年３月３１日

社会福祉法人登米市社会福祉協議会
会　長　　遠　　藤　　尚

目　　次

～　はじめに　～

第１章　総論

１　登米市の現状　・・・・・・・・　1 P

２　地域福祉活動計画の概要　・・・・・・・・　2 P

３　第１次計画（後期）の評価・見直し及び第２次計画の策定　・・・・・・・・　5 P

（１）第１次計画（後期）の実施状況評価

（２）計画期間並びに進行管理

（３）第２次計画の 計画表の構成

第２章　基本理念と基本目標

１　基本理念　・・・・・・・・　7 P

２　基本目標　・・・・・・・・　8 P

第３章　基本目標に基づく実施計画

１　住民が主体的に活動する町づくりの推進

（１）福祉を支える人材・組織の育成　・・・・・・・・　9 P

（２）福祉教育の推進　・・・・・・・・　13 P

（３）自立した生活を促すための支援体制づくり　・・・・・・・・　17 P

２　福祉サービスの充実

（１）高齢者福祉の充実　・・・・・・・・　23 P

（２）介護保険事業の充実　・・・・・・・・　25 P

（３）子育て支援の充実　・・・・・・・・　27 P

（４）障害者福祉の充実　・・・・・・・・　29 P

３　総合支援体制の充実

（１）相談機能の充実と強化　・・・・・・・・　33 P

（２）生活福祉を向上させるための支援と善意の保管・運用　・・・・・・・・　35 P

第２次　登米市社協強化発展計画　・・・・・・・・　39 P

第２次　登米市社協財政計画　・・・・・・・・　63 P

〈資料編〉

１　福祉ニーズ調査の結果（Ｈ２６実施）　・・・・・・・・　79 P

２　関連用語説明（五十音順牽引）　・・・・・・・・　94 P

３　地域福祉活動計画策定委員会設置要綱　・・・・・・・・　101 P

４　地域福祉活動計画策定委員会委員名簿及び経過　・・・・・・・・　104 P

第２次登米市地域福祉活動計画

第１章　総論

（１）登米市の現状

平成27年国勢調査では世帯数が26，196世帯、人口で81，959人、平成22年国勢調査と比較すると核家族化の進行及び震災被災者の市内定住により、世帯数は4．9％増加していますが、人口で2．4％減となっているため、1世帯当たりの家族数は3．1人と依然として減少傾向にあります。

また、平成27年国勢調査の総人口に占める生産年齢人口は57．1％(平成22年59．1％)、年少人口11．7％(平成22年12．6％)で、高齢化率は、31．2％(平成22年28．3％)で、平成22年と平成27年では国勢調査との比較の数値がさらに拡大し、核家族化・少子高齢社会が進んでいる状況です。このままの数値で推移しますと、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には、高齢化率は36．8％となると予測され、高齢者問題が更に深刻な状況となります。

登米市年齢別３階層人口区分の推移　　（単位：人口 - 人、割合 － %）

年度	総人口	生産年齢人口	年少人口	高齢者人口	高齢化率
		(15歳～64歳)	(0歳～14歳)	(65歳以上)	(%)
17	89，316	52，937	11，797	24，582	27．5
22	83，969	49，569	10，530	23，762	28．3
27	81，959	46，668	9，726	25，315	31．0

資料：平成２７年国勢調査

登米市年齢別３階層人口区分の推移予測　　（単位：人口 - 人、割合 － %）

年度	総人口	生産年齢人口	年少人口	高齢者人口	高齢化率
		(15歳～64歳)	(0歳～14歳)	(65歳以上)	(%)
32	74，374	40，495	8，182	25，697	34．6
37	69，154	36，436	7，279	25，439	36．8

資料：第２期登米市地域福祉計画（平成２８年４月）

（２） 地域福祉活動計画の概要

平成12年の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉事業法が社会福祉法に改正されましたが、その第4条に法律上はじめて「地域福祉」という言葉が用いられ、第107条では市町村は地域福祉計画を策定することと定めています。また、市町村社会福祉協議会に対しては、住民参加による地域福祉活動計画の策定が望まれています。地域福祉活動計画は、市区町村社協の呼び掛けのもと、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者やボランティア・NPO、保健・医療・福祉の専門機関等が相互に協力して策定する民間の行動計画（アクションプラン）です。その大きな特徴は、住民自身が作る計画であり、住民が地域で福祉活動を行うための「住民主体」の計画であります。市区町村社協は、この「住民主体」の原則に基づき、計画策定を通して住民の福祉活動を支援してまいります。

登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、平成21年度より第1次の活動計画（前期計画：平成21年度～24年度・後期計画：平成25年度～28年度）を策定し、これまで地域に根差した福祉活動の充実に力を注いできました。平成29年度からは登米市で既に策定されている「登米市地域福祉計画（計画期間：平成28年度から平成32年度）」との整合性や各種制度改正を視野に入れ、「第2次登米市地域福祉活動計画」を策定することとし、これまで進めてきた取り組みや行動を継続しつつ、登米市地域福祉計画の終了期間である平成32年度までの4年間を推進期間として評価・見直しを図りながら進めます。

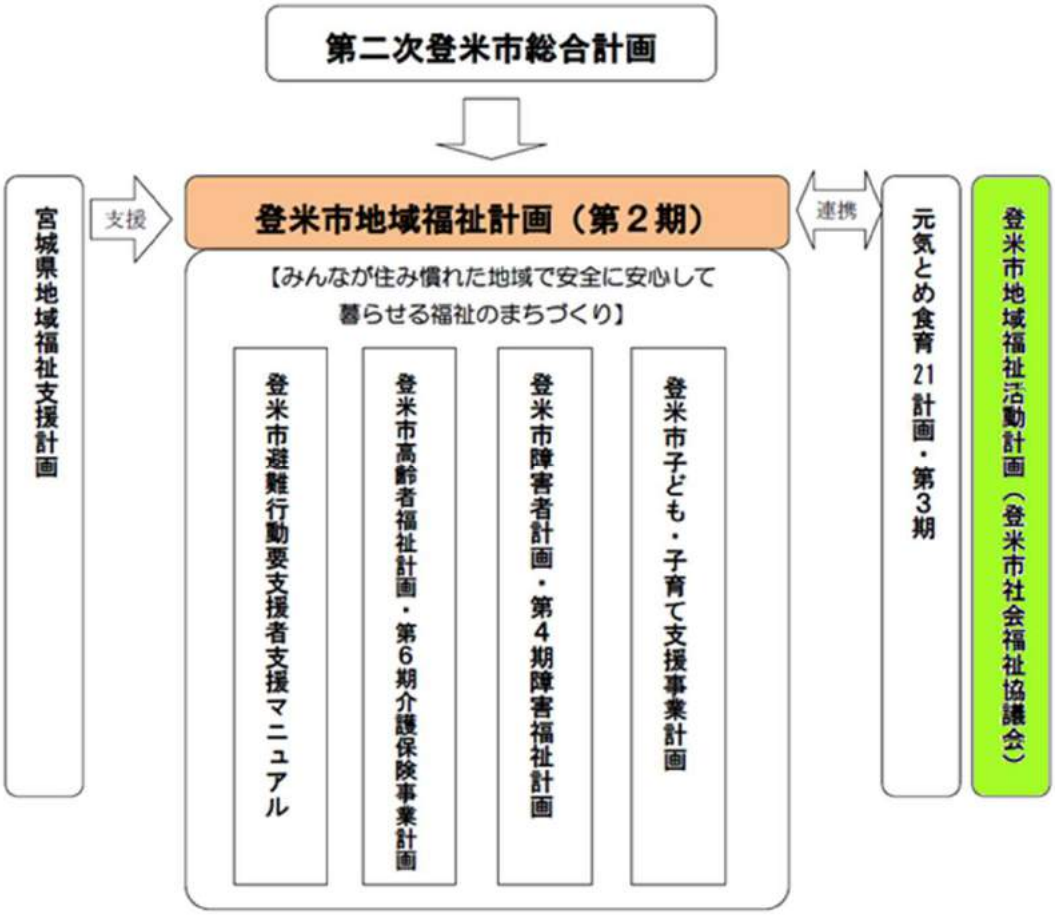

①地域福祉について

「地域福祉」には、一人ひとりが日常生活の中で幸せを感じることができる地域をつくっていくという役割があります。
“暮らしの中での幸せ”を維持するためには、家族や友人、地域住民など身近な人との関係性を良好に保つことが必要です。近隣との関係が希薄になりがちな現代において、誰かを手助けし、自分も誰かに助けられるという古き良き時代の“結”などを復活し、人と人とのつながりや出会いを大切にし、誰もが自分らしく生きることができる地域をつくることが理想です。

②地域福祉の推進

社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」が明記され、地域住民が地域福祉の担い手として位置づけられるとともに、多様な主体の協働による総合的な地域福祉の推進を図ることが求められています。

地域福祉の推進（社会福祉法第４条）
地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

③地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。
「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が福祉推進を行う活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を図ることを目的とする実践的な計画です。
つまり、地域福祉を進める上で市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画です。

地域福祉活動計画（全国社会福祉協議会地域福祉活動計画策定指針）
社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

市町村地域福祉計画（社会福祉法第１０７条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

2　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

3　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

④地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画が行政計画として、また地域福祉活動計画が社会福祉協議会を中心とした民間活動計画として、地域で一体となる地域福祉の推進を目指すものであると考えると、両計画は「車の両輪」を成すものであるといえます。

両計画は、「地域福祉の推進を図る」という共通目的を持ち、地域福祉推進の理念と方向性、地域の生活課題と社会資源の状況などを共有するとともに、住民参加の取り組みや地域活動の基盤整備などを共通事項として策定し、相互に補完・補強し合う関係にあります。

行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など、地域に関わる人の役割や協働が明確化され、地域福祉の推進に繋げていく必要があります。

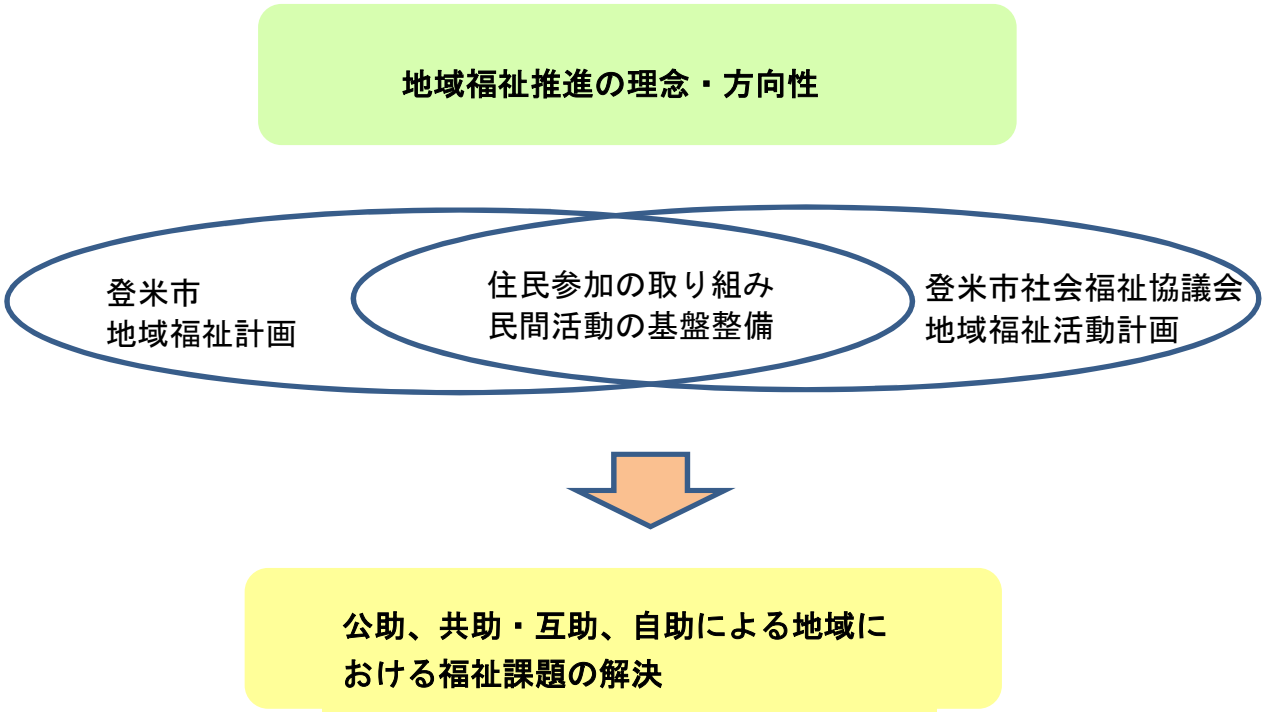

（３）第１次計画（後期）の評価・見直し及び第２次計画の策定

第1次計画（後期）の評価・見直し及び第2次計画の策定に当たっては、社協役員はじめ、行政担当職員、活動実践者並びに関係団体代表等からなる「地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、事務レベルで評価・検討・作成した素案を基に協議し、各地区委員会での意見聴取等を経て、理事会・評議員会において決定します。

なお、計画期間中にモニタリング等を随時行うとともに、各種委員会等の意見を聴取し、必要に応じ計画のローリング又は計画の変更ができるものとします。

１）第１次計画（後期）の実施状況評価

第2次計画の策定にあたっては、第1次計画（後期）の具体的取り組みの達成度を次のとおりA、B、C、D、Eで評価し、これからの取り組みと新たな事業の掘り起こしに反映させることにしました。

＊達成度	Ａ：達　　成（91%～100%）	計画に従い実施し、その目標が達成された。
	Ｂ：概ね達成（81%～90%未満）	計画に従い実施し、その目標がほぼ達成された。
	Ｃ：継　　続（51%～80%未満）	計画に従い実施したが継続的な実施が必要である。
	Ｄ：未 達 成（21%～50%未満）	計画に従い実施したがその成果が表れなかった。
	Ｅ：未 実 施（20%以下）	計画に従った実施ができなかった

２）計画の進行管理

常により良い活動や取り組みを推進する「PDCAサイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めます。

本計画の3年目にあたる平成31年度に検証を行い、事務レベルでの評価に基づいて、平成32年度中に第3次地域福祉活動計画策定委員会（仮称）において住民の意見を反映させ、本計画における進捗状況や、達成度を把握・評価し、必要に応じて見直し等を進めます。

進行管理のためのＰＤＣＡサイクル

（Ｐ）計画の策定	課題を発見・共有し地域の課題解決の方向性を見出します。
（Ｄ）計画の実行	計画を実施し、具体的な行動と実践活動に取り組みます。
（Ｃ）点検・評価	計画の達成状況、施策の進捗状況について評価します。
（Ａ）見直・改善	評価結果を踏まえ、必要に応じて改善（継続・修正・廃止）を行います。

３）第２次計画の計画表の構成

※左ページと右ページで、見開きになっています。

（左ページ）　　左から右へご覧ください　　（右ページ）

アクションプラン	①現状と課題	達成度	②目指すべき方向	③指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
①地区委員会の開催	第１次計画後期計画中、委員の意識付けとして研修等を通し社協事業への理解は深まってきているが、地域課題や生活課題について協議することが少なかった。	B	・地域課題を発掘・収集を行い、課題解決を図る。町域で解決困難なものは、理事会に対して課題提起する。	各地区理事会への年間提言数	１件	継続	継続	中間	実施
②小地域ネットワーク活動の推進	ＰＲ活動として、ハンドブック、パンフレットを作成し、地区の懇談会等で配布したが、ネット数が増えず推進方法に課題がある。	D	・住民参加を促す協議の「場」が必要であり、平成２８年度より登米市から委託された「生活支援体制整備事業」を軸に、これまで行ってきた事業に結びつけ、多くの協力が得られる体制づくりにする。 ・行政区に出向き事業についての説明会を開催し事業推進を図る。	ネット数	各町域１００ネット	研究検討	重点実施	中間評価	改善変革
③住民ニーズの把握	生活支援体制整備事業の受託により、継続して資源・ニーズ把握を実施している。 地域の課題や住民が求めていることを把握できてきていいるが、実際の事業展開に生かすような計画策定はできなかった。	B	・調査方法、項目の見直しを行い、随時地域に出向き住民ニーズを把握するとともに、分析・研究を行い、事業の見直しや新たな活動につなげる。	年間実施回数	３００回	研究検討	実施	中間評価	実施
④社会福祉大会・福祉のつどいの開催	広く地域住民に開催の周知をしてるが、参加者の傾向はある程度決まっている。一般参加者を考慮し、日程、内容や周知方法に課題がある。	B	・各世代の声を参考にし、住民を巻き込んだ企画・立案し、地域住民にとっての大きな「集いの場」として開催する。	各回一般参加者数	１５０名	継続	継続	中間評価	改善変革
⑤ボランティアセンターの運営・充実	ボランティアセンター機能を十分に活かし、幅広い世代にボランティア活動が認知され、スキルアイテムも充実してきた。身に付けたスキルを、身近で活かす機会を提供すべく「ライフアップ講座」受講後の自分自身のスキルアップや福祉施設への慰問活動など、福祉の担い手づくりができた。	A	・福祉の人材育成、スキルアップ講座を実施する。 ・社協だよりや支所だより、ホームページ等を活用した情報発信や募集方法を工夫し、育成したボランティアに活動の場を提供する。	活動の場の提供数	４００回	継続	継続	中間評価	継続

①現状と課題・・・・平成２８年８月時点の現状と課題を記載しています。

②目指すべき方向・・課題解決の具体的な内容と目指すべき方向性を記載しています。

③指標と目標値・・・目標達成の評価基準として、具体的な行動指標と目標値を記載しています。

第２章　基本理念と基本目標

（１）計画の基本理念と基本目標

「基本理念」

登米市に暮らす子どもや若者から高齢者まで、誰もが登米市の歴史と風土を大切にし、登米市民であることを誇りに思う福祉の地域づくりを目指し、登米市地域福祉活動計画の基本理念を次のものとします。

『一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために』
～共に支え合い誰もが安心して暮らせるまちづくり～

「出来るものならば、ずっと育ってきた地域で自立して生きていきたい。」誰もが望む幸せとは、このような当たり前のことではないでしょうか。
地域福祉活動計画は顔の見える一定の地域を面として、「地域資源（自助含む）」「共助・互助」「公助」という3つの力を柱とし、地域に住んでいる住民や地域で活動している民間団体や事業所が、社会生活を送る上でお互いに支え合うというわかりやすい仕組みを、行政との協働により住民自ら創り、自ら地域の実態に即した活動を展開するためのものです。そのためには、「地域のことは地域で」（下図参照）を基本として、地域に暮らすだれもが笑顔の中に生まれ、自分らしく健康で自立した生活を送り、生きることに喜びを見出していける地域社会の実現を目指します。

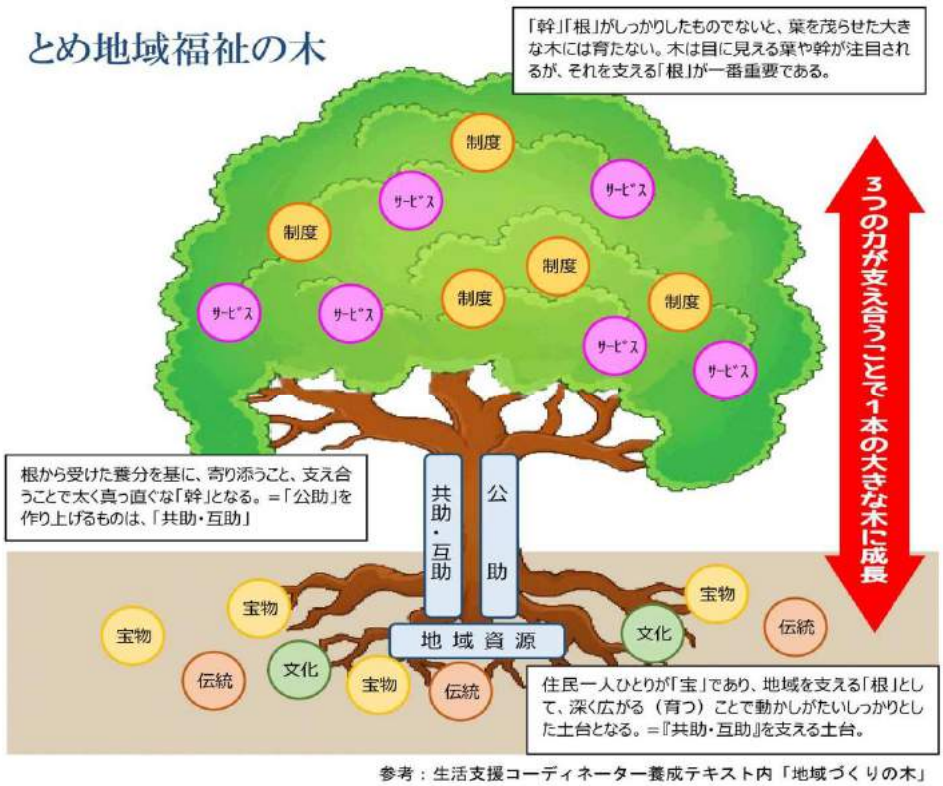

参考：生活支援コーディネーター養成テキスト内「地域づくりの木」

「基本目標」

①きづき　　～ 自ら「自分の住む地域の福祉課題」にきづく ～

住みやすい地域を作り上げていくためには、誰かがやってくれるのを待っているだけでは前に進みません。自分の住んでいる地域を住みやすくするため何が問題か？どうしたら解決できるか自ら考えることが大事です。そのためには、まず「きづく」ことが必要です。

②つながり　　～ 住民一人ひとりの絆を深める ～

地域づくりは一人の力だけで出来るものでしょうか？　同じ活動をしてくれる多くの人の力が集まれば、より大きな力になります。
人と人との「つながり」が大事です。一人ひとりの絆を深めていきましょう。

③ささえあい　～ 多くの手で地域福祉活動を推進する ～

①「きづき」で課題を掘り出し、②「つながり」で活動者の輪を広げ、そして多くの人達でお互い「ささえあう」ことが大事です。それが地域福祉活動の推進につながります。
細く・長く・楽しく活動ができれば、きっと素晴らしい地域が出来上がるでしょう。

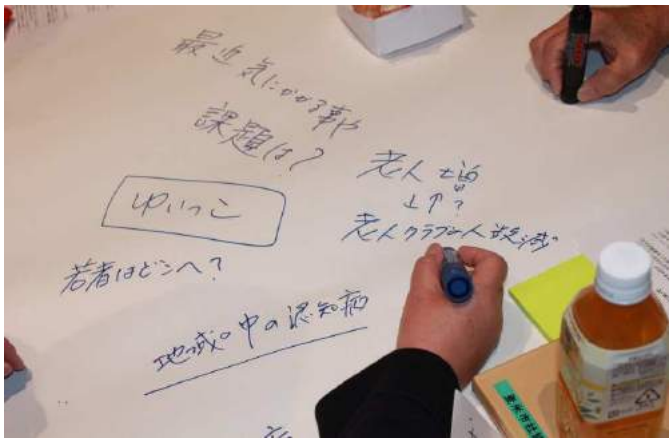

地域福祉フォーラムでは、公的機関等と住民が一体となって「登米市の地域福祉」を考えています

第３章　基本目標を達成するための実施計画

１．住民が主体的に活動するまちづくりの推進

（１）福祉を支える人材・組織の育成

《1次計画終了時点の現状》

各種講座やJボラ体験隊への参加者は増加傾向にあるものの、それが実際の活動と人材としての登録に結びついていないのが現状です。また、ボランティア団体等の組織についても増えつつありますが、既存団体の会員数の増にはつながっていないことと、将来中心的役割を担うことが期待される若い世代の参加がなかなか増えないという現状にあります。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①地区委員会の開催	第1次計画後期計画中、委員の意識付けとして研修等を通し社協事業への理解は深まってきているが、地域課題や生活課題について協議することが少なかった。	B
②小地域ネットワーク活動の推進	PR活動として、ハンドブック、パンフレットを作成し、地区懇談会等で配布したが、ネット数が増えず推進方法に課題がある。	D

【小地域ネットワーク活動実施状況】　（H２８年３月現在）

年　度	24年度	25年度	26年度	27年度
新規ネット数	24	25	23	28
ネット総数	94	253	275	198
地　区　数	44	57	79	89

アクションプラン	現状と課題	達成度
③住民ニーズの把握	地域の課題や住民が求めていることを把握できているが、実際の事業展開に生かすような計画策定はできなかった。	B
④社会福祉大会・福祉のつどいの開催	広く地域住民に開催の周知をしてるが、参加者の傾向はある程度決まっている。一般参加者を考慮し、日程、内容や周知方法に課題がある。	B

《2次計画での取り組み方針》

今後の地域包括ケア体制の推進のためにも、生活支援と介護予防の観点からすれば、地域づくりがこれまで以上に重要となってきます。その基本となるのが、住民ニーズの把握・地域資源の把握・小地域ネットワーク事業であると考えています。

そこで、2次計画では積極的に地域へと足を運び、地域の方々との直接の対話等を通じた活動を展開します。今後は地域内の区長(町内会長等含む)、民生委員・児童委員や関係機関団体との横の連携強化がますます重要となります。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・地域課題を発掘、収集を行い課題解決を図る。町域で解決困難なものは、理事会に対して課題提起する。	各地区理事会への年間提言数	1件	継続	継続	中間評価	実施
・住民参加を促す協議の「場」が必要であり、平成28年度より登米市から委託された「生活支援体制整備事業」を軸に、これまで行ってきた事業に結びつけ、多くの協力が得られる体制づくりをする。 ・行政区に出向き事業についての説明会を開催し事業推進を図る。	各町域ネット数	100ネット	研究検討	重点実施	中間評価	改善変革

共に支え合い 誰もが安心して 暮らせるまちづくり

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・調査方法、項目の見直しを行い、随時地域に出向き住民ニーズを把握するとともに、分析・研究を行い、事業の見直しや新たな活動につなげる。	ニーズ把握	300回	研究検討	実施	中間評価	実施
・各世代の声を参考にし、住民を巻き込んだ企画・立案し、地域住民にとっての大きな「集いの場」として開催する。	各回一般参加者数	150名	継続	継続	中間評価	改善変革

アクションプラン	現状と課題	達成度
⑤ボランティアセンターの運営・充実	ボランティアセンター機能を十分に活かし、幅広い世代にボランティア活動が認知され、スキルアイテムも充実してきた。身に付けたスキルを、身近で活かす機会を提供すべく「ライフアップ講座」受講後の自分自身のスキルアップや福祉施設への慰問活動など、福祉の担い手づくりができた。	A
⑥災害ボランティアセンターの運営・充実	全支所で災害VCサブセンター設置訓練が定期的に実施され、参加したボランティアも増加した。今後は、若い世代を巻き込んだ設置訓練・研修会の開催と災害ボランティア登録者を増やすことが課題である。	B
⑦ボランテイア団体の支援	ボランティアセンター事業を通し、新規ボランティア団体も徐々に増えてきており、ボランティア団体間の連携が必要である。	A

【ボランティアセンター登録者数】　　**※H２８年４月現在**

支所名	団体登録数	所属人数	個人登録数
本　　部	4	78	
迫　支所	16	320	140
登米支所	6	81	29
東和支所	1	128	128
中田支所	25	972	

支所名	団体登録数	所属人数	個人登録数
豊里支所	1	174	174
米山支所	47	438	78
石越支所	1	132	12
南方支所	1	138	138
津山支所	19	514	97

※所属人数は団体への加入者人数、個人登録数は個人として登録している人数。個人登録のみの場合は所属人数と登録者数が同数。

ボランティアセンターでは こんな仕事をしています

養成・研修

- ●各種ボランティア講座（ボランティアの基礎研修、手話・点字等の技術講座）
- ●小中高生ボランティア体験（スクール）
- ●キャップハンディ体験講座
- ●災害ボランティアセンター設置訓練（研修）

相談・紹介

- ●ボランティア活動をはじめる人のための相談
- ●ボランティアを必要としている人や施設の為の相談
- ●ボランティアの援助を求める人とボランティアをしたい人との橋渡し

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・福祉の人材育成、スキルアップ講座を実施する。 ・社協だよりや支所だより、ホームページ等を活用した情報発信や募集方法を工夫し、育成したボランティアに活動の場を提供する。	活動の場の提供数	400回	継続	継続	中間評価	継続
・各町域での災害ボランティア等の人材育成と社協職員のコーディネート力の向上を図る研修の実施や、地域の防災訓練や学校等を巻き込んだ訓練を実施する。 ・災害時に必要な場合、災害ボランティアセンターを設置するので、ボランティア活動を円滑に行うよう、市との連携を強化する。	若い世代の参加者数	100名	継続	継続	中間評価	改善変革
・市内外におけるボランティア団体についてデータベース化し、運営に必要な情報を共有しながら連携した活動を行う。	情報のデータベース化		継続	継続	中間評価	継続

ボランティアＰＲ活動の様子

声の広報ボランティア「ハートウェーブ」

活動への援助

●ボランティア活動資金の助成
●学校や地域での体験活動資材の整備と貸出
（車いす、点字板、高齢者疑似体験セット）
●ボランティア活動場所の提供
●ボランティアグループの支援
●地域でのボランティア活動支援

情報提供・交流の場づくり

●登録ボランティアに対する情報提供
●パンフレットや広報誌、ホームページによる情報提供
●声の広報による情報提供
●ボランティアの交流会

アクションプラン	現状と課題	達成度
⑧福祉活動推進員会議及び研修	第1次計画後期計画中、委員の意識付けとして研修等を通し社協事業への理解は得られてきている。今後は、関係機関との連携、要援護者の実態把握が必要である。	B
⑨介護職員初任者研修の実施	介護の知識と技術習得のため意義ある講座だが、介護分野への従事希望者が減っていることもあり受講者が減っている。他業者での受講状況も低調である。	B
⑩人材育成研修事業の開催	ライフアップ講座や、ボランティア養成講座への参加者も増加してきているが、ボランティア人口の増に直結していない。	C

地域住民・地域組織等の役割

・アンケート調査や地区懇談会等に積極的に参加し地域の課題とその解決についての提案

・地域事業に自ら参加、協力PR

・一人ひとりが地域の担い手であることの認識

・自分たちで解決できない相談は、小地域ネットワークの一員として関係機関へ引き継ぐ

・自助・互助・共助について考え、共に支え合う地域づくりを推進

・ボランティア活動への積極的な参加や、ボランティア活動団体の活動を理解し協力

・災害時の対応や防災意識向上のため防災訓練や災害復興の研修会へ参加

・地域の諸問題や要援護者の把握につとめ、会議や研修会、懇談会へ参加

（２）福祉教育の推進

《１次計画終了時点の現状》

登米市内の全学校の理解を得て、ボランティア協力校に指定し、福祉教育に取り組まれています。また、福祉ふれあい作品コンクールへの応募学校も増加してきており、福祉についての理解が進んできています。

学校教育の現場では、福祉教育の推進が図られてきていますが、地域福祉教育の分野ではまだまだ浸透してきたとは言えない状況にあります。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①ボランティア協力校の指定	市内各小・中・高校全てにボランティア協力校の指定を行い、様々な角度からのボランティア活動に協力を得た。 今後は、各校の福祉教育担当者の研修も取り入れるなどして、福祉教育を充実させる必要がある。	B

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・福祉活動推進員としての活動内容を明確化し、関係機関との連携、要援護者の実態把握に取り組む仕組みを作る。 ・自らが地域課題を発掘し、その課題解決に向けた協議ができるように議論する場を設定し、活動の活性化を図る。	各町年間実施回数	2回	継続	継続	中間評価	実施
・学生や就業者でも受講できるよう開催日程等を検討する。 ・これまでの周知のほか施設等にも講座周知を行い、講座未受講の職員受講を働きかける。 ・事業廃止も含めて検討する。	受講者数	15名	研究検討	評価		
・講座修了生のボランティア登録を推進する。	登録者	100人	研究検討	実施	中間評価	改善変革

社会福祉協議会の役割

・登米市全体の福祉推進に反映させるため、住民の意見を代表する場である地区委員会等関係会議の開催

・住民意識調査等計画的な調査活動や、地区懇談会等地域に出向き地域の課題吸い上げと課題解決

・地域課題やその解決に向けた活動者と組織の育成のため自治会や福祉関係者と協議

・地域福祉活動に必要な情報を地域に提供し、地域でのボランティアの相談

・住民が福祉活動に参加しやすい「きっかけづくり」「場づくり」

・ボランティア同士の情報交換や意見交換が行える場の設定

・会議や研修会を開催し、ボランティアの啓発と普及

・ボランティアなど地域活動の担い手とともに福祉関係者や関係機関・団体等と連携した福祉の推進

・災害時に備えて訓練や研修を行い、住民や地域に防災力の意識高揚

・福祉や介護の専門知識を有する人材育成

《２次計画での取り組み方針》

学校教育における福祉体験学習等の推進を継続し、福祉体験用具の貸出しも積極的に行っていきます。また、地域における地区懇談会(座談会)等を通じて、地域内の福祉課題をはじめとする様々な課題に対して地域住民が自ら気付き、考え、行動が起こせるよう支援を進めて行きます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・ボランティア協力校連絡協議会（情報交換会）を随時開催し、情報共有の場づくりを行う。 ・「福祉学習プログラム」の活用を進め、教職員・児童・生徒の福祉に対する理解度を高める。	市内全校を指定	35校	継続	継続	中間評価	継続

アクションプラン	現状と課題	達成度
②Jボラ体験隊 ～ボランティアパークiNとめ～	毎年度参加者数が増え、自主性や創造性といったボランティアの基本的な心構えが身についてきている。ボランティア体験の内容が職場体験だけにならないよう、ボランティアそのものを考えられる時間を設ける。	B
③福祉ふれあい作品コンクールの実施	多くの児童・生徒が出展できるように学校や広報誌により広く知らせてるとともに、福祉のつどい開催時に表彰を行っている。しかし、コンクールの趣旨から離れている作品もあるので、児童・生徒や教職員が理解できる方法を考える必要がある。	B
④小中学校福祉教育体験学習の実施	「福祉学習プログラム」を作成し、段階に応じて「気づき」「考え」「自ら行動に移すことができる」内容となっており、福祉に対する関心が高まった。しかし、災害等の体験学習については不十分であった。	B

【Ｈ２１ワークキャンプ・Ｈ２２～２８Ｊボラ体験隊延参加者推移】

延参加者数	21年度	22年度	23年度	24年度
	29人	183人	108人	144人
	25年度	26年度	27年度	28年度
	169人	198人	215人	225人

幼稚園・保育所（園）体験

ミニデイサービス体験

防災クエスト

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・一つ一つのボランティア体験の目的と目標を確認し、それが達成されるように内容を考える。 ・ボランティアの基本的な心構えとなる「自分の意思で自発的に行なう」ことが実現できる内容とする。	市内全校からの参加	13校	継続	継続	中間評価	継続
・コンクール自体の趣旨が児童・生徒、教職員に理解されるようPRする。	市内全校からの応募	32校	継続	継続	中間評価	継続
・「福祉学習プログラム」を活用し、学年に応じた学習を行う。 ・外部講師や学校関係機関、地域住民と協力し、災害体験学習等を含め福祉教育を推進する。	実施学校数	32校	継続	継続	中間評価	継続

【福祉学習用具等一覧】

※Ｈ２８年３月末現在

支所名	用具種別					
	車椅子	白杖	シニアポーズ([ ]は簡易用の個数)		点字関連	
			大人用	子供用	点字ブロック	点字版
迫　支所	8	8	3[2]	2[2]		21
登米支所		22	1[4]			
東和支所		15	1	[1]		
中田支所		15	2	1	30	
豊里支所						
米山支所		30	[6]			
石越支所			[2]			
南方支所		47	3			
津山支所	2	4				1
本　　部						13
合　　計	**10**	**141**	**10[14]**	**3[3]**	**30**	**35**

※表中数字は福祉学習で使用できる用具の所有数。使用時は各支所間で調整して使用。

アクションプラン	現状と課題	達成度
⑤福祉学習用器具 （高齢者等体験セット・車いす・ 白杖・ビデオ等）の貸出し	学校や地域に対しても貸し出しの周知をしていく必要がある。	B
⑥福祉講座等の開催及び講師の 紹介・斡旋	平成27年度より実施されている「介護保険事業所等地域還元事業」をミニデイサービスなどで活用し、本会が持つ人材を地域に積極的に派遣した。今後は、多くの住民が参加できるような工夫が必要。	B
⑦地域福祉教育の推進	平成27年度よりこれまでの地域活性化事業から地域福祉教育推進事業へと内容を変更し、本会の重点事業である小地域ネットワーク事業、地区懇談会を基本事業として定め推進しているが、実施率は市全体で80．1%に留まっている。	B

地域住民・地域組織等の役割

・各種事業、研修会への積極的な参加

・家庭、地域、学校等、身近なところから福祉についての体験や学習を実施

・地域で福祉課題を見つけ、地域全体で解決策に取り組み、関係機関と連携

（３）自立した生活を促すための支援体制づくり

《１次計画終了時点の現状》

これまで、本会の自立支援対策事業としては『日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）』を中心として事業を展開してきましたが、平成27年度から生活困窮者自立支援制度が始まり、登米市内の他法人が市の委託を受け事業を展開しています。また、本会としては平成28年度からは『生活支援体制整備事業』を受託し地域づくりを進めています。

日常生活自立支援事業と生活困窮者自立支援事業は、お互いが連携し合い協働で事業が進められています。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①日常生活自立支援事業 （まもりーぶ事業）の利用促進	第1次計画中の利用者は平均で50名を超えているが、近年利用者は減少傾向にある。行政との連携や関係機関（地域包括支援センター、地域生活支援センターなど）との情報共有もできており、初期相談から契約まで迅速な対応ができている。	B
②地域福祉サポートセンターとの 連携強化	社協として日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）を推進しており、県社協との情報共有、生活支援員研修の開催や連絡会議など、連携強化に努めている。	A

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・ニーズを把握し、必要に応じて購入や整備を行う。 ・支所だよりを活用し学校や地域への貸出を周知する。	活用の推進		継続	継続	中間評価	継続
・本会の持つネットワークを最大限に活用。 ・出前福祉講座や講師紹介・斡旋の情報を地域に提供する。	年間開催数	100回	継続	継続	中間評価	継続
・地域福祉教育推進事業は全行政区実施。 ・全行政区実施に向けて理解を深める。	普及率	100%	継続	継続	中間評価	継続

社会福祉協議会の役割

・福祉学習プログラムを学校と協議するなど、学校における福祉教育を推進

・学校の総合学習における職場体験、ボランティア体験等のプログラムに協力し、福祉学習の場を提供

・知識や経験を活かし講師を務めるなど、地域を巻き込んだ福祉教育の推進

《２次計画での取り組み方針》

今後は、平成29年度から総合支援事業への取り組みや、平成30年度からの地域包括ケアシステムへの対応など、社協が行うべき事業はますます増大する見込みです。

本会役職員が一丸となって取り組む必要がありますが、本会の事業だけでは対応しきれないため、地域で活発な活動が展開できるよう、より一層連携強化等に向けた体制づくりに力を入れていきます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・支援を要する人に対し、生活をしていく上での必要な金銭管理支援を行う。 ・その人に合った生活上の福祉サービスが行き届くように支援する。 ・関係機関と連携し、ニーズの掘り起こしを行う。	新規相談及び利用者数の増	10件	継続	継続	中間評価	継続
・社協事業との連携を強化し、自立生活を支援する体制を作るため、県社協との連携体制を強化する。	連携及び情報共有	6回	継続	継続	中間評価	継続

アクションプラン	現状と課題	達成度
③自立した生活を促すための支援体制づくり	第1次計画中に成年後見制度について協議・検討するように計画していたが、十分な検討が出来ておらず、第2次計画中に実現すべく関係者間での協議・検討を早急に進める必要がある。	C

【成年後見制度活用までの流れ】

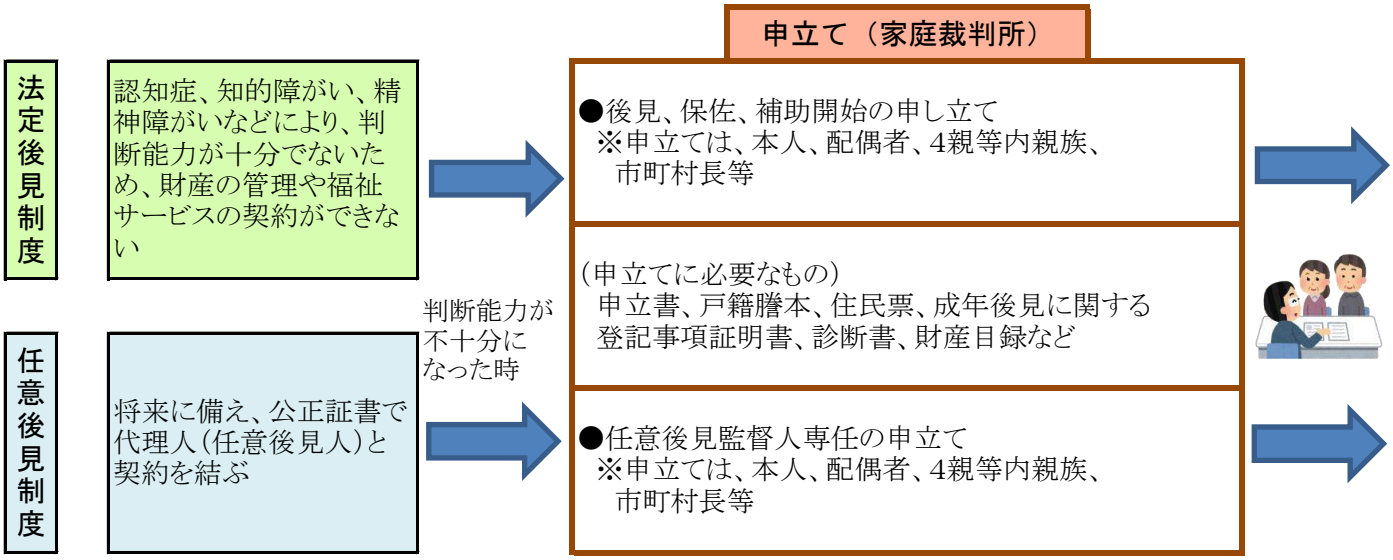

【日常生活自立支援事業の登米市相談件数】　（単位：件）

年度	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
25年度	7	4	3	4	**18**
26年度	12	8	2	2	**24**
27年度	3	2	4	3	**12**

【日常生活自立支援事業の登米市実利用者数】（単位：人）

年度	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
25年度	15	19	15	6	**55**
26年度	16	19	16	4	**55**
27年度	13	18	17	4	**52**

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・登米市社協としての法人後見実施について検討する。 ・成年後見制度の導入には行政との連携が必須。 ・支援について市へ提言し、連携して体制強化に向けた協議を行う。	法人後見の実施について可否判断		研究検討	研究検討	中間評価	実施

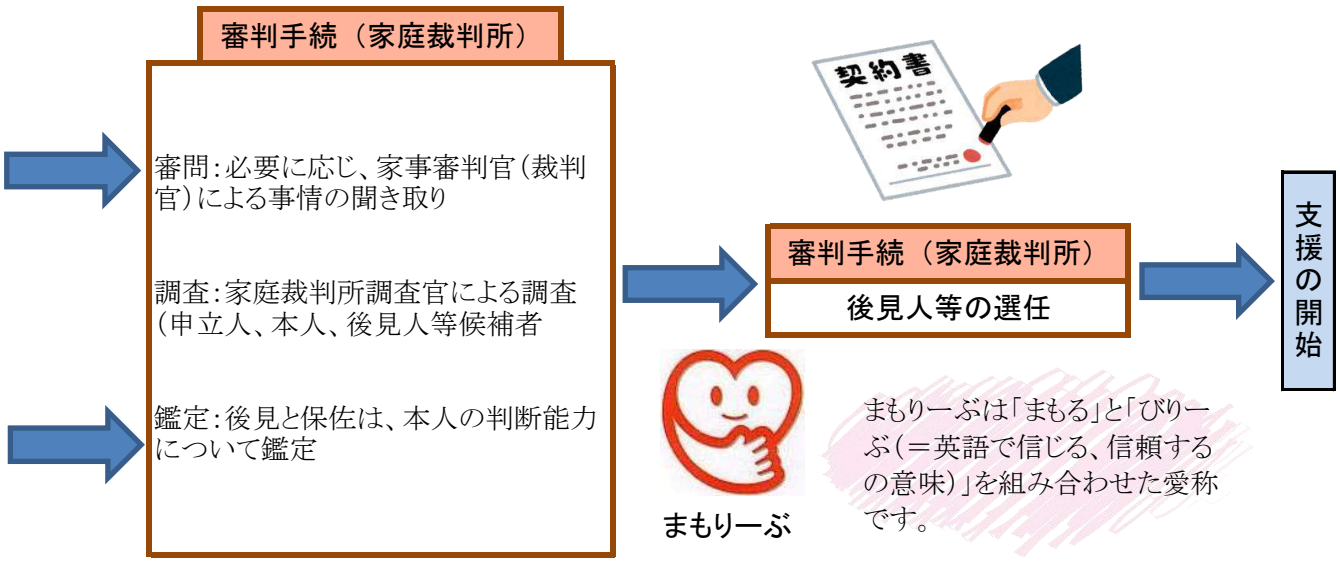

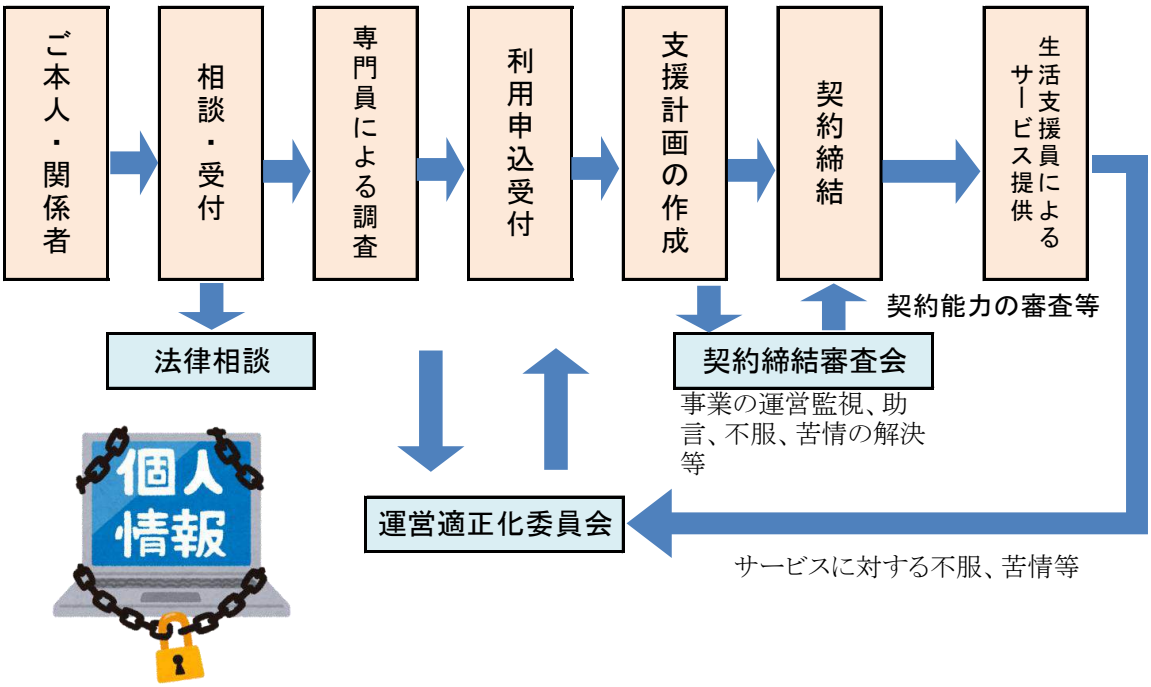

アクションプラン	現状と課題	達成度
④生活困窮自立支援事業との連携	平成27年度より「生活困窮者自立支援法」が施行され、登米市においても自立相談支援事業所が設置された。本事業との兼ね合いは地域づくりに重要であることから連携を強化する必要がある。	B
⑤生活支援体制整備事業 (新規)	登米市から平成28年度より事業委託を受け、市内に6つの協議体(市全域1協議体、5圏域5協議体)と各協議体に6人の生活支援コーディネーターを配置した。 登米市からの委託事業として，平成28年度から「登米市生活支援体制整備事業」を実施。日常生活圏域毎(第2層)と全市(第1層)に協議体を設置した他、各層に生活支援コーディネーターを配置した。	A
⑥地域支援事業への積極的な関わり (新規)	新しい地域支援事業は「地域の支え合いの体制づくり」を目標として掲げ、住民とともに地域のニーズ把握や資源開発を進めなければならない。	
⑦地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防・生活支援の充実　(新規)	高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように地域包括ケアシステム構築がもとめられている。 地域住民を巻き込んだ地域づくりの推進のためには，社協の部門を横断して検討し，的確な対応を進めていく必要がある。登米市社協は、地域福祉事業と介護保険サービス事業を連動させ、地域での生活を支えることが必要となる。	

地域住民・地域組織等の役割

・生活支援体制整備事業、日常生活自立支援事業「まもりーぶ」についての理解

・利用対象者がいた場合、関係機関に情報提供

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・本事業と生活困窮者自立支援事業は国が考える「セーフティーネット支援対策事業」の位置づけでもあり、事業連携及び情報の共有化を図る。	連携及び情報共有		継続	継続	中間評価	継続
・生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。	eコミマップの活用と体制整備		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・新しい総合事業への移行により，要支援者のサポートを住民主体等の多様な生活支援サービスで担っていくことが目指されているが、その実質的な狙いは「地域づくり」と捉え具体的なプランを市に提案していく。	地域資源を活用したサービスの継続と創出		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・社協、住民、福祉サービス事業者等の役割分担と連携を強化する。 ・役割の中から、困ったときの相談先や支援体制の具体化と周知を図る。	役割分担の明確化		研究検討	重点実施	中間評価	実施

社会福祉協議会の役割

・地域住民にわかりやすく生活支援体制整備事業、日常生活自立支援事業「まもりーぶ」についての情報を提供

・行政と情報の共有化や連携を強化し、福祉サービス利用に関するニーズの把握

・関係機関と会議等を行い、情報交換と連携

・地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携

２．福祉サービスの充実

（１）高齢者福祉の充実（一般事業及び受託事業）

《１次計画終了時点の現状》

現在、本会で実施している事業は、高齢者福祉関係が中心となっています。高齢化率の急激な増加もあり、必要不可欠なもので、項目別に見てみると13事業になります。

登米市の意向もあり、受託事業も多くあります。今後ますます高齢化が進み、高齢化率40％越えも視野に入ってきます。今後も高齢者福祉事業は本会の中心的な事業として位置づけられますが、新たな視点に立った事業展開も必要です。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①福祉用具貸出事業	保有している貸出物品の老朽化、保管場所等に課題がある。	B
②ひとり暮らし高齢者等の集い	参加者も増加傾向で、参加者の意向に沿った内容で実施できるよう努めた。会場の確保、事業に協力できるボランティアの確保が必要。	A
③緊急時の連絡体制づくり	これまで、65歳以上で希望する方に対して「緊急連絡カード」の発行と、一人暮らしの高齢者向けに「緊急連絡板」設置を行ってきたが、定期的な更新が出来ていなかった。	C
④高齢者趣味活動支援事業	生きがいづくりを目的とした高齢者に対する趣味活動の支援をおこなってきたが、全町域での実施にはいたっていない。	C
⑤登米市委託事業の実施	①配食サービス事業 ②軽度生活援助事業 ③要介護認定調査事業 ④外出支援サービス事業 ⑤家族介護支援事業 ⑥生きがい対応デイサービス ⑦ミニデイサービス事業 ⑧レスパイト事業 ⑨地域包括支援センター	A

【登米市高齢者世帯の年次推移】　（単位：世帯 - 戸、人口 - 人、割合－%）

年度	全世帯数	住基人口	１世帯当たり人　口	高齢者のみの世帯				６５歳以上	高齢化率（%）
				独居	二人世帯	三人世帯	計		
２５年度	27,032	83,991	3.10	2,184	1,910	149	4,243	24,326	29.0%
２６年度	27,119	83,321	3.07	2,433	1,996	186	4,615	24,938	29.9%
２７年度	27,144	82,487	3.03	2,472	2,155	207	4,834	25,621	31.0%

資料：宮城県高齢者人口調査

《２次計画での取り組み方針》

これまでは、継続した事業展開を行ってきましたが、地域に合った、その人に合ったサービス展開も考慮していく必要があります。しかし、地域特性や個人の希望は千差万別で、全ての方が望むサービス提供は困難ですが、出来るだけ多くの方の希望に沿えるよう、最大公約数を満たすサービス提供に努めていきます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・物品の更新並びに貸出物品が現行のままで良いか、方向性を定める。	事業の方向性を定める		継続	継続	中間評価	継続
・年間の開催回数、内容等についてその都度評価と見直しをする。	各町域の年間開催数	2回	継続	継続	中間評価	継続
・民生委員児童委員、福祉活動推進員等の協力をいただき、毎年度、定期的に更新していく	更新（年）	1回	重点実施	継続	中間評価	継続
・住民ニーズを把握しながら全町域実施を目指す。	全町域実施		重点実施	継続	中間評価	継続
・定期的に受託事業について市担当部署と連携を図り、逐次打合せを行うなど受託事業を万全の体制で提供する。	市との連携		継続	継続	中間評価	継続

配食サービスやミニデイサービス、ふれあい会食会など高齢者との関わりを大切にしています。

（２）介護保険事業の充実

《１次計画終了時点の現状》

ここ数年の間に市内には多くの介護保険事業所が開設し、利用される方の選択肢も増えました。その中、社協が運営する居宅介護支援事業と通所介護事業は利用者数が伸びていますが、訪問介護事業は介護スタッフが十分に確保出来ず27年度からは前年度を下回りました。訪問入浴介護事業は25年度以降も利用者の減少に歯止めがかからず、使用機材の更新も困難なことから29年1月で廃止となりました。入所系施設は定員を維持する入居率となっていますが、入居待機者数は登米市が進めた入所系施設の開所等により分散され、ピーク時よりも減少しています。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①デイサービス事業	ここ数年間で市内では事業所開設が進み、利用者が増えているが、要介護度や医療依存度の高い方が増えており、専門的な知識等が必要となっている。地域での安心した暮らしと自立を支えるデイサービスとしての事業運営が必要である。	B
②居宅介護支援事業	事業利用件数に応じた職員配置や、ケア会議等を通じて利用者の自立した生活の支援に努めている。	B
③訪問介護事業 （ホームヘルプサービス）	人材確保が進まないことで、新規利用依頼に対応できない。 利用希望時間帯の偏りや利用者の居住地により、サービス提供が制限される場合がある。	B
④認知症高齢者共同生活介護事業 （グループホーム）	入居者の加齢に伴う要介護度や心身状況の重度化により、グループホーム本来の支援に加えた医療的ケアや身体介助技術が不可欠となっている。	A
⑤地域密着型特別養護老人ホーム 「風の路」	開設から5年を迎え、長期入所、短期入所ともに100％に近い入居率で推移しており、地域に根差した施設として積極的に地域交流を行っている。地域の人材育成を推進するため実習生を積極的に受け入れるとともに環境整備を行っている。 看取り介護について入居者や家族と話し合いながら進めている。	A
⑥認知症対応型デイサービスセンター 「笑友家」の事業変更の協議	平成28年4月1日に石越デイサービスセンターのサテライト型として事業形態の変更をしたが新規利用者はなく、利用者の確保が困難。 また、施設設備の関係から身体機能が低下した利用者の受入れも困難な状況。	C
⑦訪問入浴介護事業	利用実績の減少傾向が続き、ここ数年は急激な落ち込みとなっている。 平成29年1月に事業廃止となった。	D

《２次計画での取り組み方針》

利用される方の自立支援を基本に、地域の中で選ばれる事業所づくりを進めます。具体的には、新たな処遇改善施策の構築によりサービスの要となる介護スタッフの安定した確保への取り組みをはじめ、利用者一人ひとりに合わせた支援を行います。また、多様化する家庭環境や地域の状況にも目を配り、社協が培ってきた地域や関係機関とのネットワークも活用しながら、地域で自分らしい生活できるよう支援いたします。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・利用者の安心と自立支援を基本にしたサービスを提供する。 ・認知症や医学的知識、介護技術を高め、ニーズに合ったサービスを提供する。	利用率 （年間）	85%	研究 検討	継続	中間 評価	継続
・利用者の自立支援に向け、介護保険制度改正や多様化する課題に適切に対応する。 ・あらゆる利用相談に対応する。	給付管理の 徹底	100%	継続	継続	中間 達成度	継続
・人材確保に努めながらサービス提供地域や勤務シフトの見直しなどを進め、新たなサービス提供体制を確立する。	稼働率	100%	研究 検討	重点 実施	中間 評価	継続
・入居者の状態に合わせた支援について、施設における介護の在り方を検討する。 ・重度化の対応として特別養護老人ホームへの入所連携等を検討する。	入居率	95%	研究 検討	重点 実施	中間 評価	継続
・全室個室化を行い、居心地の良い住まいとしての機能向上。 ・短期入所における緊急時の利用や困難ケースの積極的受け入れ。 ・入居者ひとり一人にあった食事提供や口腔ケアなど、安心して健康的に暮らせるよう生活の質の向上。	①長期入居率 ②短期入居率	①99% ②95%	継続	継続	中間 評価	継続
・事業について検討し、速やかに方向性を明確にする。						

アクションプラン	現状と課題	達成度
⑧行政区長・民生委員児童委員・包括支援センター・ボランティア等との連携	連携は状況に応じて円滑に行っている面もあるが、情報共有は個人情報保護を理由に十分になされていない。 情報共有の目的、必要性を明確にし、連携を必要とする者がそれぞれの立場で責任を果せるよう合意形成する必要がある。	B

地域住民・地域組織等の役割

・一人暮らしや高齢者世帯の孤立を防ぐため、地域で積極的に声掛けするなど見守り活動の実施

・安心して生活ができるよう、近所の方の声掛けや見守りなど進め地域との結びつきを強化

・ボランティア活動に積極的に活動するなど自らの生きがいづくりの実施

・地域住民同士「顔の見えるつながり」を構築するため地域行事への参加

（３）子育て支援の充実

《１次計画終了時点の現状》

関係機関・団体の協力を得ながらひとり親世帯や子育て世代を対象とした交流事業を実施していますが、参加者が少ないのが現状であり、子育て世代や子育て支援センター・子育て支援グループとの情報交換も十分に図られていませんでした。

また、子育てボランティアの育成については、現在活動している団体への支援のみとなっており、育成まで結びついていない現状にあります。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①子育てボランティア・グループの育成支援	子育てボランティアの育成は、活動中の団体支援のみにとどまっている。子育て中の父親・母親世代との連携が必要。また、子育てボランティアグループの育成が求められる。	C
②ひとり親家庭親子交流の開催	関係機関・団体の協力を得ながら対象世帯の把握、参加者募集を行っているが参加者が少ない。	C
③子育て相談等の実施	月１回開催の定例相談では、子育てに関する相談はほとんどない状況。子育てに関する相談窓口は、子育て支援センター、児童館、各総合支所市民課があり、社会福祉協議会への相談はない。	D
④関係者との情報交換・連携の強化	事業実施は行われておらず、子育て支援センターや、子育て支援グループとの情報交換、連携が十分に図られているとは言えない。地域の子育て行事に参加するなど連携の強化が求められる。	D
⑤新規事業の取り組み（新規）	住民から、子育て支援についての要望・問い合わせがあったが対応できていない。	

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・高齢者に寄り添った支援充実に向け、介護支援専門員や区長、民生委員、ボランティアが必要な時に適切に情報交換が出来る場をつくる。 ・情報共有にあたっての範囲、役割分担の明確化、問題発生時の連携体制等を整備する。	情報交換の場（年）	1回	研究検討	重点実施	中間評価	継続

社会福祉協議会の役割

・閉じこもりがちな高齢者に対し積極的な事業参加を促進

・高齢者が元気に生きがいを持った生活が送れるよう「集う場」を提供

・地域における関係機関・団体等との連携により、地域福祉の推進

《２次計画での取り組み方針》

子育てしやすい環境を整備するために、関係機関や団体との情報交換・連携を図り、子育て支援のネットワークづくりを推進していきます。また、新たな支援事業の展開を検討していきます。

人員不足や高齢化となっている子育て支援ボランティアの人材育成のため養成講座を開催し、地域全体で子育てを支援していく体制を推進していきます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・次世代を担う子育て世代に関心を持ってもらうため、ボランティアセンターの機能を活かし、人材育成のための養成講座等を開催する。	養成講座の開催（年）	2回	研究検討	重点実施	中間評価	実施
・次期計画ではアクションプランのタイトルを「親子交流事業の推進」に変更						
・子育てに限定した相談は廃止する。						
・関係機関や団体と積極的に情報交換・連携を図り、子供達の健全育成や、子育てのしやすい環境整備を推進する。	関係機関との連携（年）	1回	研究検討	重点実施	中間評価	実施
・新たな事業（子ども食堂、チャイルドシート貸出等）について検討する。	試行と展開		研究検討	重点実施	中間評価	実施

地域住民・地域組織等の役割

・地域全体で子育てをサポート

・地域活動への参加呼びかけ（親向け）

・登米市の子育て支援事業(登米ファミリー・サポート・センター）の協力会員の登録推進

（４）障害者福祉の充実

《１次計画終了時点の現状》

ご家族やご本人の意志などにより、サービス利用につながった方への支援という面では概ね役割を果たすことが出来ました。また、共同生活援助や計画相談支援事業所の新規開設により、サービス利用希望者の受け皿の拡充も図られました。しかし、地域に潜在しているサービスを利用していない方々への働きかけや、災害時支援も含めた住み慣れた地域での生活継続支援という面では、今後も新たな取り組みや仕組みづくりが求められます。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①社会参加（スポーツ・レクリエーション等）の促進	参加者も多く定着してきたが、個人情報保護法により対象者の把握が難しい。	B
②外出支援（移送）サービス	障がい者の利用率は外出支援サービス利用者全体の半数以上を占める。利用申込みが重複した場合、希望に沿えない場合がある。	B

【登米市障害手帳交付の推移】　（単位：人）

区　分	24年度	25年度	26年度	27年度
身体障害者手帳所持者数	3,728	3,694	3,648	3,594
療育手帳所持者数	707	730	755	794
精神障害者保健福祉手帳所持者数	362	394	401	474

※資料：登米市障害者計画・障害福祉計画より

アクションプラン	現状と課題	達成度
③障害者（児）基準該当サービス	中田デイサービスと石越デイサービスで合計3名が利用。サービス提供内容は介護保険利用の方と同じメニューとなっているため、個別ケアが十分できていない。	B

社会福祉協議会の役割

・子育てボランティアの育成、特に若い世代のボランティアを確保する為に養成講座を充実

・「おばあちゃんの知恵袋・地域の結っこ」等を利用した情報提供

・仲間作りの場所の提供

・登米市やコミュニティ組織などの関係機関との連携強化

・短時間勤務場所の提供（例えば配食サービスへの協力）

《２次計画での取り組み方針》

いま社協が持っているネットワークやサービス資源を活用し、支援を必要とする方々を把握し、災害時も含めた生活全体の支援が図れるようにします。また、住み慣れた地域での生活継続と自立に向け、支援者として必要な障がいの理解や課題に応じた支援技術の向上を図ります。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・社会参加を促す対象者の把握方法について検討する。	情報収集体制の整備		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・利用日程の調整を図りながら、極力利用希望者の意向に合わせる。	希望達成率	90%	研究検討	重点実施	中間評価	実施

登米市身体障害者スポーツ大会の様子

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・支援の内容に、障害特性を踏まえた専門的支援を取り入れ、個別ケアを充実する。	個別ケアの実施	100%	重点実施	重点実施	中間評価	実施

アクションプラン	現状と課題	達成度
④福祉作業所	福祉作業所では、利用者が希望するサービスが設備上の制約もあり対応できるケースが限られてしまうのが現状である。 安定した運営を行うため、定員の確保をしていく必要がある。	B
⑤居宅介護、重度訪問介護 （障害者ホームヘルプ）	利用者数は4～5名であるが、自宅や地域での生活を支えるサービスとして重要な役割を担ってきた。今後も、障害を抱える利用者の生活全体を視野に入れた支援の継続が求められる。	B
⑥共同生活援助 （障害者ケアホーム）	入居者の生活の場として、生活面全般にわたり自立支援に向けた支援を行ってきた。平成27年度からは入退居の動きもなく定員7名を維持している。入居者の生活支援の他、日中利用する他サービス事業所や家族、親族等と円滑に情報共有ができる体制整備が必要である。	A
⑦計画相談	平成28年4月の開設であるが、訪問や面接、記録整備、連絡調整などが円滑に行えるよう、試行錯誤している現状。 相談支援専門員は、経験と知識を積み重ねながら支援の幅を広げることが求められる。	C
⑧大規模災害への対応	宮城県や登米市が作成したハザードマップを参考に、事業所ごとに避難マニュアルを作成している。 避難マニュアルに沿った訓練が必要。	B

地域住民・地域組織等の役割

・差別をなくし、暮らし易い心づかいのある地域や町づくりの推進（障害者差別解消法への理解）

・災害時や緊急時の地域全体での協力体制の整備　（自主防災組織との連携）

・生活環境の整備

避難行動要支援者とは？

避難行動要支援者とは、災害が発生した場合に自らを守るための適切な行動が困難で、何らかの助けを希望する方のうち、次の方が対象となります。

①要介護認定3～5を受けている方。
②身体障害者手帳1級・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者の方。
③療育手帳Aを所持する知的障害者の方。
④精神障碍者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の方。
⑤上記以外の市の生活支援を受けている難病患者の方。
⑥上記以外で自主防災組織・行政区が支援の必要を認めた方。
※ただし、要件から形式的に該当しない者であっても、避難行動支援が必要であると認められる者については、従来の「避難行動要支援者マニュアル」で定める「手上げ方式」・「同意方式」により、名簿に記載出来るものとする。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・福祉作業所に求められる役割や責任を明確化。利用者の生活状況の把握と幅広い利用者支援に向けたサービス内容の整理。建物や設備等の環境整備を進め、利用率を上げる。	利用率	100%	重点実施	重点実施	中間評価	継続
・利用者の自宅生活を支え、見守ることが出来る体制を維持し、必要に応じた対応を行う。 ・災害時への備えなども含め、安心で安全な地域での暮らし実現に向けた支援を行う。	支援の継続		重点実施	重点実施	中間評価	継続
・利用者の生活全般を把握し、状況に応じて対応する。 ・利用者の居場所として、安心で安全な暮らしの実現に向けた支援を行う。	自立目標の達成		重点実施	重点実施	中間評価	継続
・利用者の生活全般を把握した計画作成と、自立支援に向けた計画を作成する。	計画・モニタリング作成数	200件	重点実施	重点実施	中間評価	継続
・地域別、災害別に策定したマニュアルの理解と訓練の実施。	訓練の実施（各事業所・年）	2回	継続	継続	中間評価	継続

社会福祉協議会の役割

・障がい(精神・知的・身体)を理解するための研修会の開催（あらゆる世代向け）

・引きこもり者が活躍できる場所や雇用の場の設置

・家族支援の充実

・生活支援ボランティアや専門的ボランティアの確保

・成年後見制度の活用

災害時に援護者の支援を受けるには？

①災害時に支援を受けるには、事前に「避難行動要支援者名簿」へ登録していただきます。
②登録する際には、支援のために必要な個人情報を関係団体（消防署、消防団、自主防災組織、自治会、町内会、民生委員児童委員等）や地域支援者への情報提供に同意できる方とします。
③避難行動要支援者登録申請書は、各総合支所窓口、福祉事務所生活福祉課、防災課、消防署に備えてあります。また、申請書は登米市のホームページからもダウンロードできます。

※「登米市避難行動要支援者支援マニュアル概要版」より

３．総合支援体制の充実

（１）相談機能の充実と強化

《１次計画終了時点の現状》

各町域で定例開催されている生活相談所については、広報紙やホームページ等を活用し周知をしておりますが、相談件数は少ないのが現状です。月1回開催されている法律相談については、専門的な相談ができるため実績があります。

日常の相談業務内容は多種多様となっており、対応する生活相談員や職員の研修もそれに合わせた内容となっておりスキルアップに努めています。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①相談体制の充実	生活相談所は、各町域で毎月開設しているが、相談が寄せられない月が多々あり今後の事業展開方法に課題あり。 法律相談は専門的な相談ができるので、相談件数も生活相談所に比べ多くなっている。 日常の相談業務としては、多種多様な相談が寄せられている。	B

生活相談所実績（定例相談）

		迫	登米	東和	中田	豊里	米山	石越	南方	津山	計
２６年度	開設日数	１１日	１２日	１２日	１０日	１２日	１２日	１２日	１２日	１２日	１０５日
	延相談件数	７件	６件	１７件	２９件	６件	６件	１４件	０件	１件	８６件
２７年度	開設日数	１１日	１２日	１２日	１０日	１２日	１２日	１２日	１２日	１２日	１０５日
	延相談件数	４件	５件	９件	２４件	４件	３件	４件	１件	１件	５５件

アクションプラン	現状と課題	達成度
②相談員等の資質向上	生活相談員や職員を対象とした研修会を随時開催し、それぞれのスキルアップを図っている。	B
③総合相談ネットワークの確立	法律的な解決を必要とする相談ケースが増加している中、適切な解決までのプロセスを描ききれていない。	B
④住民への情報提供	相談事業の周知については、広報紙「社協だより・支所だより」、社協ホームページ、コミュニティFM（H@！FM）を活用し周知している。	B

《２次計画での取り組み方針》

法律相談については継続実施していきますが、定例相談については予約制を含めて検討していきます。また、複雑多岐に亘る相談に対応するため相談員や職員の研修会を実施し資質の向上に努めます。

他機関との連携を取り、総合相談ネットワークの確立を進めます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・定例相談は、予約制を含め検討する。 ・法律相談は、継続して実施する。 ・ホームページやEメール等を利用した相談対応について検討する。	相談体制の充実		研究検討	重点実施	中間評価	実施

法律相談所実績

		迫	登米	東和	中田	豊里	米山	石越	南方	津山	計
２６年度	開設日数	２日	１日	１日	２日	１日	１日	１日	２日	１日	１２日
	延相談件数	１０件	６件	６件	１３件	２件	３件	４件	９件	７件	６１件
２７年度	開設日数	２日	１日	１日	２日	２日	１日	１日	１日	１日	１２日
	延相談件数	１４件	７件	５件	１１件	１０件	５件	２件	５件	８件	６７件

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・複雑・多岐に渡る相談内容が増加している中、円滑に応対出来る専門的知識や技法を習得するための研修等を実施する。	研修会の開催（各支所/年）	1回	継続	継続	中間評価	継続
・他機関との連携を今以上に密に取り、総合相談ネットワーク化を図る。	相談窓口ガイドの整備		継続	継続	中間評価	継続
・従来の周知方法の他、SNS（FacebookやTwitterなど）の活用等、さまざまな媒体を活用する。	周知方法の検討		研究検討	重点実施	中間評価	実施

アクションプラン	現状と課題	達成度
⑤相談内容の管理	相談カードや相談日誌の保管については、個人情報保護の観点から、鍵付きの書庫に保管し、適正に管理を行っている。	A

地域住民・地域組織等の役割

・地域ぐるみでのコミュニケーションの場づくり

（２）生活福祉を向上させる支援と善意の保管・運用

《１次計画終了時点の現状》

生活困窮世帯への取り組みとして、貸付マニュアルの作成を行いスムーズな貸し付けができるような取り組みやフードバンク事業にも取り組んできました。ただし、歳末義援金の配分方法や善意銀行の財源確保には苦慮しており、はっきりとした財源確保や配分の見直しをすることができませんでした。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①生活福祉資金・生活安定資金	貸付事務等を統一するため、「貸付相談基本マニュアル」を作成し、初期相談から貸付までスムーズに貸付事務が出来るようになったが、返済が滞っている借受者が多数見受けられる。	B
②民生委員児童委員と連携し適切な債権管理	民生委員児童委員との連携は、いうまでもなく必須であることから次期計画では本項目を削除する。	B
③歳末義援金の給付	共同募金の実績は年々減少しており、歳末たすけあい義援金として捻出することが厳しくなっている。配分対象者調査要項により公平・公正な配分を行っているが、事業自体の見直しが必要である。	B
④善意銀行の充実	緊急支援資金支給対象者の増加により、善意銀行としての財源確保が難しくなってきている。物品の払い出し、預託管理に関しては検討が必要である。	B

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・記録した相談内容の文書類は、関係者以外の目には触れないような取扱いを行い、厳重に管理していく。	個人情報の管理		継続	継続	中間評価	継続

社会福祉協議会の役割

・地域ニーズに合った相談所の開設

・専門相談や他機関との連携し相談機能の強化

・職員の専門的研修の充実

・相談事業の周知方法

《２次計画での取り組み方針》

歳末義援金の配分方法については、関係者や市民の意見を尊重しながら、善意銀行の財源確保と合わせ、あらたな事業配分について慎重に協議していきます。また、貸付についても古くからの貸し付け滞納件数が多く、今後さらに民生委員や関係機関との連携強化を図りながら償還指導を強化していきます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・償還指導マニュアルを策定し、一貫した償還指導を実現する。	滞納額の減		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・当面の間は事業継続として考えるが、第2次計画中に事業の見直しを図り、より効果的な支援を行うが、次期計画中に方向性を定める。	事業の見直し		研究検討	研究検討	中間評価	継続
・当面の間は事業継続として考えるが、第2次計画中に事業の見直しを図り、より効果的な支援を行うが、次期計画中に方向性を定める。	事業の見直し		研究検討	研究検討	中間評価	継続

アクションプラン	現状と課題	達成度
⑤フードバンク事業（新規）	平成27年度より、みやぎ生協とフードバンク協定を締結し、市内の生活困窮者を始めとする、何らかの事情で緊急的に食料支援を受けなければならない人を対象に配給制度を設けた。年に10件ほどの利用があり、いずれも一定期間を過ごすことができ、その後他サービスの利用等により困窮状態が改善された。	A

地域住民・地域組織等の役割

・物品寄附での協力

・隣近所の関係性を強化し、状況把握と情報提供

生活福祉資金・生活安定資金貸付状況

資金名	生活福祉資金		生活安定資金	
	件数	貸付元金額	件数	貸付金額
25年度	63件	60，911，000円	54件	3，152，000円
26年度	58件	58，676，000円	49件	2，886，000円
27年度	55件	55，100，000円	49件	2，930．000円

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・食料支援が必要な方に対し、単なる配給だけで終わらないように自立生活に向けた生活環境の向上を目指す。	申請への迅速な対応		継続	継続	中間評価	継続

社会福祉協議会の役割

・借受世帯の経済的自立に向けた支援と定期面談会の実施

・民生委員児童委員と連携し情報を共有しながら、経済的困窮者や低所得世帯等の実態把握と世帯に即した支援

・寄附金を活用し善意銀行運営の充実

・寄附協力者の意向や現在の社会情勢に沿った歳末義援金の給付

・寄附金を活用し善意銀行運営の充実

第２次　登米市社会福祉協議会強化発展計画

１　計画理念

○第1次計画でも留意したように、地域福祉活動計画を達成するためには、地域福祉の中核である登米市社協の強化発展計画は、必要不可欠なものです。第1次登米市社協強化発展計画(平成21年度～平成28年度）の見直しによる課題解決に向けて第2次計画では、本会の活動基盤の整備を図り、安心・安全な地域づくりをさらに目指します。

また、第2次計画期間中には、本会が合併から15年の節目の年(平成31年度)を迎えることにもなり、地域に根ざした組織として、基本理念『一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために』の達成に向け、住民とともに活動基盤の強化と充実を更に図る計画とします。

２　計画期間

○第2次計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。
なお、第2次計画期間中にモニタリング等を随時行うとともに、各種委員会等の意見を聴取し、必要に応じ計画のローリング又は計画変更ができるものとします。

１．組織・事務局体制及び財政基盤の強化

（１）組織体制の強化

《１次計画終了時点の現状》

円滑な組織運営と各事業所の安定経営のため、定期的な理事会・評議員会の開催や公益的団体として各分野から広く意見をいただくための各種専門部会や委員会等が開催されてきました。また、各種の研修や先進地視察を積極的に開催し、役職員等の資質向上などを図ってきましたが、これまで評議員に対する研修が開催されていないため、計画的な研修の実施が必要です。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①理事会・評議員会の機能強化	役員には組織運営と事業所の経営のため定款細則や事業計画（理事会6回/年・評議員会6回/年）に基づき定期的な会議と先進地視察などの研修会が開催されてきた。 また、理事は執行機関として、介護保険事業所の経営状況の把握や懸案事項確認の為、現場確認を行うなど積極的に意見を反映出来るよう図っている。	B

３　登米市社協の強化

○第1次計画の反省と課題を踏まえ、登米市社協として

(1)組織・事務局体制及び財政基盤の強化

(2)地域福祉活動の充実強化

(3)介護保険事業の強化推進

(4)障害者総合支援法による支援体制の充実強化

(5)必要な情報の提供活動

上記5点を強化発展の目標とし、さらにきめ細かな住民本位の社会福祉事業の展開を目指します。しかし、それぞれの目標達成には、社会環境の変化に伴い住民ニーズも変わり、また法・制度改正など、福祉を取り巻く環境は、常に変化することが予想されますので、柔軟に対応できる組織強化を図りながら、目標達成に向けた社会福祉事業の計画と強化を図ります。

《２次計画での取り組み方針》

社会福祉法人の制度改革により、法人としての公益性が更に重視され、組織体制の見直しにより役員等の責任は更に重いものとなるため、それぞれの役割を明確にし責任負担に伴う報酬のあり方について早急に見直しを図ります。

また、頻繁に行われる制度改正や組織運営や事業所の経営状況等、その変化に迅速に対応できるよう、研修の積極的開催や役員間等での情報共有が円滑に図れるようなシステムづくりを進めます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・理事会、評議員会の定期開催 ・評議員選任・解任委員会の設置及び開催 ・地域福祉、介護現場の視察 ・定款改正への対応	計画的開催		重点実施	重点実施	中間評価	継続

社会福祉法人登米市社会福祉協議会組織図

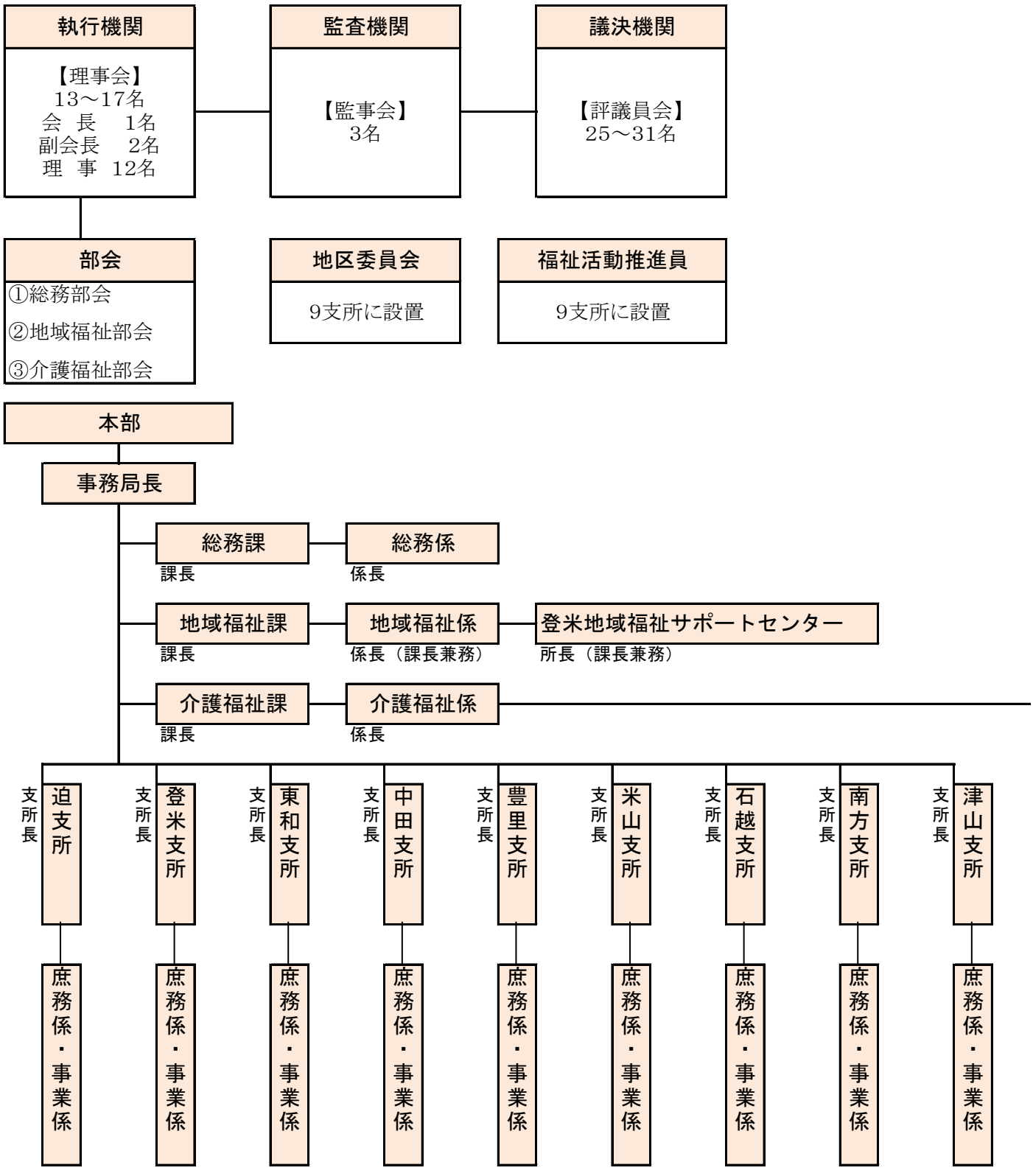

社会福祉協議会（通称：社協（しゃきょう））は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に基づき全国の市町村に設置され、営利を目的としない社会福祉活動を図る事を目的とする民間の福祉団体です。

管理者
特別養護老人ホーム「風の路」
管理者
米山訪問介護事業所
管理者
認知症グループホーム「ほほえみ」
管理者
石越デイサービスセンター
管理者
米山デイサービスセンター
管理者
中田デイサービスセンター
管理者
東和デイサービスセンター
管理者
米山・南方地域包括支援センター
管理者
指定市町村介護認定調査事務受託事業所
管理者
石越居宅介護支援事業所
管理者
米山居宅介護支援事業所
管理者
中田居宅介護支援事業所
管理者

管理者
計画相談事業所「ゆうゆう」
管理者
障がい者ケアホーム「カーサにしき」
管理者
南方福祉作業所「あやめ園」
管理者
豊里福祉作業所「工房なかま」
管理者

アクションプラン	現状と課題	達成度
②監査機能の充実と外部監査の導入	県社協主催の監査委員研修会や本会役職員研修として先進地視察を行い資質向上が図られている。 監事による監査は、中間監査と決算監査の2回実施され指導事項についてはその都度改善されている。また、顧問税理士に外部監査を委託し社会福祉法人会計基準に沿った指導が行われている。	A
③各種部会・委員会の開催	理事で構成される総務・地域福祉・介護福祉の3部会は、年間3回の開催を計画しているが1～2回の開催に留まっている。組織、財政、地域福祉、事業所運営等を検討協議するため、より専門的な意見が望まれ、理事会・評議員会へ提案される議案をより一層の検討協議を図ることが望まれる。本部・支所に設置している各種委員会は計画的に開催されている。	C
④役員向けの計画的な研修の実施	県社協主催の役員研修会や本会主催の役職員研修として先進地視察を行い資質向上が図られている。 理事は、懸案事項や新規事業など現場を確認するなどして対処できるよう配慮がされてきた。しかし、評議員に対する研修はほとんど開催されていない。今後、計画的な研修の開催が必要である。	C
⑤役員間の情報共有化の推進	役職員相互の情報共有は、定期的な会議開催時のみになっており、組織及び事業の現状把握についてはその方法論に課題が残っている。タイムリーな情報共有を理想とするが、役職員が求める情報共有の場を定期的に提供していくことが課題。	C
⑥経営責任の明確化と 役員報酬の在り方	役員の経営責任と、それに対する報酬については依然として検討されていない状況であり、事業規模や予算が合併時と比べると増加する中、責任負担と報酬の在り方の早急な検討が必要である。社会福祉法人制度改革では報酬基準の作成と公表が義務付けられ、経営責任と勤務形態を明確にした役員報酬規程への見直しが求められる。	C
⑦柔軟に対応できる機構の構築	社会福祉の動向は、社会保障制度や介護保険制度の改正、また福祉ニーズの変化に伴い社会福祉法人制度改革により組織機構の見直しや地域貢献が義務化されました。本会に於いても事業や予算規模が増加しておりその変化に対応できるよう事務機構の在り方を早急に検討することが求められる。	B
⑧経営状況に対する外部診断の導入	組織内部での経営分析を定期的に実施し、組織の経営健全化計画及び中・長期計画策定の指針を示すため、外部診断の導入を図る。	D

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・監査委員の研修の実施 ・監査法人（公認会計士）による監査の準備 （平成33年度決算より実施）	体制整備		研究検討	研究検討	研究検討	研究検討
・部会の定期開催 ・各種委員会の定期開催	計画的開催		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・理事、監事への計画的な研修の実施 ・評議員への計画的な研修の実施	研修の実施 （各々・年）	1回	研究検討	重点実施	中間評価	実施
・役員間による情報共有のシステム化 ・本会ホームページへの役職員閲覧コーナー（仮称）の設置検討	システムの構築		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・役員報酬規程の見直し ・ホームページでの公表	役員報酬規程の見直し		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・社協モデル定款による組織機構の見直し及び地域における公益的な取り組みの充実	定款の変更		継続	継続	中間評価	継続
・費用対効果から外部診断導入を検討 ・平成30年度の導入に向けた準備	経営分析の実施		研究検討	重点実施	中間評価	実施

アクションプラン	現状と課題	達成度
⑨福祉活動推進員の充実	福祉活動推進員としての役割を学ぶ機会を増やすため、毎年、町域ごとに研修会を実施しているが、主たる活動が社協会費徴収となっており、町内会より一括納入している地区においては、社協への理解が低く関係性も希薄になっている。また、推進員は短期間で交代することもあり、地域福祉事業などについて理解を深めることができない。	C
⑩関係機関・組織・団体との協働と連携強化	自治会やコミュニティ、各種団体、学校との関わりは増えているが、関係機関等の役割や具体的な協働内容が不明確である。	B

（２）事務局体制の強化

《１次計画終了時点の現状》

職員の退職、離職並びに事業拡大等に伴う人材の確保は、新規採用や非正規職員の内部登用等により適正な人事管理に努め、更には「第一次定員適正化計画」を策定し適正な人員配置目標を定め計画的な職員採用を進めています。

しかしながら、介護保険事業では慢性的な人材不足が生じている事業所もあることから、離職防止や職員確保のための処遇改善等安心して働ける職場環境の整備と併せ職制職責に応じた適材適所への配置が可能となるよう、人事考課制度の理解と本格的な運用が必要です。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①適正な人事労務管理の実施	職員募集については、本部主管で公募やハローワークを通じ募集している。正規職員の昇格や嘱託・臨時・非常勤の内部登用や任用については意欲を引き出せるよう、経験年数や保有資格及び人事考課による一定の達成度が必要な状況である。	C
②人事労務管理体制の強化	人事考課制度は、平成25年度より試行的に実施している状況だが、昇格や異動の基準に取り入れるために必要な見直しを行い、その運用方法を職員によく説明をしてその職員が理解された制度に構築する必要がある。 現在は、自己達成度を尊重したものとなっているため考課内容に格差があり、同じ基準での考課が出来ておらず職制職責に応じた適材適所への人事異動に適用するための本格運用までには至っていない状況である。	D
③事業実施規模に応じた適正な職員配置	平成28年3月に第1次定員適正化計画で、法人地域福祉部門と経営部門の定員適正化の目標を示し職員採用計画が策定された。今後は、適正な職員配置を行うため随時見直しが必要。	B

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・地域と社協を繋ぐ役割を理解してもらう。 ・推進員が、懇談会や座談会、ネットワーク会議等を主体的に開催できるようにする。 ・研修会を継続開催し、地域福祉活動をより一層推進するための技術と能力を向上する。	全推進員に対する研修参加率	60%	継続	継続	中間評価	継続
・具体的役割と協働内容を明確化する。 ・個人情報の保護に十分配慮し、相互に協力しながら計画実現に向けた連携を強化する。	役割分担と連携強化		継続	継続	中間評価	継続

《２次計画での取り組み方針》

社会福祉法の改正や生活支援体制整備事業等新たな事業への取り組み等、社協職員として住民や行政関係機関等からの期待に応えられるよう、専門性を高めその役割や責任が十分果たせるよう研修体系を確立し人材育成に努めます。

また、本会の財政状況を見ながら職員の身分保障や新たな処遇改善等を図り、安定した職員確保を進め、人事考課制度の本格運用等により適正な人事労務管理体制を構築します。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・働きやすい職場づくり推進委員会の設置。 ・準正規職員制度の検討。 ・無期契約社員への転換の検討。	労働環境の改善		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・人事考課の理解と運用。 ・現行制度の見直し検討。	制度の見直し		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・計画的な職員採用計画と定員適正計画の整合と見直し。	整合率	100%	研究検討	重点実施	中間評価	実施

【職員数】

	正規職員		臨時職員等			計
	一般職	現業職	嘱託	臨時	非常勤	
法人・地域福祉部門	23	1	17	9	43	93
介護・障害者福祉部門	31	24	13	61	71	200
総計	54	25	30	70	114	293

アクションプラン	現状と課題	達成度
④計画的な研修体制の確立	平成22年度に策定された研修要綱・基準・マニュアルを基に内部研修計画を作成し、新規採用職員研修から中堅職員研修及び専門性を学ぶ介護保険関係研修が計画されている。 OJTやOffJTを通じて、全体的な業務処理能力や力量を育成していくことが望まれる。	C
⑤事務・事業推進方法の整理・マニュアル化	課長・支所長・係長で構成される支所長会議等を定期的に開催している。事業見直し等推進方法の課題は、定期的に各会議を開催して内規・マニュアルの変更を行っている。	B
⑥業務・情報処理の効率化とIT技術の向上	各種システムのネットワーク化が構築され、データの一元化ができたが、OA機器を活用する職員のレベルアップ研修ができておらず、今後はIT技術研修の場が必要。	B

（３）事業展開に必要な拠点施設の確保

《１次計画終了時点の現状》

9支所中6支所が指定管理者制度による指定管理者として施設管理していますが、建物・設備等の修繕が年々増えています。また、各種事業展開にあたり、一部支所では配食サービス事業の調理施設の確保等に苦慮しており、支所間での連携を図りながら事業展開しています。総括である本部事務所は、迫老人福祉センターの一室を使用しており、年々事業規模も拡大しスペース的にも不十分な状態です。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①多くの住民に利用される施設サービスの向上	指定管理施設は、6つの福祉センター等を管理しており、利用者は、年間約36，000人である。	B
②指定管理者としての責任ある施設管理体制の整備	施設内の整理整頓しているほか、施設利用のアンケートを実施している。	B

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・年度事業計画における研修計画作成。 ・研修計画に基づいた研修の実施。	計画的実施		研究 検討	重点 実施	中間 評価	実施
・定期的なマニュアルや内規等の見直し。	迅速な対応		研究 検討	重点 実施	中間 評価	実施
・定期的なIT技術・操作研修の実施。 ・研修計画にIT技術研修を盛り込む。	計画的実施	100%	研究 検討	重点 実施	中間 評価	実施

《２次計画での取り組み方針》

本・支所を置く福祉センター等は総合的な地域福祉活動の拠点でもあり、多くの市民が気軽に利用できる施設運営を目指していきます。また、各種サービス展開に支障が生じている施設については、早急に登米市と協議し、利用者に不便をきたさない施設にしていきます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・住民に開放された施設運営を行う。	利用希望 達成率	100%	継続	継続	中間 評価	継続
・責任ある施設管理運営を行う。	利用者 満足度	85%	継続	継続	中間 評価	継続

【登米市社協本部・支所、事業所一覧】

（社協指定管理施設内）

支所・事業所名	拠点施設名
本部・迫支所	迫老人福祉センター
登米支所	登米老人福祉センター
東和支所	東和地域福祉センター
東和デイサービスセンター	東和地域福祉センター
中田支所（中田通デイサービスセンター、中田居宅介護支援事業所）	中田老人福祉センター
米山支所（米山訪問介護事業所、米山居宅介護支援事業所	米山総合保健福祉センター
米山デイサービスセンター	米山総合保健福祉センター
石越支所（石越居宅介護支援事業所）	石越福祉センター
石越デイサービスセンター	石越福祉センター
石越認知症高齢者グループホーム「ほほえみ」	単独施設

アクションプラン	現状と課題	達成度
③行政との連携強化の推進	本会の地域福祉、介護保険、障害福祉事業等の推進拠点としている施設は、指定管理施設（行政財産）が殆どであり、大規模修繕費は市で負担している。	B

（４）財政基盤の強化

《１次計画終了時点の現状》

本会は地域住民や企業からの会費や共同募金配分金及び寄附金、登米市からの補助金・受託金、そして介護保険事業等の介護報酬を財源として運営しております。これまで、新規事業の拡大で受託金収入及び介護保険等事業収入等も拡大してきました。しかし、会費収入や補助金、共同募金配分金は年々減少しております。登米市から人件費補助金はいただいているものの、不足分は介護保険事業等の収入に依存せざるを得ない状況となっています。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①会員・会費制の拡充	市民へのPR活動や理解促進に努めたが、十分な会員増とはならなかった。 会費は、地域福祉事業を展開する上で最も重要な財源なので、地域の理解と協力が得られるように周知の方法を工夫する。	B

（行政管理施設内）

支所・事業所名	拠点施設名
豊里支所	豊里高齢者趣味の交流館
南方支所	登米市南方庁舎
津山支所	津山老人福祉センター
米山・南方包括支援センター	米山総合支所
豊里福祉作業所「工房なかま」	単独施設
計画相談支援事業所「ゆうゆう」	工房なかまと同施設
南方福祉作業所「あやめ園」	単独施設

（社協独自施設）

事業所名	拠点施設名
地域密着型特別養護老人ホーム「風の路」	単独施設

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・福祉推進拠点として計画的な施設修繕のために、協議・連携を図る。	行政と継続した連携		継続	継続	中間評価	継続

《２次計画での取り組み方針》

財源確保に苦慮している本会において、人件費補助金は法人運営及び地域福祉を推進するうえで根幹をなすものであり、登米市の理解を得ながら補助金の現状維持に努めます。また、介護保険事業等収入については、介護報酬改定による減収とならないよう各種加算制度を取り入れる等、各部会や経営戦略会議等で検討し財源確保に向けて役職員一丸となって財政基盤の強化に努めます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・新たなPR活動を模索しながら、若い世代の理解を進めるため、インターネットで情報を発信するソーシャルメディアなどの新たな方法を取り入れる。 ・地区委員や福祉活動推進員長等が、地域行事等に積極的に参加し、社協活動への理解を求める。	現状維持		研究検討	重点実施	中間評価	継続

【会費等年度別実績推移】

【単位：円】

	２５年度	２６年度	２７年度
１．会費	29,624,700	29,526,900	29,484,900
２．市補助金	114,125,000	112,131,000	111,137,000
３．共同募金配分金	16,654,551	17,143,477	15,136,655
合　　計	**160,404,251**	**158,801,377**	**155,758,555**

アクションプラン	現状と課題	達成度
②介護保険等事業の推進	職員の増員及び処遇改善、借入金返済など介護保険事業・障害福祉サービス事業からの財政負担が増大している。 法人全体でも、年々、財政が悪化している。	B
③共同募金運動の促進	募金運動の普及を進めたが、共同募金実績は増加していない。 住民への周知やPR方法の見直し、ハートフルベンダーの新規設置や他の募金活動を推めることが、課題としてあげられる。	B
④補助金、受託金、各種助成金の確保	地域福祉を推進するためには法人運営部門や地域福祉推進部門の職員の人件費の確保が必要不可欠である。登米市補助金以外の不足分は介護保険事業等からの繰入金で賄った。 平成27年度介護報酬のマイナス改定により介護保険事業からの繰入金も限界であるため、登米市と協議し、平成28年度登米市補助金は前年度と同額となった。 県社協からの補助金は、東日本大震災の復興に係る貸付資金相談員の人件費補助が主であり、将来的に打ち切りが懸念される。 登米市及び県社協からの受託金は、必要な事業費を概ね確保できている。	C
⑤寄附金等自主財源の確保	寄附金は、本会の貴重な自主財源である。寄附金額は、震災関連の寄附金(義援金)を除くと毎年300～400万円位である。 自主財源の確保に苦慮している。	C
⑥基金及び積立預金の適正な管理と運用	財政調整基金及び介護保険事業基金は、基金設置規程に基づき適正な管理運用が図られたが、積立目標額の規定がない。 積立預金は、目的に添った適正な管理運用が図られたが、積立預金の規程(要綱)は、制定されていないので早急な整備が必要である。	C

地域には様々な方法で還元されています

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・役職員は、経営健全化のために経営状況を把握し、経営分析を行う。 ・介護保険事業等経営戦略会議は、経営を健全化するための方策を立てる。	経営分析（年間）	4回	研究検討	重点実施	中間評価	継続
・企業、会社等への訪問や公共施設・道の駅・スーパーなどへ募金箱設置の理解を求める。 ・共同募金を身近に感じてもらうため、地域住民や子供達に街頭募金への参加を促す。 ・ラジオや地元の情報誌に、共同募金運動のお知らせやPR記事の掲載について依頼する。 ・共同募金について、計画的に研修会を開催する。	現状維持		継続	継続	中間評価	継続
・社会福祉協議会は、地域福祉の推進のための中心的な役割を担っている。さらに、本会は、民間の社会福祉法人であり、自主性と自立性を十分に確保することが必要不可欠である。現在の自主財源は、会員からの会費、介護保険事業の収入、共同募金配分金、県や市からの受託事業費であり、社会福祉協議会の自主財源だけでは人件費の全てを賄うことができない状況となっている。 　このことから、今後も少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応する公益的な取組を続けるためにも、助成金の確保や受託事業の推進を図り、もって、自主財源の確保に向けた取り組みを行う。	要求達成率	100%	研究検討	実施	中間評価	実施
・寄附額を増やすため、登米市社協の事業内容を理解してもらえるようPRする。 ・新たな自主財源の確保について検討する	自主財源の確保		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・基金の積立目標額を定める。 ・基金及び積立預金は、必要額を計画的に積み立てる。	規程(要綱)の制定		研究検討	重点実施	中間評価	実施

２．地域福祉活動の充実強化

（１）自立生活支援の強化

《１次計画終了時点の現状》

少子高齢化により、高齢世帯や単身世帯が増加、さらには認知症など判断能力が十分でない方が増えており、地域社会の維持や日常生活が大変になっています。そのため、地域でできるだけ長く暮らせるように日常生活自立支援事業を実施していますが、判断能力のさらなる低下により利用できないケースがでてきており、新たな支援について検討が必要です。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①成年後見制度における 法人後見の検討	成年後見制度における法人後見について検討できなかった。法人後見は、収入の不安定さがあり行政の支援が必要である。	D

（２）地域福祉事業見直しによる利用者本位の事業・サービスの強化

《１次計画終了時点の現状》

不安定な雇用や収入、介護保険料の増加などにより生活が圧迫され、地域福祉事業の財源である会費や共同募金は年々減少しており財源の確保が重要となっています。

また、総合支援事業や要援護者の見守りなど社協の果たす役割は高くなっているが、補助金や介護報酬の減額、福祉の担い手不足が深刻であり、限りある人や財源を有効活用するため事業の効率化や見直しが早急の課題です。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①事業の見直しによる実効性のある 事業展開の推進	事務事業研究委員会または事業検討委員会で協議し、支所長会議に諮り、事業見直しを行っている。ただし、協議する時間や期間が長期になっている。	C
②事業展開に必要な財源確保と 人材確保	自主財源である会費は、平成18年度のピーク時と比較すると134万円減額となっている。 共同募金配分金はハートフルベンダーの設置促進やプルタブ募金の推進をしているが、実績は減少している。 人材としては、若い世代のボランティア等の確保に苦慮している。	C
③介護保険事業収益を財源とした 地域還元事業の展開	平成27年度よりミニデイサービス等からの要請に応え、住民の介護保険に対する知識習得をはじめ情報提供レクリエーションの実践など一定の成果を収めており社協のPRはもとより地域との繋がりが果たされている。地域還元事業のメニューについて検討が必要である。	B

《２次計画での取り組み方針》

判断能力に不安のある方が地域で安心して暮らせるように支援するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスを行う「まもりーぶ事業」の利用を促進します。
また、判断能力の十分でない方は「まもりーぶ事業」だけでは対応できないので、切れ目のない支援を行うために行政と協力し、市民後見人や法人後見の養成や支援など成年後見制度の充実を図ります。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・法人後見について、必要性や事業の実施について検討する。 ・補助金などの支援について行政と協議する。	法人後見の可否判断		研究検討	重点実施	中間評価	実施

《２次計画での取り組み方針》

それぞれの世代に合わせた情報発信を行い、会費や共同募金への理解と協力を求めながら新しい財源の確保に努力しながら、事業の見直しを行います。
また、共に支え合い誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには地域と協力して進めることが大切であり、専門職である社協職員が地域で出前講座や相談などの支援を行うことにより地域とのつながりを強めながら福祉の担い手を育成します。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・効率的な協議に努め、決定までの時間を短縮し、反映させる。	協議のスピード化		研究検討	重点実施	中間評価	継続
・社協の事業や活動内容について一層の理解を得る。 ・ボランティア人口等が増えない現状について分析を行い、対策を講じる。	財源及び人材確保		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・事業を積極的にPRしつつ、還元事業としての内容やレパートリーを多様なものにするための検討を行う。	新規メニューの開拓		研究検討	重点実施	中間評価	継続

（３）受託事業の充実

《１次計画終了時点の現状》

登米市からの受託事業は、主に高齢者福祉に関する8事業とネットワーク推進事業、平成28年度から受託を開始した生活支援体制整備事業があります。高齢者福祉関係の受託事業については、今後ますます需要が高まるものと想定されます。また、生活支援体制整備事業は今住む地域をどのようにして支え合いにあふれた地域にしていくか、本会の力量が問われます。地域に根差した地道な活動を盛り立てていくことが重要となります。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①登米市行政施策としての目標値の確認	登米市から8事業について受託を受け仕様書に従い実施しており、各事業の目標値について委託元の登米市と協議ができている。	A
②全市対応に向けた事業展開の構築	全市対応が効果的か、地域の特色に合わせて実施した方が効果的か検討し、行政と協議を行う必要がある。	C
③行政への代弁と提言	地域住民の代弁者として、地域の意見・提案を行政に届ける役割も担う民間団体である社協としては、今後も提言をおこなっていく必要がある。	D

【登米市受託事業】

平成２９年１月３１日現在

受託事業名	本部	迫	登米	東和	中田	豊里	米山	石越	南方	津山
生きがい対応デイサービス事業		○		○			○	○		
外出支援サービス事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ミニデイサービス事業		○	○	○	○	○	○	○	○	○
配食サービス事業		○	○	○	○	○	○	○	○	○
軽度生活援助事業							○			
家族介護支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
レスパイト事業								○		
地域包括支援センター事業							○		○	
生活支援体制整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セーフティーネット推進事業	○									

※○印は本会でサービスを提供している支所及び事業所です。

《２次計画での取り組み方針》

地域づくりを進めて行く上で重要なことは、関係する地域資源（人的資源も含む）、機関・団体と横の連携を強化していくことです。個々の事業を単独で実施するのではなく、それぞれに関連性を持たせて見守りや安否確認を中心としたネットワーク活動を再構築するとともに、より効果の上がる事業展開を進めて行きます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・行政との協議を重ねることにより、事業の目標値を確認するなどして成果の見える化に繋げる。	事業評価基準の策定		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・全市展開が必要な事業と、関係機関、団体による役割分担が必要な事業を整理する。	事業の整理		研究検討	重点実施	中間評価	実施
・常に行政との対話の場を設け、地域住民の声を吸い上げ、協議する。	市への提言		研究検討	重点実施	中間評価	実施

家族介護者支援事業の様子

３．介護保険事業の強化推進

《１次計画終了時点の現状》

建物や設備の修繕対応、利用者減少による不採算事業の整理対応が求められました。大地震や風水害を想定した災害時対応の整備については、作成したマニュアルが実際に機能できるよう訓練を行う必要があります。人材確保については、夜勤業務やヘルパーが慢性的に不足しており、このことを解決する抜本的な方策がなかなか見つからない状況でした。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①事業展開拠点の確保・充実	指定管理施設としての事業展開拠点も登米市からの無償貸与及び無償譲渡を受けているが、施設の老朽化に伴う修繕箇所が増えるなど修繕経費の捻出にも苦慮している現状にあり、将来的にも懸案となってくるものと予測される。	B

※参考資料

【登米市内介護保険事業所設置状況】

平成２９年１月３１日現在

事業名	迫	登米	東和	中田	豊里	米山	石越	南方	津山	合計
居宅介護支援事業	13	2	2	5	2	2	1	2	1	30
通所介護支援事業	17	2	3	7	4	2	2	7	1	45
認知症対応通所介護事業	1	0	1	2	0	0	0	0	0	4
通所リハビリテーション	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3
訪問介護事業	7	1	1	1	0	2	0	1	0	13
訪問入浴事業	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
グループホーム事業	2	0	1	3	2	2	1	2	0	13
特別養護老人ホーム	2	3	2	2	1	2	1	1	2	16
ショートステイ	3	3	2	4	2	2	1	2	1	20
老人保健施設	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3
訪問看護	0	1	1	1	1	0	0	0	0	4
居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	6	0	0	1	2	0	0	1	0	10
合　　計	54	12	13	28	16	12	6	19	5	165

《２次計画での取り組み方針》

建物や設備の修繕計画を立て、突発的な故障や費用負担を抑制します。時代やニーズに合わせた設備投資に向けて必要となる財源捻出と確保の見通しを立て、財源の安定的運用を行います。また、介護ニーズの的確な把握に努め、情報収集により事業展開の再構築への取り組みを進めます。人材確保と育成は法人全体として考え、離職者の防止や選ばれる職場づくりを進めます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・各施設の修繕箇所の確認を進め修繕計画を作成する。 ・修繕に伴う財源の捻出・確保も必要となることから修繕計画と合せ修繕財源計画も作成する。 ・変化するニーズ予測と、ニーズ対応可能な環境整備。	短期、中期、長期別見通し		継続	継続	中間評価	継続

アクションプラン	現状と課題	達成度
②新たな事業の展開	不採算事業の存続の是非・整理検討を優先課題として対応が必要であり、併せて地域包括ケアシステム構築の総合支援事業への対応などを注視しながら新たな介護ニーズの把握などに努めることが求められている。	C
③災害時対応の充実	宮城県及び登米市が作成したハザードマップを参考に、事業所ごとに避難マニュアルを作成している。 避難マニュアルに基づいて避難訓練を行う必要がある。	B
④人材確保・育成	慢性的な人材不足感が続いており、夜勤業務やヘルパーはその傾向が顕著で、現任職員への負担が大きい。	C

４．障害者自立支援法における福祉作業所の運営強化と新たな事業の検討

《１次計画終了時点の現状》

運営面では、両作業所で定員割れがみられました。また、作業所における作業収益は時期や種別によってバラつきがあり、柱となる事業の必要性を感じました。利用者の高齢化や家庭環境の変化なども含め、新たに浮かび上がる課題に対して幅広い角度からの支援や、他機関との連携といった業務も増えています。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①工賃増額に向けた事業の開発と業務の検討	利用者の能力に応じ、複数の事業を行っているが採算性に差異がある。下請け作業等は繁忙期と閑散期があり、通年での計画が立てにくい。安定した収益が見込める柱となる事業が必要である。	B
②利用者ニーズに基づくサービスの充実強化	利用者の高齢化、家族環境の変化などへの適切な関わりが求められる。 障がい特性に応じた個別的支援の他、支援に際しての情報共有や連携が求められる。	B
③新たな事業の検討	既に運営している作業所やグループホーム等に加え、平成28年4月に障がい者の計画相談支援事業所を開設し、障がい者への支援体制の整備を行った。今後更に機能を充実させていく必要がある。	B

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・不採算事業の整理検討を進めつつ、総合支援事業への対応及び新たな介護ニーズへ対応する新規事業の検討を進める。	経営戦略会議の開催(年)	6回	研究検討	重点実施	中間評価	実施
・地域別、災害別に策定したマニュアルにより訓練を実施。	訓練の実施(年)	2回	継続	継続	中間評価	継続
・人材の確保。	人材確保		重点実施	重点実施	中間評価	継続

《２次計画での取り組み方針》

利用者の生活全体への支援としてのサービスを充実させます。作業所における工賃増額に向け、安定した収益が見込める柱となる事業を開発します。収益向上と工賃支給額増を図り、併せて日中生活の場として役割を果します。安定した運営体制を常に念頭に置きながら、サービス向上のための障がい特性の理解や事業所間、関係機関との連携体制を整備、構築します。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・利用者と職員、設備を効率的に活用し、安定した収益事業をつくる。	工賃(1人当たり)	2万円	研究検討	重点実施	中間評価	継続
・障がい特性や一人ひとりの個性を全職員が理解する。	専門研修の受講(年)	1回	研究検討	重点実施	中間評価	実施
・障がい者の生活全般にわたる支援を充実させる。 ・当事者ニーズ把握や、関係機関等と連携し必要があれば新たな事業展開について検討する。	事業検討会議の開催(年)	1回	研究検討	重点実施	中間評価	実施

５．必要な情報の提供活動

（１）わかりやすい情報提供活動と情報の個人情報保護

《１次計画終了時点の現状》

とめし社協だよりや支所だより・各種事業のパンフレット等の発行、ホームページの閲覧により住民への情報提供を図ってきましたが、住民ニーズ調査によると、まだまだ社会福祉協議会の存在が住民に理解されていないことが分かりました。

アクションプラン	現状と課題	達成度
①わかりやすい情報提供活動	とめし社協だより、各支所だよりを発行するとともに、ホームページを活用し、住民への情報提供を図っている。それにより、ホームページを見ての問い合わせも多くなっている。 住民にわかりやすパンフレットを作成し、社協事業を関係者及び地域住民に広く周知した。	A
②個人情報の保護	個人情報保護規程に基づいて、適正なデータ管理をしている。	A

【登米市社協ホームページ】

URL:http://www.tome-shakyo.jp/

《２次計画での取り組み方針》

これまでの情報発信を引き続き行うとともに、若年層や若い夫婦世帯の関心を得られるような情報発信方法を構築していきます。

目指すべき方向	指標	目標値	29年度	30年度	31年度	32年度
・とめし社協だより、各支所だより、ホームページを活用した情報発信を引き続き行う。 ・若年層等へは、インターネットを通して人とつながり、交流を行うSNSなど、新しい情報発信を行う。	新しい情報発信の導入		研究検討	重点実施	中間評価	継続
・適正なデータ管理を行う。	適正なデータ管理		継続	継続	中間評価	継続

第２次　登米市社会福祉協議会財政計画

【１】第２次財政計画策定の背景

登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における財政計画は、第１次登米市地域福祉活動計画の計画年度８年間のうち前期４年間（平成２１年度～平成２４年度まで）、後期４年間（平成２５年度～平成２８年度まで）を策定し、健全な財政運営を目指してきました。その期間中においては、特別養護老人ホーム「風の路」の開所、障害者ケアホーム「カーサにしき」の開所、認知症デイサービス「笑友家」の石越デイサービスサテライト化から事業廃止、計画相談支援事業所「ゆうゆう」の開所と介護保険事業所及び障害福祉事業所に大きな変化がありました。また、登米市からの受託事業である地域包括支援センターの事業追加、地域支援事業への移行に係る生活支援体制整備事業の新規受託により、受託金が大きく増額しています。その結果、本会の予算規模も増大し、１４億円を超える予算編成となっています。

さて、近年の国内景気及び社会情勢の状況は、東日本大震災や長引く経済不況、雇用不安によって日本はもとより登米市経済は強弱が入り混じり足踏みの状況で、企業では良好な収益状況が持続しているものの、設備投資の拡大は限定的な状況にあります。一般家庭の家計の部分で見ると、人手不足を背景に、雇用環境は良好な一方、賃金の伸びが限られる中、個人消費の停滞感もあり、全体的には緩やかな回復傾向ではありますが、まだまだ地方経済の浮上には時間を要するようであり、市民への実感は薄いものとなっています。

このような状況の中、第２次財政計画は将来の財政収支の見通しを明らかにしながら、収入支出の各勘定科目別に第１次財政計画の実績と今後の事業展開及び社会福祉法人制度改革による各種変更点を勘案し、人口推移や会員加入推移の予想のもとに、第２次登米市地域福祉活動計画に基づく事業展開、予算編成・執行を見込んで策定するものです。

【２】第１次財政計画（後期計画）の検証と評価

第１次財政計画（後期計画）で計画した金額と各年度決算額の差異から、それぞれの勘定科目の検証と評価を行います。なお、平成２７年度から新会計基準に移行となり勘定科目の変更が行われましたが、金額は旧基準に合わせて記載し、平成２８年度については予算額を記載しています。また、第１次財政計画（後期計画）の基準値は、基本的に平成２４年度決算額または平成２５年度予算額を基準として試算したものです。

（１）収入科目における後期計画との差異及び検証

①計画どおり（若干の増減含む）の勘定科目

- 会　費　収　入…一般会費、賛助会費は若干減少していますが、特別会費で計画を上回る成果を上げているため、総額ではほぼ計画どおりとなっています。
- 経常経費補助金収入…登米市からの人件費補助金、宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）からの生活福祉資金貸付事業補助金は計画どおり。
- 貸付事業等収入…生活安定資金の原資額と同額計上のため計画どおり。
- 受取利息配当金収入…預金利息は利率が下がったものの、ほぼ計画どおり。

②計画より増額になった勘定科目

- 助 成 金 収 入…ハローワークからの助成金が計画より増。
- 受 託 金 収 入…登米市からの受託事業である地域包括支援センター事業が業務量増により増額、平成 28 年度は生活支援体制整備事業の新規受託により、計画より大幅増となっています。
- 事　業　収　入…福祉作業所の作業料収入は減となっているものの、受託事業利用料が増えているため、計画より増となっています。
- 雑　　収　　入…廃車車輌の売却費等の予定外の収入があったため、計画より増。

・経理区分間繰入金収入…法人運営事業へ繰入れ、財源不足を生じた事業所への補填のための繰入れが増えたため、計画より増。
・積立預金取崩収入…通常は車輌等の更新のための取崩しが主ですが、平成 27 年度から特別養護老人ホームの建設に係る借入金の元金及び利息を基金取り崩しで充当となったため、増となっています。
・前期末支払資金残高…年度当初の資金繰りに備え必要額を計上。実績は計画より増。

③計画より減額になった勘定科目
・寄 附 金 収 入…大口の寄附があったものの、全体的には件数及び金額とも減。
・共同募金配分金収入…募金実績により減。
・介 護 保 険 収 入…一部事業所を除き全体的には黒字ではあるが、利用者減等により減。
・自立支援費等収入…平成 25 年 7 月のケアホーム開所により収入増とはなったが、両福祉作業所の利用者減により大きく減となっています。
・利 用 料 収 入…介護事業所の障害者福祉サービス利用者減により収入減。

（２）支出科目における後期計画との差異及び検証

①計画どおり（若干の増減含む）の勘定科目
・貸付事業等支出…生活安定資金の原資額と同額計上のため計画どおり。
・借入金利息支出…特別養護老人ホーム建設借入金利息返済計画どおり。
・借入金元金償還金支出…特別養護老人ホーム建設借入金元金返済計画どおり。

②計画より増額になった勘定科目
・人 件 費 支 出…正職員の増員及び新規事業受託による採用増に伴い計画より大きく増。
・事 務 費 支 出…経費節減の徹底により平成 27 年度までは計画より下回っていましたが、平成 28 年度新規受託事業開始により大幅増となっています。
・助 成 金 支 出…地域福祉活性化助成事業から地域福祉教育推進事業への移行により、助成金が増えたことから、計画より増となっています。
・経理区分間繰入金支出…法人運営事業へ繰出し、財源不足を生じた事業所への補填のための繰出しが増えたため、計画より増。
・固定資産取得支出及び繰入金支出…車輌や備品については、計画的に更新しています。平成 27 年度に、登米市所有の施設（石越グループホーム建物・米山デイサービス車庫２棟・石越デイサービス車庫１棟）が、本会へ無償譲渡され、固定資産取得として計上したことにより大幅増となっています。
・積立預金積立支出…備品等購入積立は計画に達してはいませんが、財政調整基金及び介護保険事業基金は計画より増となり、全体では増となっています。
・そ の 他 の 支 出…正規職員の人員増により、全国社会福祉協議会退職手当積立金が増となっています。

③計画より減額になった勘定科目
・事 業 費 支 出…年々増加はしていますが、経費節減が徹底され大幅な増額が抑えられている状況で、計画より大きく減となっています。
・流動資産評価減等による資金減少額等…貸付金の回収不能や利用料の徴収不能がほとんどなかったため、計画より減となっています。

【３】財務状況と職員の状況推移

（1）貸借対照表　三期比較表（平成25年度～平成27年度）

勘定科目	平成25年度（平成26年3月31現在）		平成26年度（平成27年3月31日現在）			平成27年度（平成28年3月31日現在）		
	残高（円）	構成比（%）	残高（円）	構成比（%）	前年比（%）	残高（円）	構成比（%）	前年比（%）
流動資産	300,790,546	21.75%	307,623,985	22.36%	102.27%	291,914,674	21.20%	94.89%
預貯金	180,810,565	13.07%	172,182,360	12.52%	95.23%	175,322,252	12.73%	101.82%
未収金	119,979,981	8.66%	135,441,625	9.84%	112.89%	116,592,422	8.47%	86.08%
前払金	0	0.00%	0	0.00%	0.00%	0	0.00%	0.00%
固定資産	1,082,324,608	78.25%	1,068,105,328	77.64%	98.69%	1,084,899,109	78.80%	101.57%
基本財産	430,715,314	31.14%	410,232,774	29.82%	95.24%	410,437,695	29.81%	100.05%
有形固定資産	109,351,665	7.91%	97,679,871	7.10%	89.33%	94,227,361	6.85%	96.47%
無形固定資産	37,188	0.00%	234,252	0.02%	629.91%	697,356	0.05%	297.69%
退職共済預け金	287,874,464	20.81%	271,544,204	19.74%	94.33%	286,052,164	20.78%	105.34%
備品等購入積立預金	134,000,000	9.69%	132,000,000	9.59%	98.51%	128,500,000	9.33%	97.35%
財政調整基金積立預金	61,900,000	4.47%	70,000,000	5.09%	113.09%	75,000,000	5.45%	107.14%
介護保険事業運営基金積立預金	52,000,000	3.76%	82,000,000	5.96%	157.69%	85,000,000	6.17%	103.66%
記念式典積立預金	1,600,000	0.12%	0	0.00%	0.00%	400,000	0.03%	0.00%
生活安定資金貸付金	2,179,500	0.16%	1,744,500	0.13%	80.04%	1,951,500	0.14%	111.87%
生安欠損補填金積立金	2,666,477	0.19%	2,669,727	0.19%	100.12%	2,633,033	0.19%	98.63%
資産の部合計	1,383,115,154	100.00%	1,375,729,313	100.00%	99.47%	1,376,813,783	100.00%	100.08%
流動負債	60,266,774	4.36%	65,003,010	4.72%	107.86%	54,543,742	3.96%	83.91%
未払金	56,800,770	4.11%	61,544,742	4.47%	108.35%	49,237,465	3.58%	80.00%
預り金	3,466,004	0.25%	3,458,268	0.25%	99.78%	5,306,277	0.39%	153.44%
固定負債	564,863,464	40.84%	535,297,204	38.91%	94.77%	536,569,164	38.97%	100.24%
長期運営資金借入金	276,989,000	20.03%	263,753,000	19.17%	95.22%	250,517,000	18.20%	94.98%
退職給与引当金	287,874,464	20.81%	271,544,204	19.74%	94.33%	286,052,164	20.78%	105.34%
負債の部合計	625,130,238	45.20%	600,300,214	43.63%	96.03%	591,112,906	42.93%	98.47%
基本金	9,000,000	0.65%	9,000,000	0.65%	100.00%	9,000,000	0.65%	100.00%
国庫補助金等特別積立金	196,762,058	14.23%	182,385,743	13.26%	92.69%	210,386,803	15.28%	115.35%
その他の積立金	267,876,730	19.36%	302,379,980	21.98%	112.88%	307,243,286	22.32%	101.61%
備品等購入積立金	134,000,000	9.69%	132,000,000	9.60%	98.51%	128,500,000	9.33%	97.35%
財政調整基金積立金	61,900,000	4.47%	70,000,000	5.09%	113.09%	75,000,000	5.45%	107.14%
介護保険事業積立金	52,000,000	3.76%	82,000,000	5.96%	157.69%	85,000,000	6.17%	103.66%
記念式典積立金	1,600,000	0.11%	0	0.00%	0.00%	400,000	0.03%	0.00%
生活安定資金（原資）	15,710,253	1.14%	15,710,253	1.14%	100.00%	15,710,253	1.14%	100.00%
生安欠損補填金積立金	2,666,477	0.19%	2,669,727	0.19%	100.12%	2,633,033	0.19%	98.63%
次期繰越活動収支差額	284,346,128	20.56%	281,663,376	20.47%	99.06%	259,070,788	18.82%	91.98%
純資産の部合計	757,984,916	54.80%	775,429,099	56.37%	102.30%	785,700,877	57.07%	101.32%
負債及び純資産の部合計	1,383,115,154	100.00%	1,375,729,313	100.00%	99.47%	1,376,813,783	100.00%	100.08%

（2）事業収支の部　三期比較表（平成25年度～平成27年度）

勘定科目	平成25年度（平成26年3月31現在）		平成26年度（平成27年3月31日現在）			平成27年度（平成28年3月31日現在）		
	残高（円）	構成比（%）	残高（円）	構成比（%）	前年比（%）	残高（円）	構成比（%）	前年比（%）
会費収入	29,624,700	2.89%	29,526,900	2.69%	99.67%	29,484,900	2.81%	99.86%
寄附金収入	4,280,934	0.42%	4,992,368	0.45%	116.62%	3,250,594	0.31%	65.11%
経常経費補助金収入	116,198,541	11.35%	114,201,376	10.42%	98.28%	113,289,910	10.81%	99.20%
助成金収入	2,175,409	0.21%	1,790,608	0.16%	82.31%	253,824	0.02%	14.18%
受託金収入	104,503,058	10.21%	105,875,036	9.66%	101.31%	114,243,536	10.90%	107.90%
事業収入	22,594,548	2.21%	23,135,307	2.11%	102.39%	23,179,890	2.21%	100.19%
共同募金配分金収入	16,654,551	1.63%	17,143,477	1.56%	102.94%	15,136,655	1.45%	88.29%
負担金収入	5,648,489	0.55%	5,607,033	0.51%	99.27%	3,469,034	0.33%	61.87%
介護保険収入	620,922,108	60.65%	646,921,691	59.01%	104.19%	652,505,127	62.26%	100.86%
自立支援費等収入	78,131,920	7.63%	72,315,130	6.60%	92.56%	76,206,850	7.27%	105.38%
利用料収入	6,074,320	0.59%	5,597,480	0.51%	92.15%	0	0.00%	0.00%
雑収入	2,352,271	0.23%	15,090,479	1.38%	641.53%	990,240	0.10%	6.56%
引当金戻入	0	0.00%	38,606,810	3.52%	0.00%	0	0.00%	0.00%
国庫補助金等特別積立金取崩額	14,676,144	1.43%	15,534,753	1.42%	105.85%	16,074,195	1.53%	103.47%
事業活動収入の部合計	1,023,836,993	100.00%	1,096,338,448	100.00%	107.08%	1,048,084,755	100.00%	95.60%
人件費支出	676,439,238	67.48%	723,892,448	68.26%	107.02%	744,985,598	70.75%	102.91%
事務費支出	55,794,600	5.57%	57,409,882	5.41%	102.90%	56,763,668	5.39%	98.87%
事業費支出	195,809,905	19.53%	198,474,980	18.72%	101.36%	192,122,621	18.24%	96.80%
助成金支出	6,822,000	0.68%	7,287,000	0.69%	106.82%	7,593,000	0.72%	104.20%
減価償却費	45,878,993	4.58%	51,157,538	4.82%	111.51%	51,534,312	4.89%	100.74%
徴収不能額	0	0.00%	0	0.00%	0.00%	40,900	0.01%	0.00%
引当金繰入	21,652,560	2.16%	22,276,550	2.10%	102.88%	0	0.00%	0.00%
事業活動支出の部合計	1,002,397,296	100.00%	1,060,498,398	100.00%	105.80%	1,053,040,099	100.00%	99.30%
受取利息配当金収入	132,160	－	128,311	－	97.09%	132,999	－	103.65%
経理区分間繰入金収入	115,116,209	－	109,088,590	－	94.76%	119,450,337	－	109.50%
事業活動外収入の部合計	115,248,369	－	109,216,901	－	94.77%	119,583,336	－	109.49%
借入金利息支出	2,686,330	－	2,844,682	－	105.89%	2,757,491	－	96.93%
経理区分間繰入金支出	115,116,209	－	109,088,590	－	94.76%	119,450,337	－	109.50%
事業外活動支出の部合計	117,802,539	－	111,933,272	－	95.02%	122,207,828	－	109.18%
当期活動収支差額	18,569,656	－	31,820,498	－	171.36%	▲ 17,729,282	－	-55.72%
前期繰越活動収支差額	267,179,668	－	284,346,128	－	106.43%	281,663,376	－	99.06%
当期末繰越活動収支差	285,749,324	－	316,166,626	－	110.64%	263,934,094	－	83.48%
その他の積立金取崩額	26,417,041	－	13,073,079	－	49.49%	26,926,908	－	205.97%
その他の積立金積立額	27,820,237	－	47,576,329	－	171.01%	31,790,214	－	66.82%
次期繰越活動収支差額	284,346,128	－	281,663,376	－	99.06%	259,070,788	－	91.98%

※上記比較表には、特別収支の部は記載しておりません。特別収支については経常的に発生しない一時的な損益を表しており、固定資産の寄附、売却益、処分損等があります。経常収支差額に特別収支差額を加算したものが、当期活動収支差額となります。
※平成27年度から社会福祉法人新会計基準に移行し、勘定科目に変更が行われております。平成27年度の数値は旧基準に合わせて、調整を行っております。

（3）財務分析の指標（平成25年度～平成27年度）

	決算数値・財務指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	指標区分
貸借対照表	流動資産	300,790,546	307,623,985	291,914,674	
	現金預金	180,810,565	172,182,360	175,322,252	
	固定資産	1,082,324,608	1,068,105,328	1,084,899,109	
	流動負債	60,266,774	65,003,010	54,543,742	
	引当金	0	0	0	
	固定負債	564,863,464	535,297,204	536,569,164	
	純資産	757,984,916	775,429,099	785,700,877	
	国庫補助金等特別積立金	196,762,058	182,385,743	210,386,803	
	次期繰越活動収支差額	284,346,128	281,663,376	259,070,788	
事業活動収支計算書	事業活動収入	1,023,836,993	1,096,338,448	1,032,010,560	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	14,676,144	15,534,753	16,074,195	
	寄附金収入	4,280,934	4,992,368	3,250,594	
	雑収入	2,352,271	15,090,479	990,240	
	退職給与引当金戻入	0	38,606,810	0	
	事業活動支出	1,002,397,296	1,060,498,398	1,036,965,904	
	人件費支出	676,439,238	723,892,448	744,985,598	
	福利厚生費	4,048,108	3,531,387	2,348,679	
	事業費（経費）支出	195,809,905	198,474,980	192,122,621	
	減価償却費	45,878,993	51,157,538	51,534,312	
	退職給与引当金操入	21,652,560	22,276,550	0	
	事業活動収支差額	21,439,697	35,840,050	▲ 4,955,344	
	事業活動外収入	115,248,369	109,216,901	1,752,309	
	事業活動外支出	117,802,539	111,933,272	3,936,801	
	事業活動外収支差額	▲ 2,554,170	▲ 2,716,371	▲ 2,184,492	
	経常収支差額	18,885,527	33,123,679	▲ 7,139,836	
	特別収支差額	▲ 315,871	▲ 1,303,181	▲ 10,589,446	
	当期活動収支差額	18,569,656	31,820,498	▲ 17,729,282	1－①
	次期繰越活動収支差額	284,346,128	281,663,376	259,070,788	1－②
資金収支計算書	経常活動資金収支差額	71,768,936	52,851,204	42,621,241	2－①
	施設整備等資金収支差額	▲ 29,509,501	▲ 19,345,011	▲ 15,264,018	
	財務活動資金収支差額	▲ 25,266,756	▲ 31,408,990	▲ 32,607,266	
	当期資金収支差額	16,992,679	2,097,203	▲ 5,250,043	
	当期末支払資金残高	240,523,772	242,620,975	237,370,932	2－②
財務指標	流動比率	499.1%	473.2%	535.2%	3－①
	純資産比率	54.8%	56.4%	57.1%	3－②
	人件費比率	70.0%	67.0%	71.6%	1－④
	固定長期適合率	81.8%	81.5%	82.0%	3－③
	経常活動収支差額率	1.7%	2.7%	-0.7%	1－⑤
	労働分配率	90.5%	86.0%	95.3%	1－③

（4）財務指標計算結果に対する分析内容

事業活動収支計算書関係		分析上の留意点	財務指標分析内容
1－①	当期活動収支差額 【単年度の収支状況を見る指標】	通常はプラス。事業を開始または拡大した年度は、マイナスになることが多いが、2年目以降にマイナス額が縮小しているかどうかがポイント。拡大していれば要精査。	法人の1年間の経営成績が確認できる指標となりますが、平成27年度は大きなマイナスになっています。退職金に係る収入がなかったことと、新会計基準移行により固定資産の除却を行ったことで、固定資産処分損が大きくなったことが要因となります。今後の決算状況を注視する必要があります。
1－②	次期繰越活動収支差額 【収支状況を見る指標】	マイナスが前年度に比べ拡大している場合は要精査。	法人設立から現在の会計年度までの繰越金残高を示す指標となりますが、現状では安定した数値で推移していますが、今後は積立金を確保していく必要があるため、次年度の繰越額を確保しつつ、積立にも回すための調整に努めなければなりません。
1－③	労働分配率 【コスト合理性を見る指標】	100%以上になると、限界利益以上の人件費を支出。要原因把握	平成27年度で95%を超える状況となっている。これは固定費+収益に対する人件費の占める割合が多いことを意味しています。人員配置計画等から、人件費管理をしていく必要があります。
1－④	人件費比率 【コスト合理性を見る指標】	85%を上回ると、当期活動収支差額が恒常的にマイナスになる傾向	70%を超えてきている状況で、設備投資や繰出金への予算確保のためには、上限値を75%と定め、通常は70%以内を目安として人件費管理をする必要があります。
1－⑤	経常活動収支差額比率 【収益性を見る指標】	マイナスが複数年度に亘る場合は、要原因把握	平成27年度でマイナスとなっている。社会福祉法人では5%程度が平均ですが、複数年度マイナス状態が続く場合、事業継続が危ぶまれることから、早期の原因把握が必要です。
資金収支計算書関係		**分析上の留意点**	**財務指標分析内容**
2－①	経常活動資金収支差額 【経営の安定性を見る指標】	マイナスの場合は、資金収支計算内訳の分析等が必要	法人の経常的な活動による資金の増減を示していますが、現状ではプラスであり、資金不足は生じていません。ただし、年々差額が減少している状態ですので、注意が必要です。
2－②	当期末支払資金残高 【短期安定性を見る指標】	マイナスの場合は、流動比率が100%未満であることを示し、資金繰りが悪化している状態。経営改善、資金調達の必要あり	法人の期末時点でいくら支払資金が残っているかを示しています。現在のところプラスであり、資金繰りに支障をきたさない状態で、財政的には好ましい状況といえます。
貸借対照表関係		**分析上の留意点**	**財務指標分析内容**
3－①	流動比率 【短期安定性を見る指標】	100%を下回る場合は、資金繰りが悪化している状態。経営改善、資金調達の必要あり	平均502%と安定した状態で推移している。本会の場合、大きな収入である介護報酬等が2カ月遅れで入金されるため、未収金が多い状況であることから、300%程度あれば安定していると考えられます。
3－②	純資産比率 【長期安定性を見る指標】	50%を下回ると、自己資本よりも負債(他人資本)が上回っている状態。要原因把握	自己資本比率は30%以上が目安で、50%を超えていればかなり高い、すなわち財務的に安定性が高いといえます。今後も現状を維持できるような管理が必要となります。
3－③	固定長期適合率 【長期安定性を見る指標】	固定資産は、純資産や固定負債で調達し、100%未満が通常。100%以上になると、固定資産への過大投資の可能性あり。要原因把握	法人の長期安定性を見る指標であり、100%未満が通常であるため現状では安定しているといえるが、徐々に数値が上昇してきているので固定資産の取得や積立金などの適正管理が必要です。

（5）人件費・職員数・退職者数の推移（平成23年度～平成32年度）

（金額単位：円）

	正　職　員			嘱託・臨時・非常勤職員			法定福利費	合　　計		
	職員数	退職者数	人件費額	職員数	退職者数	人件費額	（全職種）	職員数	退職者数	人件費額
平成23年度	69	3	287,178,816	199	31	267,789,512	66,917,882	268	34	621,886,210
平成24年度	65	0	279,699,832	221	36	292,414,734	72,447,612	286	36	644,562,178
平成25年度	65	4	281,173,628	228	38	318,246,643	75,253,467	293	42	674,673,738
平成26年度	67	4	293,107,991	220	31	302,563,399	76,994,948	287	35	672,666,338
平成27年度	69	7	313,395,386	225	31	322,440,517	83,291,835	294	38	719,127,738
平成28年度	78	3	342,077,000	222	4	342,991,000	92,744,000	300	7	777,812,000
平成29年度	83	4	348,919,000	222	5	349,851,000	94,598,000	305	9	793,368,000
平成30年度	83	1	348,919,000	222	5	349,851,000	94,598,000	305	6	793,368,000
平成31年度	83	2	348,919,000	222	8	349,851,000	94,598,000	305	10	793,368,000
平成32年度	83	5	348,919,000	222	5	349,851,000	94,598,000	305	10	793,368,000
増　減	14	33	－	23	194	－	－	37	227	－

※職員数については、平成23年度から27年度までは各年度末3月31日時点の人数を記載しています。また、平成28年度から32年度までの人数は各年度4月1日時点の人数を記載しています。

※役員報酬及び退職金、全社協への退職共済預け金については、人件費から除いて記載しています。

※平成28年度以降の退職者数については、定年退職該当者の数を記載しています。また、非常勤については、臨時職員等に関する規程で規定されているとおり65歳以上でも特別な事情がある場合は任用を継続する場合がありますが、上記一覧表では定年に達した数を退職者数に含んでいます。

※増減欄の職員数については、平成23年度と平成32年度を比較した人数、退職者数は合計数を記載しています。

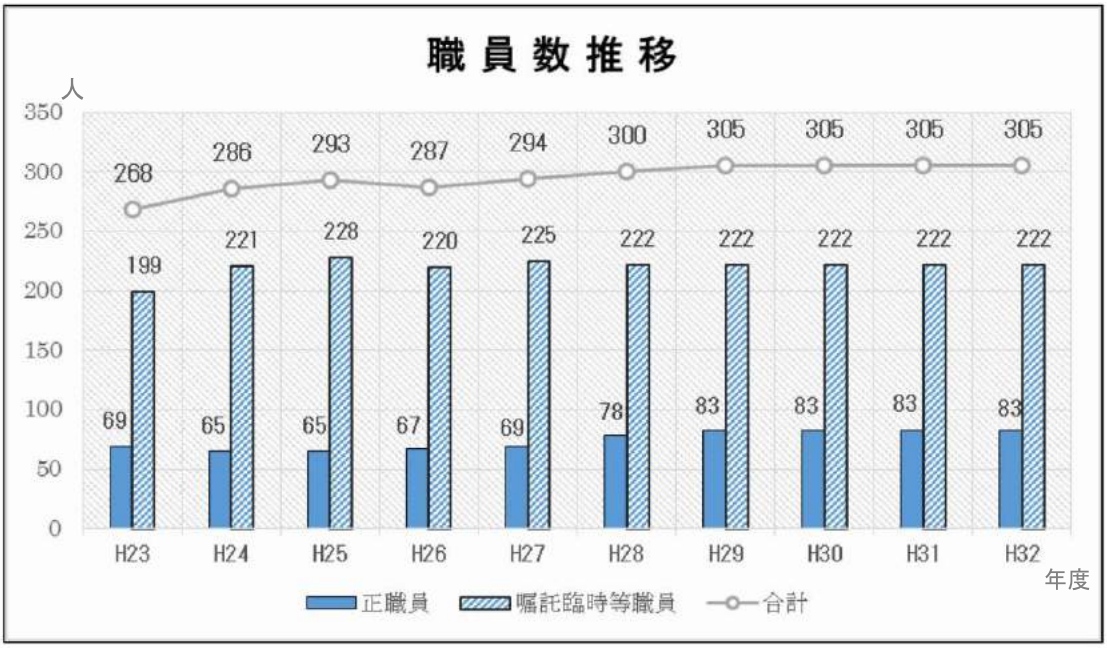

【４】第２次財政計画各勘定科目財政推計（平成２９年度～３２年度）

（１）推計算出における基本的条件

①基準値

基本的に、本会の平成２７年度決算額または平成２８年度予算額を基準としています。その他、平成２９年度以降で確定しているもの、確定見込みの状況も加味し推計値を割り出しています。

（２）収入科目における財政推計

①会費収入

会費収入は、その総額が第１次財政計画（後期計画）時では緩やかな減少傾向にあります。特に、一般会員は登米市全戸加入を目標としていますが、平成２７年度の一般会費の納入率は７８．２％（※１）となっています。賛助会費も減少傾向ですが、特別会費については、加入促進を強力に推進し、また、企業等からの理解と協力が進んでいることから増加している状況です。登米市の人口は年々減少傾向にありますが、世帯数はほぼ横ばいで推移しています。但し、施設入居者や要援護世帯等の会費免除世帯も、一時は減少したものの平成２７年度より増加に転じています。

このような状況から、第２次計画では、一般会員については加入拡大が見込めないことから、平成２７年度決算額を基準とした現状維持（納入率７８．０％以上）を目標とし、賛助会員及び特別会員についても加入促進に努めつつも現状維持を目標とします。

②寄附金収入

寄附金については、各年度の予算において想定できませんが、社協の貴重な自主財源の１つであることから、個人や企業等に対して、機会あるごとに所得控除や損金算入等の優遇措置制度の存在を周知し、寄附の動機づけと積極的な啓発活動を行っていくとともに、寄附者に対して寄附金の使途について理解が得られるよう努めて参りながら推進を図っていきます。

第２次計画は平成２７年度決算額をベースに現状維持を目標とします。

③経常経費補助金収入（新会計基準では助成金収入と共同募金配分金収入が組込まれます）

経常経費補助金収入は、法人運営部門や地域福祉推進部門の職員人件費補助金が主たるものですが、本会の組織基盤強化と地域福祉活動を推進するマンパワーを確保するために必要な財源ですので、国・宮城県・登米市・県社協に要望していきます。

第２次計画は、平成２８年度予算を基準に計上しています。平成２９年度以降も現状維持となるよう市への働きかけと協議を積極的に行い、財源確保に努めることが重要です。共同募金配分金と助成金についても同様に現状維持に努めます。

④受託金収入

受託金収入は、登米市からの各種在宅福祉サービス事業費及び福祉センター等の指定管理料、県社協からの生活福祉資金貸付事務費及び日常生活自立支援事業費が主な財源となっています。

平成２５年度からの推移を見ると増額となっており、平成２８年度以降（第２次計画上）も若干ではありますが増額が見込まれます。その理由として大きいのはミニデイサービス事業が登米市の高齢者福祉事業の主たる事業の位置づけとなり、これまで以上の開催の幅が広がっていくことが考えられます。その他の事業については、その都度の動向により計画変更が必要になっていきますが、大幅な動きはないと思われます。

⑤貸付事業等収入

貸付事業等収入は、生活安定資金の原資保有額と同額を計上しています。

⑥事業収入

事業収入は、本会が実施する地域福祉推進事業、共同募金配分金事業、福祉用具貸出事業の参加費収入及び賃貸料収入、登米市や県社協からの受託事業の利用料収入を計上しています。平成２７年度の新会計基準移行により、福祉作業所の作業料収入が別科目に移動となっています。

第２次計画では、平成２８年度当初予算額を基準として、現状維持での推移で計上するものとします。

⑦介護保険事業収入

介護保険収入は、居宅介護支援事業・デイサービス・訪問介護・グループホーム・特別養護老人ホーム・地域包括支援センターの介護報酬並びに利用者負担金等を見込んでいます。平成２８年度内で訪問入浴介護事業を廃止とし、特別養護老人ホームは多床室を個室ユニットに変更整備し、また、米山及び石越居宅介護支援事業所については、特定事業所加算ⅡからⅠに変更し、各デイサービスにおいては、サービス体系を現行の「５時間以上７時間未満」から「７時間以上９時間未満」に変更し、介護報酬増を見込みます（中田居宅は既に加算Ⅰで登録済）。

介護保険制度は、３年ごとに報酬の見直しがあり、平成２９年度は処遇改善加算の加算率の改定が見込まれるものの、第２次計画では各事業所の利用者安定確保を図り、平成２８年度当初予算を基準に年１．０％のアップを目標とします。また、特別養護老人ホームの個室ユニット化での報酬増と訪問入浴介護事業所休止による報酬減については、ほぼ相殺もしくは若干の増収を見込めます。

⑧就労支援事業収入（旧作業料収入）

就労支援事業収入は、福祉作業所の自作品等の売上に係る自営事業収入と受託請負事業に係る収入が計上され、平成２７年度の新会計基準移行により事業収入から勘定科目が分離されています。

第２次計画では、福祉作業所利用者の工賃アップを目標に、また、福祉作業所作業検討委員会において、新規作業の検討協議も進み、平成２９年度から実施の方向性が示されたことから、新規作業実施初年度である平成２９年度は試行年度と位置づけ、平成２８年度当初予算を基準に１％アップを見込み、平成３０年度からは３％アップを目標に推進を図ります。

⑨障害福祉サービス等事業収入（旧自立支援費等収入）

障害福祉サービス等事業収入は、平成２５年度の障害者ケアホーム開所により収入は増となりましたが、平成２６年度から福祉作業所の利用者減により大きな落ち込みを見せています。また、障害者の計画相談支援事業所「ゆうゆう」を平成２８年度に開所したものの、開設当初から赤字での予算編成となっており、早期の黒字転換を図る方策を打ち出すことが喫緊の課題となっています。解決策が見出せない場合、他事業所からの繰入れが継続され、財政を圧迫することが懸念されます。

そのため、第２次計画では、福祉作業所の利用者数並びに利用率をアップさせることを絶対条件とし、障害者ケアホームの入居率も１００％に近づけることと、計画相談支援事業所の利用者増を積極的かつ精力的に図り、採算性の向上に努めていくことで、平成２８年度第１次補正予算額を基準とし、１．５％アップを目標に事業展開を図ります。

⑩受取利息配当金収入

受取利息配当金収入は、支払資金、基金及び積立預金から生ずる受取利子で、第２次計画

では、平成２８年時点での預金利率で推移することを見込んでいます。

⑪その他の収入（旧雑収入）

その他の収入は、他の勘定科目に属さない収入で、実習生等の受入研修費及び職員負担等の利用者外の給食費収入、その他雑収入が計上されます。

第２次計画では、平成２７年度決算額を基礎として現状維持で推移することを見込んでいます。

⑫積立資産取崩収入（旧積立預金取崩収入）

積立資産取崩収入は、施設や固定資産の整備に係る社協持出分を基金及び積立預金を取り崩して予算計上しています。

第２次計画では、車輌や備品等について民間団体からの補助金と合せ、計画的に更新していきますが、備品積立基金から１０，０００千円の計上を見込みます。また、特別養護老人ホーム建設費用借入金の元金並びに利息償還分を介護保険事業基金から取崩し、償還に充てることから合わせて計上することになります。なお、平成２９年度は米山デイサービスのボイラー修繕に９，０００千円の経費が見込まれることから、こちらも介護保険事業基金からの取崩しを予定しています。

⑬拠点区分間繰入金収入（旧経理区分間繰入金収入）

拠点区分間繰入金収入は、各拠点（サービス）区分間の繰入金を取り扱う勘定科目として必要額を見込んでいます。

第２次計画では、平成２８年度第１次補正予算額から特別養護老人ホームの長期入所サービス事業への繰入金を除いた金額を基準に、介護保険事業所及び福祉作業所から法人運営部門、介護保険運営部門への人件費繰入金については、年３％のアップを見込んでいます。

また、財源不足を生ずる事業所への他事業所からの繰入れについては、特別養護老人ホームの個室ユニット化により、長期入所サービス事業区分への他事業所からの繰入れが不要となる見込みです。ただし、短期入所サービス事業区分への繰入れは継続される予想となるため、利用者の安定確保を積極的に図り、経費節減を徹底した中で採算性を上昇させなければなりません。その他の事業所については、一時財源不足により繰入れを見込んだものの、平成２８年度第１次補正後予算では解消されていますが、細心の注意が必要です。

⑭前期末支払資金残高

前期末支払資金残高は、前年度からの繰越金であり、年度当初の資金繰りに備え必要額を計上しています。

※その他の活動による収入は、正職員退職時に係る全社協からの退職手当積立基金預け金取崩収入が計上されますが、財政計画からは除いています。

（３）支出科目における財政推計

①人件費支出

人件費支出は、役員報酬、職員給料（諸手当含む）、職員賞与、非常勤職員給与、法定福利費の所要額を計上しています。

第２次計画では、平成２８年度の人件費支出見込みから、正規職員の定期昇給分として年２％アップを平成２９年度のみ見込んでいます。平成３０年度からは人件費支出の圧縮を図る必要があります。また、退職金は、その他の活動による収入の退職手当積立基金預け金取崩収入で相殺されるため、計画では計上しません。

②事業費支出

事業費支出は、利用者の処遇や各種事業推進経費を計上しています。

第２次計画では、新規事業所開設や受託事業の新規受託が計画されていないため、徹底した経費節減を図り、前年度より経費を上回らないことを原則としながらも、平成２８年度当初予算から新規事業開始時に計上した器具備品等の経費を控除した金額を基準に、年０．２％アップを見込んでいます。

③事務費支出

事務費支出は、本・支所及び各事業所の事務的経費を計上しています。

第２次計画では、新規事業所開設や受託事業の新規受託が計画されていないため、徹底した経費節減を図り、前年度より経費を上回らないことを原則としながらも、平成２８年度当初予算から新規事業開始時に計上した器具備品等の経費を控除した金額を基準に、年０．１％アップを見込んでいます。

また、平成２９年度については、米山デイサービスのボイラー修繕に９，０００千円を見込むため、計画額に加算しています。

④就労支援事業支出（旧原材料費）

就労支援事業支出は、福祉作業所の就労事業に係る原材料費や仕入原価等及び販売管理費が計上されます。

第２次計画では、福祉作業所作業検討委員会において現在新規作業の検討が進められていることから、平成２８年度予算から２０％アップを見込み計上することにします。

⑤利用者負担軽減額

利用者負担軽減額は、「登米市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業」の対象利用者の特別養護老人ホーム風の路利用に係る、利用料減免分を経費として計上しています。

第２次計画では平成２７年度決算額及び平成２８年度予算額を基準に計上します。

⑥貸付事業支出（旧貸付事業等支出）

貸付事業支出は、生活安定資金の原資保有額と同額を計上しています。

⑦助成金支出

助成金支出は、福祉団体・福祉教育・小地域活動助成金の所要額を計上しています。平成２９年度から３０年度は生活支援体制整備事業のモデル地区助成金を見込んだため、増となっています。

⑧支払利息支出（旧借入金利息支出）

借入金利息支出は、特別養護老人ホーム施設整備に係る福祉医療機構の借入金に対する利息返済分の所要額を計上しています。平成２７年度中に優遇金利が終了し、平成２８年度が利息返済額のピークとなりましたが、今後は徐々に利息が減少していきます。

⑨その他の支出（旧雑費）

その他の支出は、正規職員の退職金支給に係る全社協退職共済預け金差損と特別養護老人ホームのグループホーム朝食提供費、そして、事業活動に係る各種科目に属さない経費支出である雑支出が計上されます。

第２次計画では、特別養護老人ホームのグループホーム朝食提供費のみを計上します。

⑩流動資産評価損等による資金減少額（旧流動資産評価減等による資金減少額等）

流動資産評価損等による資金減少額等は、貸付金の回収不能額や利用料の徴収不能額を見込んでいます。単年度１５０千円を限度額として計上します。

⑪固定資産取得支出（旧固定資産取得支出及び繰入支出）

固定資産取得支出は、車輌や備品等を、民間団体からの補助金と積立預金取崩収入を財源として、計画的に更新します。ただし、今後福祉作業所での新規作業の実施に係る設備投資も考えられることから、積立金運用も考慮しながらの予算計上と見直しが必要となります。

⑫長期運営資金借入金元金償還金支出（旧借入金元金償還金支出）

長期運営資金借入金元金償還金支出は、特別養護老人ホーム施設整備に係る福祉医療機構の借入金に対する元金返済分の所要額を計上します。

平成２６年２月から返済が開始され、平成２６年度からは年間１３，２３６千円の均等返済となり、２０３５年（平成４６年度）まで償還が継続されます。

⑬積立資産支出（旧積立預金積立支出）

積立資産支出は、財源調整のための財政調整基金、介護保険事業等の安定経営のための介護保険事業基金及び備品等の更新に備えた備品等購入積立預金があり、必要額の確保に努めます。またその他、５年ごとに開催する福祉大会開催のための記念式典積立金、生活安定資金の欠損補填のための生活安定資金欠損補填積立金があります。

第２次計画では、固定資産減価償却費のうち車輌運搬具の年間所要額１６，０００千円を計画期間の４年間をかけて備品等購入積立預金で見込み、財政調整基金は３，０００千円、介護保険事業基金は、特別養護老人ホームの建設借入金元金と利息償還分を積立金取崩しで対応することから、２０，０００千円を積立目標としますが、年度ごとの経営実態により修正することとします。その他、記念式典積立金が４００千円、生活安定資金欠損補填積立金に通帳預金利息分を積立てます。

⑭拠点区分間繰入金支出（旧経理区分間繰入金支出）

拠点区分間繰入金支出は、各拠点（サービス）区分間の繰出金を取り扱う勘定科目として必要額を見込んでいます。

第２次計画では、平成２８年度第１次補正予算額から特別養護老人ホームの長期入所サービス事業への繰出金を除いた金額を基準に、介護保険事業所及び福祉作業所から法人運営部門、介護保険運営部門への人件費繰出金については、年３％のアップを見込んでいます。

また、財源不足を生ずる事業所への他事業所からの繰出しについては、特別養護老人ホームの個室ユニット化により、長期入所サービス事業区分への他事業所からの繰出しが不要となる見込みです。ただし、短期入所サービス事業区分への繰出しは継続される予想となるため、利用者の安定確保と経費節減を徹底した中で採算性を上昇させなければなりません。その他の事業所については、一時財源不足により繰出しを見込んだものの、平成２８年度第１次補正後は解消されていますが、注意が必要です。

⑮その他の活動による支出（旧その他の支出）

その他の活動による支出は、全国社会福祉協議会退職手当積立基金の預け金を見込んでいます。

第２次計画では、平成２８年度第１次補正後予算（２５，０２５千円）を基準に３％アッ

プを見込みます。ただし、正職員の増員や退職金給付対象職種の新設等が考えられることから、その都度の見直しが必要となります。

※予備費支出については、支出合計から積立資産支出を差引いた額の５％を上限に計上されますが、財政計画からは除いています。

（４）その他の科目における指針

①当期末支払資金残高の基準額

当期末支払資金残高は、期末時点でいくらの支払資金（運転資金）が残っているかを示しており、次年度への繰越金になります。本会では、その運転資金を確保するため、予算積算時に収支差額という形で、予算の確保を行っております。平成２８年度予算では収支差額を９０,０００千円確保していますが､次年度の予算積算及び資金運用を円滑にするためにも、この金額を割り込まないことが重要となります。ただし、あくまで９０，０００千円は予算積算上の数値であり､実際の予算運用としては財政調整基金から取崩し､保有している５０，０００千円と生活安定資金の原資１５，７１０千円、２ヶ月遅れで入ってくる介護報酬（障害福祉サービス含む）の約９０，０００千円を合算した１５５，０００千円を確保できれば安定した経常活動が見込めることから、平成３０年度以降の予算編成には注意が必要です。

社会福祉法人登米市社会福祉協議会　財政状況の推移（第２次）

〔法人全体〕

【収入の部】　　【単位：千円】

勘定科目（大）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
会費収入	29,522	29,522	29,522	29,522	
寄附金収入	3,250	3,250	3,250	3,250	
経常経費補助金収入	129,584	129,584	129,584	129,584	
受託金収入	148,303	148,303	148,303	148,303	
貸付事業等収入	15,710	15,710	15,710	15,710	
事業収入	17,194	17,194	17,194	17,194	
介護保険事業収入	660,091	666,495	673,159	679,890	
就労支援事業収入	6,391	6,582	6,779	6,982	
障害福祉ｻｰﾋﾞｽ等事業収入	77,931	79,099	80,285	81,489	
受取利息配当金収入	135	135	135	135	
その他の収入	2,600	2,600	2,600	2,600	
積立資産取崩収入	36,051	26,832	26,614	26,395	
拠点区分間繰入金収入	124,040	127,761	131,593	135,540	
前期末支払資金残高	235,000	191,243	154,292	124,677	
収入合計（１）	**1,485,802**	**1,444,310**	**1,419,020**	**1,401,271**	

【支出の部】　　【単位：千円】

勘定科目（大）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
人件費支出	793,368	793,368	793,368	793,368	
事業費支出	195,787	196,178	196,570	196,963	
事務費支出	72,677	63,740	63,803	63,866	
就労支援事業支出	1,800	1,800	1,800	1,800	
利用者負担軽減額	500	500	500	500	
貸付事業支出	15,710	15,710	15,710	15,710	
助成金支出	9,401	9,131	8,591	8,591	
支払利息支出	3,815	3,596	3,378	3,159	
その他の支出	800	800	800	800	
流動資産評価損等による資金減少額	150	150	150	150	
固定資産取得支出	10,000	10,000	10,000	10,000	
長期運営資金借入金元金償還支出	13,236	13,236	13,236	13,236	
積立資産支出	27,500	27,500	27,500	27,500	
拠点区分間繰入金支出	124,040	127,761	131,593	135,540	
その他の活動による支出	25,775	26,548	27,344	28,164	
支出合計（２）	**1,294,559**	**1,290,018**	**1,294,343**	**1,299,347**	

当期末支払資金残高(1)-(2)	**191,243**	**154,292**	**124,677**	**101,924**	

【５】財政計画の推進体制

本会財政計画を確実かつ堅実に進めるために、次に掲げる体制を統一見解として認識し、役職員一丸となって臨むものとします。

（１）本会の財政運営の健全性確保の観点から、本計画に掲げる目標数値については、計画期間内における予算編成、決算等の過程を経ることにより、十分な検証を行い、必ず目標数値以上の財政状態を確保するよう本会一丸となって計画推進に取り組むものとします。

（２）収入確保対策としては、法人運営事業部分では一般・賛助・特別会費ともに役職員、福祉活動推進員による積極的な会員加入促進活動を行い､本会理念の趣旨を理解いただきながら、前年度実績以上の確保に向けた取り組みを継続するものとします。また併せて、寄附金についても、個人や企業等に対して、機会あるごとに所得控除や損金算入等の優遇措置制度の存在を周知し、寄附の動機づけと積極的な啓発活動を行っていくとともに、寄附者に対して寄附金の使途について理解が得られるよう努めて参ります。その他、共同募金配分金事業の必要経費の確保、受託事業の受託金及び利用収入の確保、そして、介護保険事業、障害福祉サービス事業についても、利用者本位の良質なサービス提供を心掛けながら、利用者の安定確保に努め、目標とする収入額の確保を図っていきます。

（３）本計画を構成する事務事業については、計画に掲げる目標数値の基礎となった数値に固執することなく､費用対効果の観点から事務事業のスクラップ･アンド･ビルドを基本姿勢に、常に徹底した点検・評価を行う中で、問題や課題を先送りせず、優先度や事業効果の低い事業、または不採算事業については整理を行い、優先度の高い事業への財源の重点化を図るなど、スリムで活力のある計画推進体制を目指します。また、本会の各種部会、委員会、経営戦略会議を有機的に連携させ、より効果的な計画推進に繋げるものとします。

（４）計画期間においては、財政基盤の安定化、透明性の高い財政体質への変換・定着・維持に鋭意努めるなど、計画期間終了後の平成３２年度以降においては、財源規模に見合った事業運営が長期的に可能となるような基礎固め、下地作りを行うものとします。また、財政運営・予算管理上のルール（例：財源不足を生ずる受託事業への自主財源投入絶対不可の原則、安易な積立金取崩しの禁止等）を理解かつ厳守及び例外を極力設けない運用体制を行い、安定した財政運営に繋げるよう、役職員の英知を結集し、聖域なき抜本改革並びに機構改革を含め、緊張感を持った強い意志で臨むものとします。

福祉ニーズ調査　集計結果

１．目　　的

登米市社会福祉協議会では、市民の意識・価値観の変化や多様化するニーズを的確に把握するため定期的に基本調査を行い、より良い事業となるよう計画的に見直し事業運営に反映することを目的に実施します。

２．調査期日

平成２６年７月１日　～　平成２６年７月３１日

３．調査対象

登米市に在住する市民で、無作為抽出、または事業対象者等に対するモニタリング調査とする。

４．調査項目

福祉全般に関すること。

５．調査方法

事前に行政区ごとに配布する封筒へ性別と年代を明記し、サンプル構成比率を下記のとおり考慮し福祉活動推進員へ配布依頼をする。

項　　目	構成比率	備　考
サンプル数	町域ごとの人口割合から 2%程度とする	迫町　　430 名 登米町　　105 名 東和町　　145 名 中田町　　320 名 豊里町　　140 名 米山町　　200 名 石越町　　105 名 南方町　　175 名 津山町　　75 名
サンプルの対象性別	概ね男女比率 50%とする	
サンプルの対象年齢	概ね年齢比率を同程度とする	40 歳未満 40 歳以上から 60 歳未満 60 歳以上から 80 歳未満 80 歳以上

アンケート依頼総数　1,703 人　　回答総数　1,472 人　　回収率　86.4%

●生活全般に関する事

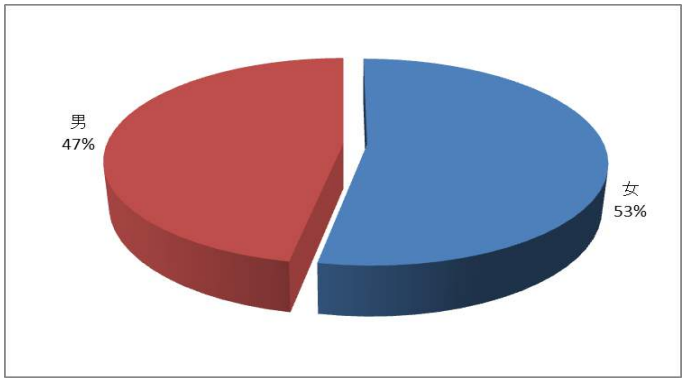

【設問 1】あなたの性別を教えてください。

男 689 人　女 779 人

（性別欄未回答が有るため総計と一致しません）

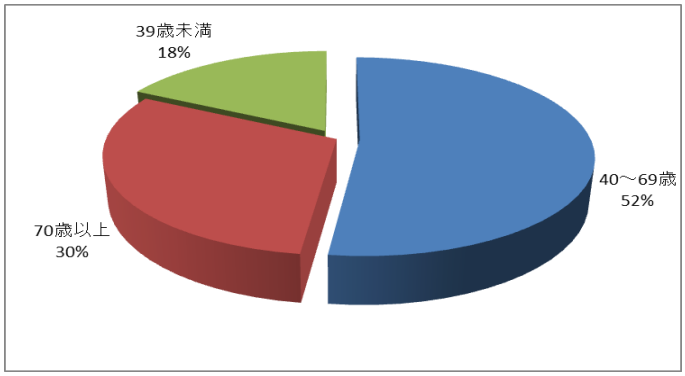

【設問 2】あなたの年齢を教えてください。

39 歳未満　258 人　40～69 歳　767 人

70 歳以上　447 人

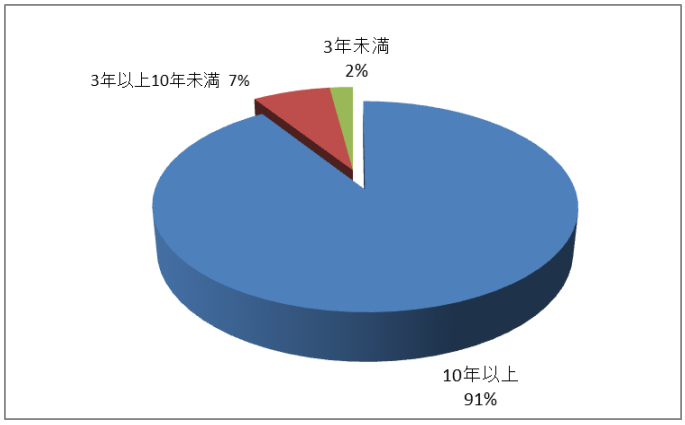

【設問 3】あなたの現在の居住年数を教えて下さい

回答者の 90.8%が 10 年以上

10 年未満（9.2）

※以下（）内は%

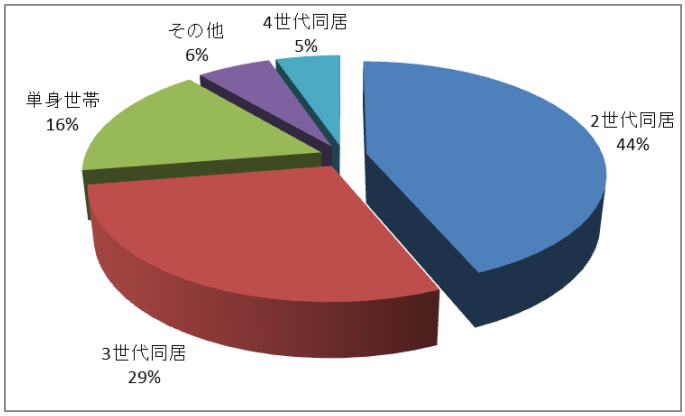

【設問 4】あなたの世帯の世代構成を教えて下さい

①2 世帯同居（43.7）

②3 世代同居（28.7）

③単身世帯（16.4）

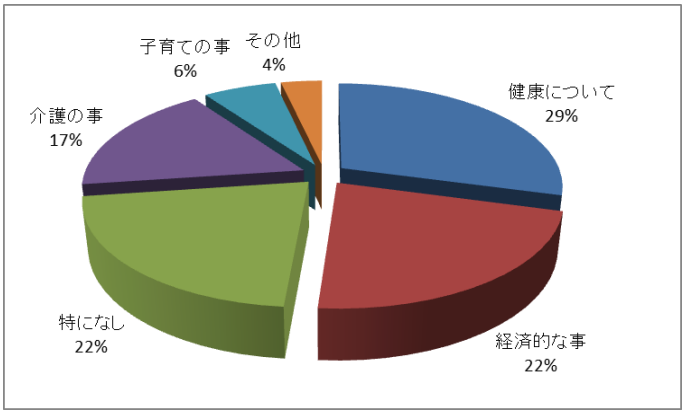

【設問 6】現在、不安や悩み事はありますか

①健康（29.2）

②経済的な事（22.1）

③特になし（21.5）

「健康について」不安のある人は、４０歳代以上が多く、３０歳代以下の一番の不安は「経済的な事」だった。

「介護」に関する不安は年代が上がるにつれ多くなる傾向にある。

「子育ての事」については、３０歳代以下で悩みのある人が多い。

不安等は「特にない」と答えた人は、各年代３０％程度いた。

※年代により不安を感じる内容に差があるため、個別対策を考える際のキーワードは、「健康」「経済」「介護」「子育て」

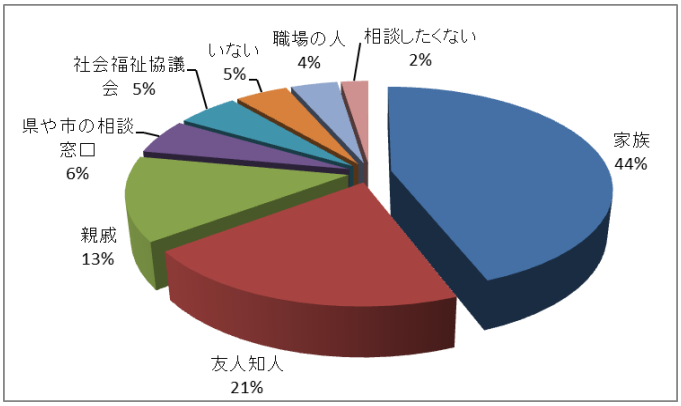

前問で「特になし」以外を選択した方にお聞きします

【設問 7】その不安や悩み事は、主に誰に相談しますか（相談したいですか）

①家族（44.2）

②友人知人（20.5）

③親戚（13.3）

社協と回答した人も 90 人いました

又、不安や悩み事について誰に相談するかとの問いには

全年代で「家族」と答えた人が多く、次いで多かったのが「友人・知人」。

「社会福祉協議会」と答えた人は、年代が高くなるにつれ多くなっている。

※相談事は、家族や友人・知人へ相談するケースが多いが、生活相談事業を個別相談対応が出来る体制をとる必要はないか要検討。

※特に若年世代は、社協に相談窓口がある、相談できるということを知らないし理解不足と感じられる。より一層のＰＲが必要。

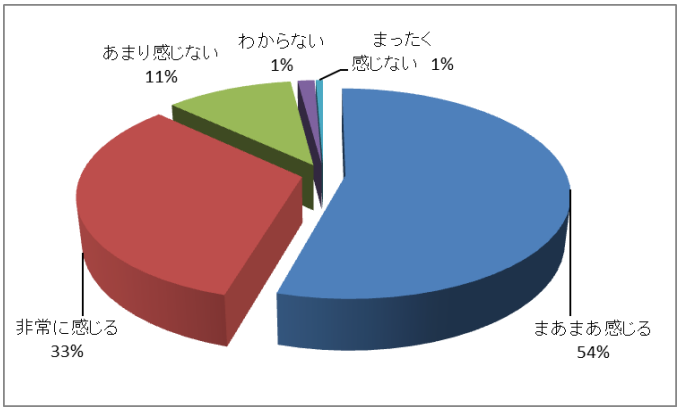

【設問 8】現在、あなたは地域や友人とのつながりを感じていますか

①非常に感じる、まあまあ感じる（86.9）

②あまり感じない、全く感じない（11.6）

地域や友人との繋がりについては、７０歳代以上の約半数が「非常に感じる」と回答し、年代が下がるにつれ少なくなる。

「まあまあ感じる」と答えた人は、６０歳代以下で約６０％の人が答え、全体としてつながりがあると感じている人が多いが、３０歳代以下では約２０％の人が「あまり感じない」との回答であった。

※若い世代の地域との繋がりを、どうやって深めていくかが課題。

※地域との繋がりについては、特定の地域や世代だけの課題ではなく、社会全体の問題と思われる。調査結果から繋がりをあまり感じないという人の割合が、そのまま地域社会で参加したい活動が特にないという割合になっている。地域の繋がりや行事参加状況については、行政区長が特に肌に感じている課題である、今後は行政区長等の関連機関との連携を深め、社協も積極的に地域づくりに参画を検討していく必要性がある。

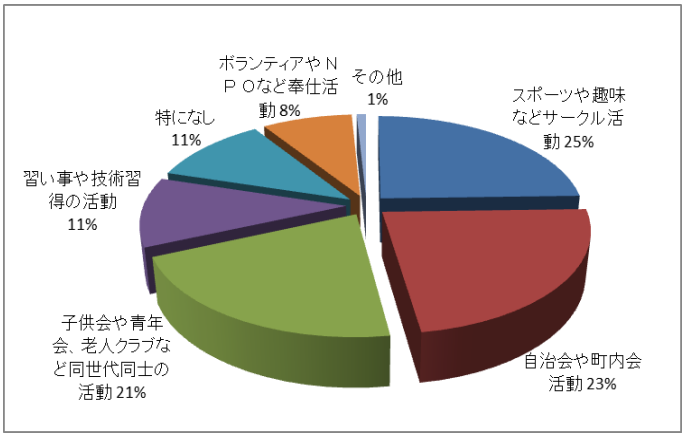

前問で「非常に感じる」「(まあまあ感じる)を選択した方にお聞きします

【設問 9】今後、地域社会で参加したいと思う活動はどれですか

①スポーツ・趣味・サークル（24.6）②自治会や町内会活動（23.1）

③子供会や青年会、老人クラブ等同世代の活動（20.9）

地域社会で参加したい活動では

７０歳代以上　①同世代同士の活動　②自治会や町内会活動　③サークル活動

40～60 歳代　①自治会や町内会活動　②サークル活動　③同世代同士の活動

３０歳代以下　①サークル活動　②同世代同士の活動　③技術習得の活動

地域行事への参加は 40～60 歳代が多く、７０歳代以上は老人クラブ活動等への参加希望が多く、若い世代ではスポーツや趣味活動への参加希望が多い。

※若い世代や、高齢世代の地域参加をどうやって促していくかが課題。

※特になしの回答が１割以上いることに対して、なぜなのかを検証する必要がある。

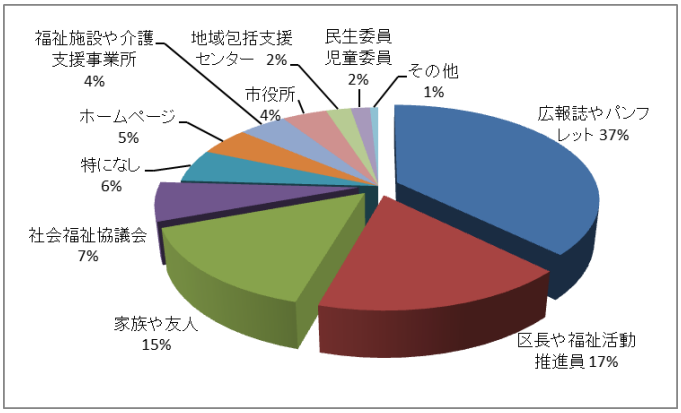

【設問 10】福祉制度やサービスの情報をどのようにして入手していますか

①広報誌やパンフレット（37.4）

②区長や福祉活動推進員（17.0）

③家族や友人（14.9）

社協と地域包括を合わせると 218 人の回答がありました（8.9）

福祉制度やサービスの情報入手先として最も多かったのが、各年代を通じ「広報誌やパンフレット」。「ホームページ」を活用しているのは、３０歳代以上が多かったが、全体としては２割程度。

年代が高くなるに従い「区長や福祉活動推進員」と答える比率が多くなる。

全年代を通じて約３割の人が「家族や友人」から情報を入手していると答えた。

※情報の発信については、「広報誌やパンフレット」の充実が最も効果的と思われる。

●高齢者福祉関係

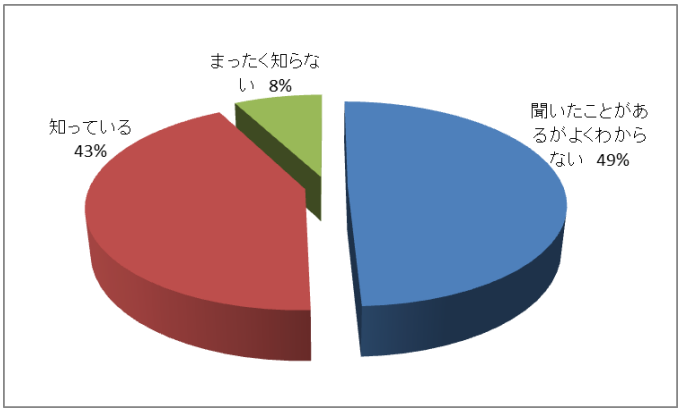

【設問 11】介護保険制度について、又は利用方法について知っていますか

①聞いたことはあるがよくわからない（49.4）　②知っている（42.8）

で全体の 92.2%に認知されています

介護保険制度については、全体の 9 割以上が耳にしたことがあるが、制度についての知識は年代が下がるにつれ低くなる。若い世代の約 25%が制度について全く知識がない。

※若い世代への介護保険制度周知が必要か？

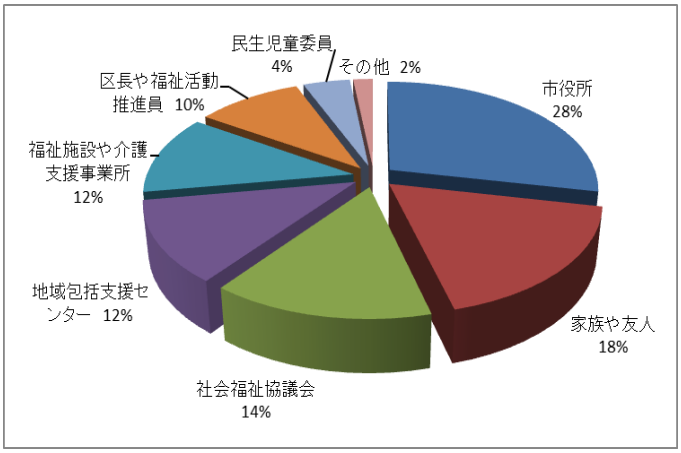

【設問 12】高齢者福祉制度について、又は利用方法についてどこ（誰）に相談をしますか

①市役所（28.3）

②家族や友人（17.8）

③社協（14.3）包括を含めると 26.4%

高齢者福祉制度の相談先は

７０歳代以上　①家族や友人　②区長や福祉活動推進員　③市役所・社協（同率）

40～60 歳代　①市役所　②社協　③福祉施設や介護保険事業所

３０歳代以下　①市役所　②家族や友人　③福祉施設や介護保険事業所

全体としては　①市役所　②家族や友人　③社協

※相談先は社協もある程度利用されているが、まだまだ周知する必要がある。

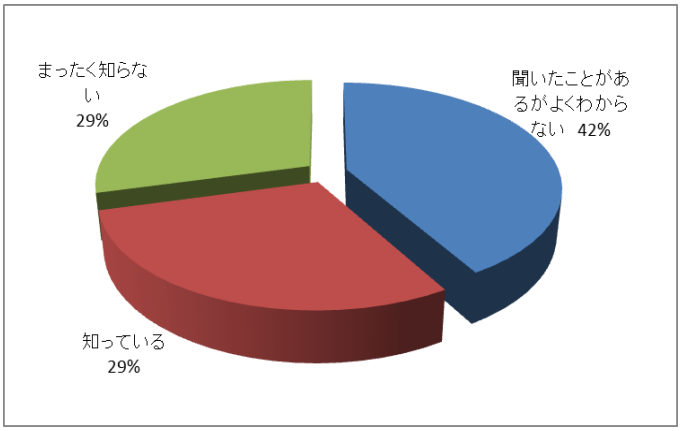

【設問 13】高齢者の総合相談にあたる地域包括支援センターについて知っていますか

①聞いたことはあるがよくわからない（41.6）　②知っている（29.3）

で全体の 70.9%に認知されています

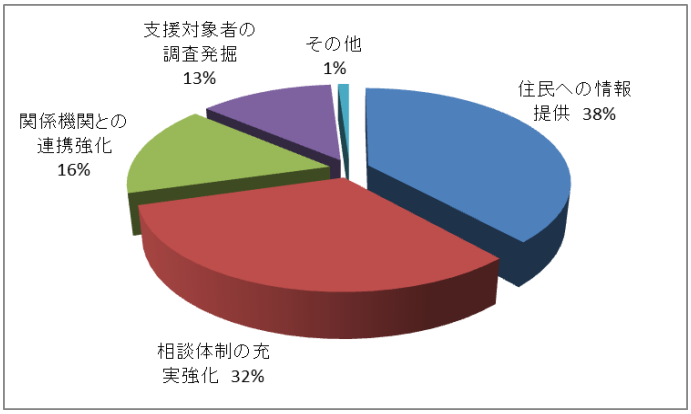

前問で「聞いたことがある」「知っている」を選択した方にお聞きします

【設問 14】今後、地域包括支援センターに期待することは何ですか

①住民への情報提供（38.4）

②相談支援体制の充実強化（32.1）

③関係機関との連携強化（15.7）

地域包括支援センターについては、全く知らない・聞いたことがある程度で全体の 7 割を占めているが、年代が上がるについて認知度は向上している。

また、包括支援センターに期待されることは住民への情報提供が最も望まれている。次いで、相談体制の充実強化、関係機関との連携強化と続いた。

※まず、認知度を高める必要がある。それと同時に、いかにして住民に情報提供をしていくか？そのシステム化を図る必要がある。

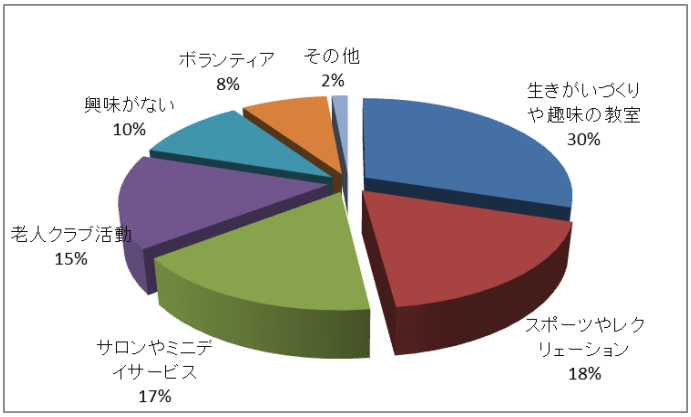

【設問 15】高齢者の社会参加活動の中で興味があり一緒に参加したい（又はもっと充実した方がよいと思う）活動はありますか

①生きがいづくりや趣味教室（30.3）

②スポーツやレクリェーション（18.1）

③サロンやミニデイ（16.6）

高齢者の社会参加化活動で、一緒に参加したい活動については

７０歳代以上　①老人クラブ活動　②生きがい・趣味活動　③スポーツ・レク

40～60 歳代　①生きがい・趣味活動　②サロンやミニデイ　③スポーツ・レク

３０歳代以下　①生きがい・趣味活動　②スポーツ・レク　③興味がない

全体としても、生きがいづくりや趣味活動への参加が希望されている。

※生きがいづくり・趣味活動の機会と場を増やしていく必要がある。

※若い世代の無関心層を振り向かせるためにはどうしたらいいか？

●障害者福祉関係

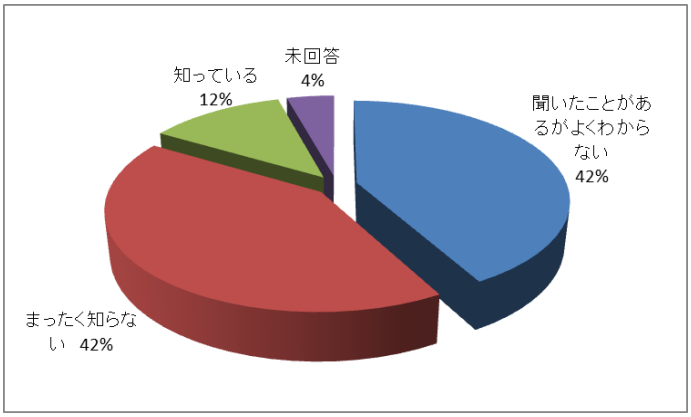

【設問 16】障害者総合支援法について、又は利用方法について知っていますか

①聞いたことはあるがよくわからない（43.9）　②知っている（12.8）

で全体としての認知度は 56.6%

全く知らないという人が 42%います

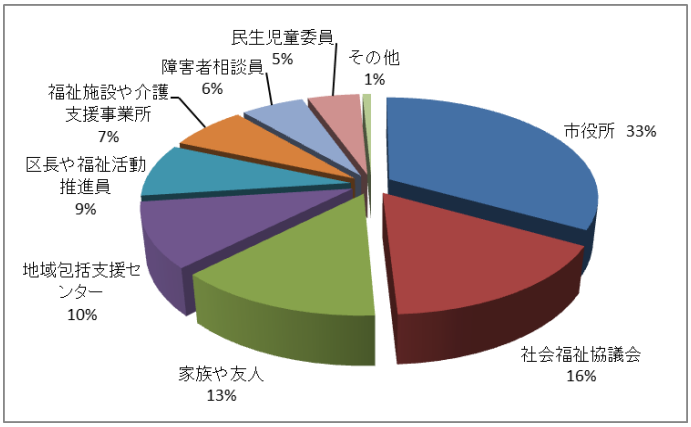

【設問 17】障害者福祉制度について、又は利用方法についてどこ（誰）に相談をしますか

①市役所（33.1）

②社協（16.1 包括を含めると 26.5%

③家族や友人（13.3）

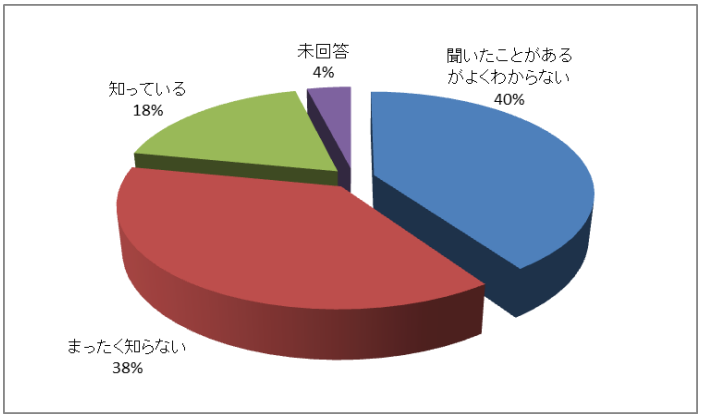

【設問 18】成年後見制度について、又は利用方法について知っていますか

①聞いたことはあるがよくわからない（42.0）

②全く知らない（39.2）

③知っている（18.7）

で全体としての認知度は 60.7%

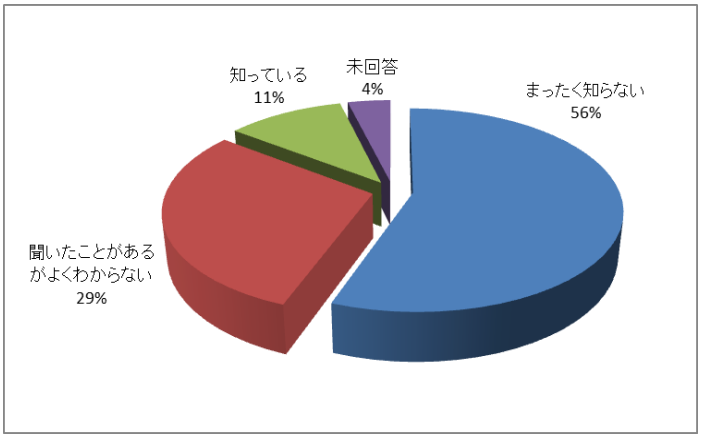

【設問 19】地域福祉サポートセンター（まもりーぶ）について、又は利用方法について知っていますか

①聞いたことはあるがよくわからない（30.8）

②全く知らない（57.9）

③知っている（11.2）

で全体の認知度は 42%と低くなっています

障害者総合支援法については、ほぼ半数が知らない。聴いたことがある程度を含めるとおよそ９０％が知らないことになる。年代が若くなるほどその傾向がみられる。

成年後見制度についても、全体の約２割しか認知されていなかった。年代が若くなるにつれ、その傾向は強まった。

また、まもりーぶについては全体の１割程度しか認知度が無く。ほとんど市民に知られていない結果だが、年代が高まるにつれ認知度は向上している。

制度や利用方法等について誰に相談するかという問いに対しては、全年代で市役所がトップだった。2 位には社協が入り、3 位は家族や友人であった。若い世代では市役所を除くと、家族や友人に相談するケースが突出して多かった。

※なぜこれほど認知度が低いのか検討する必要がある。

※制度やまもりーぶに対する PR を早急に強化する必要がある。

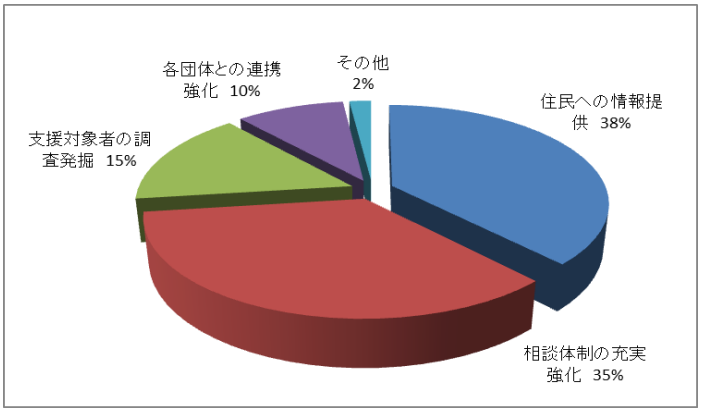

前問で「知っている」「聞いたことがあるがわからない」を選択した方にお聞きします

【設問 20】今後、地域福祉サポートセンター（まもりーぶ）に期待することは何ですか

①住民への情報提供（37.9）

②相談体制の充実強化（35.0）

③支援対象者の調査発掘（15.5）

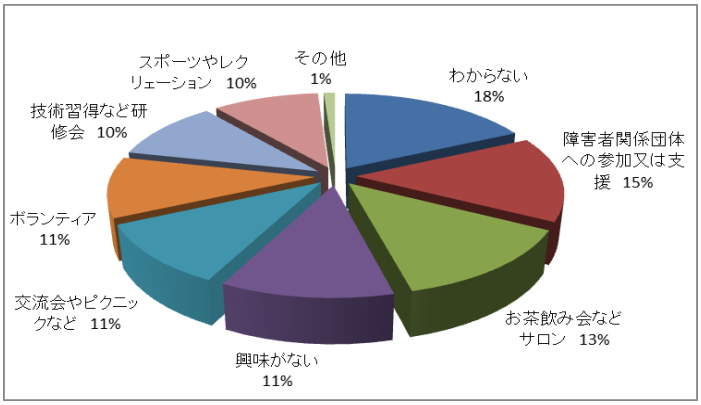

【設問 21】障害者との社会参加活動の中で興味があり一緒に参加したい活動はありますか

①わからない（17.9）

②障害者団体への参加又は支援（14.9）

③お茶飲み会などサロン（13.3）

興味がない人も 11.3%あります

障害者との社会参加で参加したい活動は？との問いには、全体としては「わからない」との回答が一番多かった。若い世代ではトップは「興味がない」、中間層では「技能習得など研修会」高齢層では「サロン活動」であった。

※わからないと無関心を合わせると全体の３０％になり、いかにして注目してもらうか検討が必要。

※まずは障害者の正しい理解と、どのような事業があるかのＰＲが必要ではないかと思われる。

●子育て支援関係

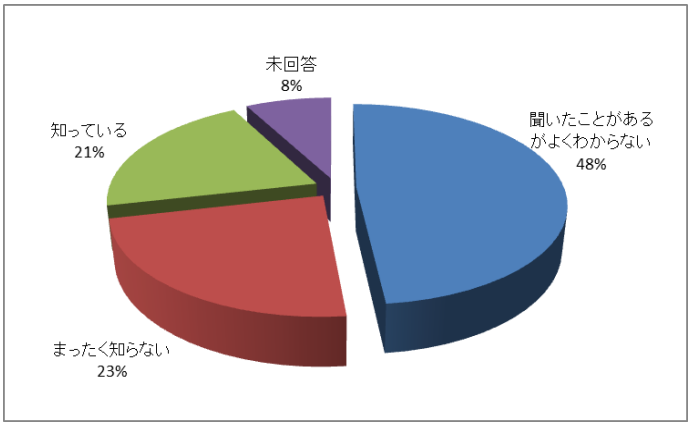

【設問 22】子ども・子育て支援法について、又は利用方法について知っていますか

①聞いたことはあるがよくわからない（52.5）

②全く知らない（25.1）

③知っている（22.4）

で全体としての認知度は 74.9%

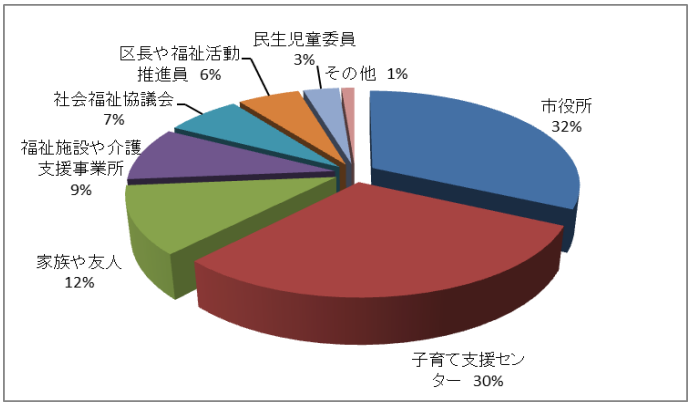

前問で「知っている」「聞いたことがあるがわからない」を選択した方にお聞きします

【設問 23】子育て支援について、又は利用方法について、どこ（誰）に相談をしますか

①市役所（32.0）

②地域包括（30.1）

③家族や友人（11.5）

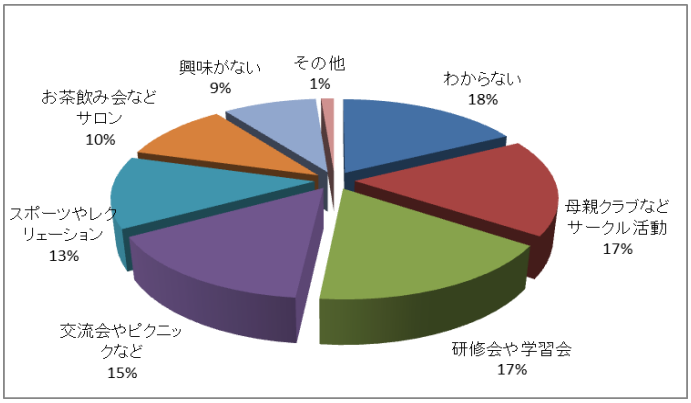

【設問 24】子育て支援活動の中で興味があり一緒に参加したい活動はありますか

①わからない（17.4）

②母親クラブやサークル活動（17.1）

同率で　研修会や学習会交流会やピクニックとスポーツやレクリェーションを合わせると 27.9%あります

子ども・子育て支援法については、約 2 割程度が知っていると答えた。年代が若くなるほど知っている比率が高い状況にある。相談先としては、全体的に市役所が 1 位にあげられた。2 位が子育て支援センターで、3 位が家族や友人であった。

参加したい活動では、1 位に「わからない」があげられた。以下、「母親クラブなどのサークル活動」「研修会や学習会」であった。

※サークル活動や研修会・学習会の場が求められているので、その環境整備をどうするか検討を要する。

※若い子育て世代も関心が高い調査項目であるが、学校（教育関連機関）も巻き込んだ支援の展開を検討する必要がある。

●ボランティア活動関係

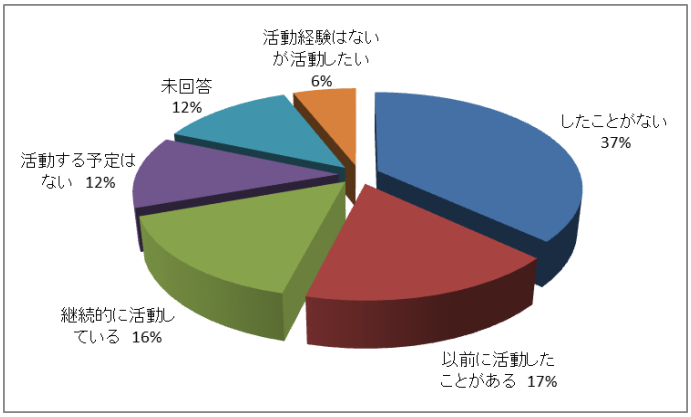

【設問 25】あなたは、現在ボランティア活動をしていますか

①したことがない（42.2）

活動の予定なしを合わせると 56.0%

②以前に活動したことがある（19.4）

③継続的に活動している（17.8）

経験はないが活動したいと考えている人は、全体の 6.8%しかありません

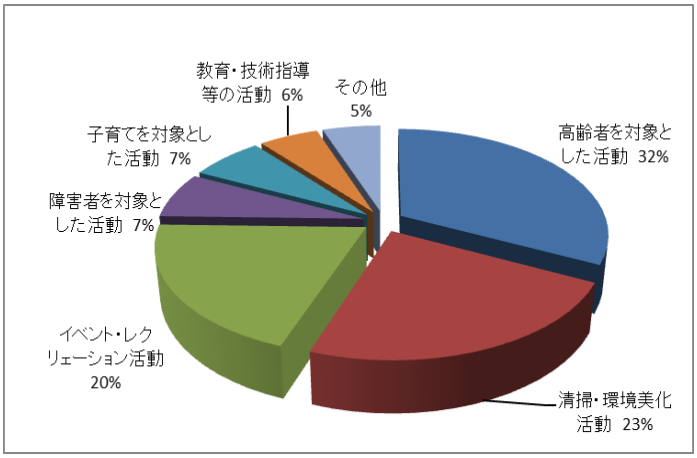

前問で「継続して活動」「「いぜんにかつどう」を選択した方にお聞きします

【設問 26】どのような活動をしていますか

①高齢者対象（32.4）

②清掃・環境美化（23.0）

③イベント・レクリェーション指導（20.0）

障がい者・子育てを対象とした活動は各々7%程度

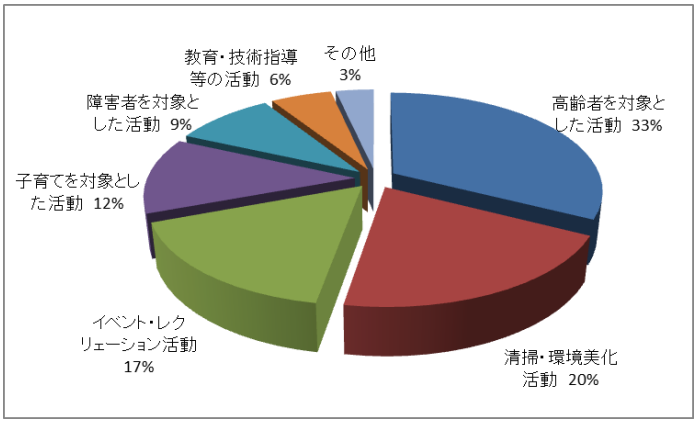

問 25 で「継続して活動」「「以前に活動」「活動したい」を選択した方にお聞きします

【設問 27】今後、どのような活動をしたいですか

①高齢者対象（32.5）

②清掃・環境美化（20.3）③イベント・レクリェーション指導（16.6）

障がい者対象（9.2）、子育て対象（12.4）と問 26 より数ポイント増加

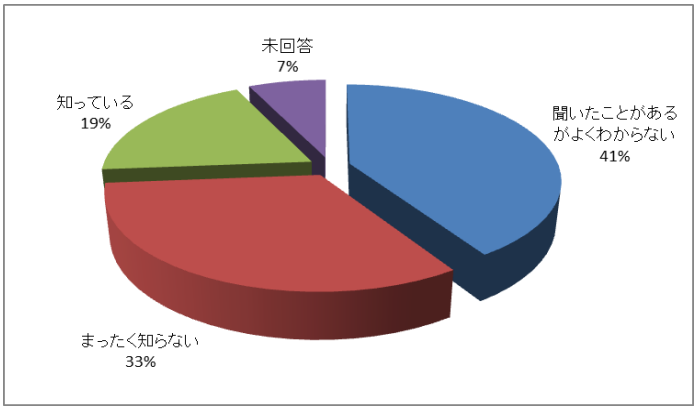

【設問 28】ボランティアセンターを知っていますか（利用したことがありますか）

①聞いたことはあるがよくわからない（44.0）

②全く知らない（35.3）

③知っている（20.7）

で全体としての認知度は 64.7%

現在ボランティア活動をしているかとの問いには、「したことがない」が一番多かった。しかし、以前に活動したことがあるのは約２０％あるし、現在活動中も１７％あった。わずかではあるが今後活動したい（約 7%）という人もある。

現在または以前活動したことのある人にどのような活動をしているか聴いたところ、1位が「高齢者対象の活動」、以下「清掃・環境美化」「イベント・レク」と続いた。年代が高いほど「高齢者対象の活動」が多く、若い世代では「イベント・レク」が多かった。

また、今後どんな活動をしたいかとの問いでも、現在活動しているのと同じ結果であった。ボランティアセンターについては、全体の 2 割程度しか認知されていなかった。

※ボランティアを育成していくためにも、ボランティアセンターの認知度を高める必要がある。

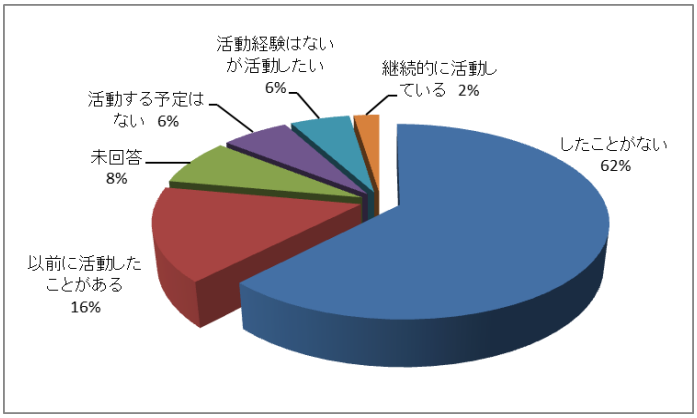

【設問 29】災害ボランティア活動をしたことがありますか

①したことがない（67.5）

②以前に活動したことがある（17.1）

③活動予定なし（6.8）

継続して活動（2.6）、活動したい（6.0）

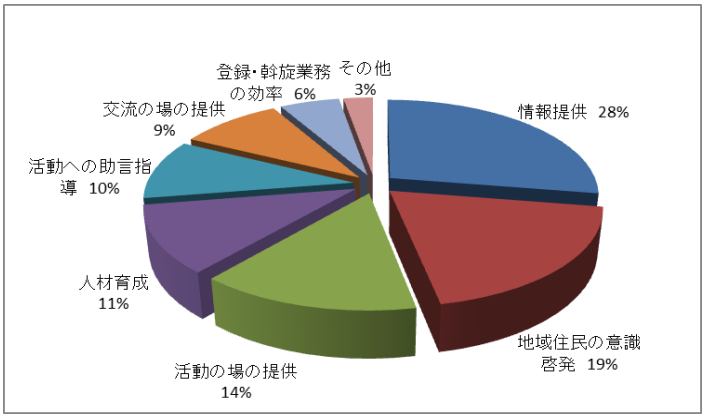

【設問 30】今後ボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に期待することは何ですか

①情報提供（27.6）

②地域住民への意識啓発（19.4）

③活動の場の提供（14.2）

活動の場（14.2）、交流の場（9.3）の提供を望む声は 23.3%

災害ボランティア活動をしたことがあるかとの問いには、全体の約 7 割が活動したことがないという結果であった。活動経験のある人は約 2 割程度にとどまっている。

今後ボランティアセンターに求められることは、1 位「情報提供」、以下「住民意識の啓発」「活動の場の提供」であった

※市民の興味を引くような研修会等を通じて、日頃からボランティア活動に対する啓発活動を行い、活動の場づくりをしていく必要がある。

●地域支え合い活動関係

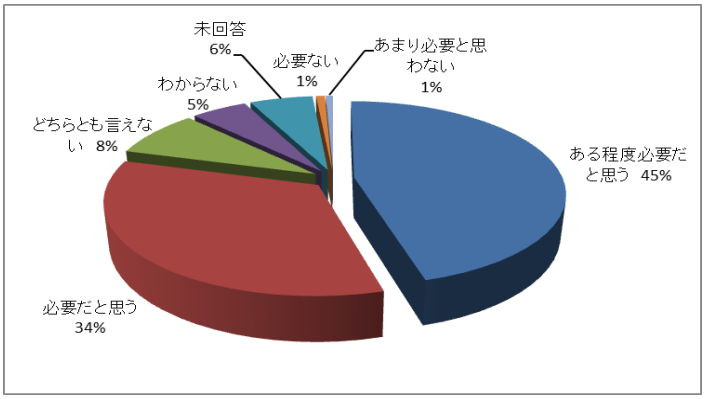

【設問 31】地域で生じる問題には、住民相互の協力で解決する必要があると思いますか

①ある程度必要（48.4）

②必要（35.8）

どちらともいえない（8.8）

住民相互の協力が必要と考えている人は全体の 84.2%

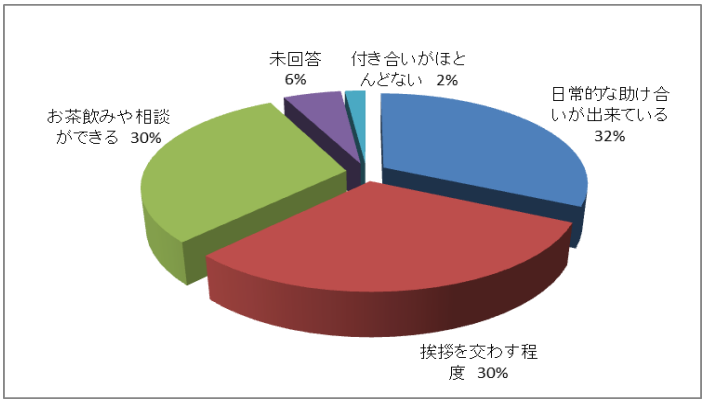

【設問 32】あなたは日頃、ご近所の方とどれ位の付き合いがありますか

①日常的な助け合い（33.8）

②あいさつ程度（32.2）

③お茶のみや相談ができる（32.0）

地域課題は住民相互で解決する必要があると思うかとの問いには、「ある程度必要」「必要」「どちらとも言えない」の順であった。

日頃近所との付き合いの程度は、全体としては「日常的な助け合い」「お茶のみや相談」で約６５％合ったが、若い世代では半数以上で「挨拶を交わす程度」だった。

※地域連携は必要だと思いつつ、若い世代の地域への関わりが弱いので、地域活動に繋げるための仕組みが必要である。

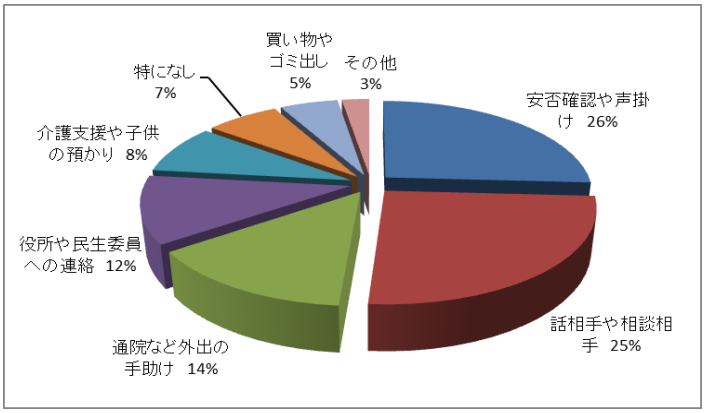

【設問 33】あなたが誰かの手助けが必要になった場合、してほしい事は何ですか

①安否確認や声がけ（25.9）

②話相手や相談相手（25.3）

③通院や外出の手助け（14.0）

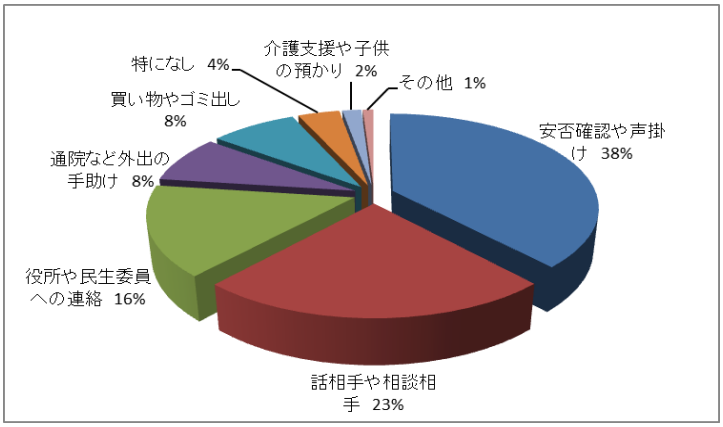

【設問 34】あなたの地域で手助けを必要とする家庭があった場合、あなたにできることは何ですか

①安否確認や声がけ（38.2）

②話相手や相談相手（23.4）

③役所や民生委員への連絡（15.4）

買い物・ゴミだし（8.1）、外出支援（8.2）

直接支援は 16.3%

手助けが必要になったとき何をしてほしいかとの問いには、1 位が「安否確認や声がけ」次いで「話相手や相談相手」であった。若い世代では「介護支援や子どもの預かり」も 1 位と同率であった。また、年代が高くなるにつれ「外出の手助け」も回答数が多くなっている。

あなたに出来ることは？との問いには、「安否確認や声がけ」「話相手や相談相手」「役所等への連絡」の順であった。

※してほしいこと・できることで、「安否確認や声がけ」「話相手や相談相手」が同じ比率で回答されているので、どうマッチングしていくかが課題。

※小地域ネットワーク事業の推進を強化する必要がある。

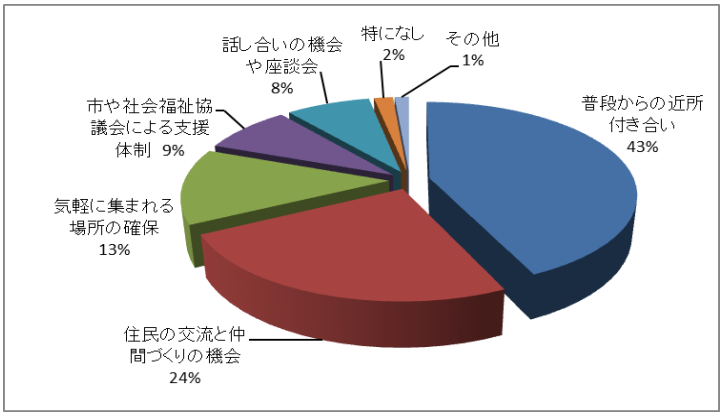

【設問 35】地域での支え合い活動を充実していくためには、何が必要だと思いますか

①普段からの近所づきあい（43.2）

②交流と仲間づくり（24.3）

③気軽に集まれる場（13.2）

市や社協による支援体制（8.4）も必要と思われています

地域での活動充実のために何が必要と思うかとの問いには、「普段からの近所づきあい」と答えた人が、全体の約半数を占めた。次いで「住民の交流と仲間作りの機会」（２４%）、「気軽に集まれる場所の確保」（１３%）であった。

※小地域ネットワークやミニデイサービスを更に発展させる必要がある。

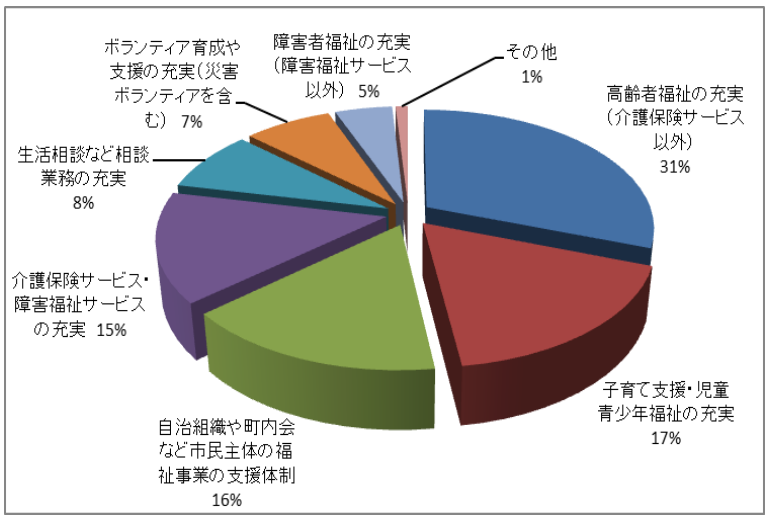

【設問 36】登米市社協では地域福祉活動計画に基づき事業を実施しておりますが今後、特に重点的に取り組むべきだと思われる項目を教えてください

①高齢者福祉（30.5）

②子育て・青少年福祉（17.4）

③自治組織や町内会等の福祉事業への支援体制（15.7）

介護保険・障害者福祉サービス（14.8）、相談業務（8.4）

社協が重点的に取り組むべきと思われるものは？との問いには

①高齢者福祉の充実（３０％）

②子育て支援・児童青少年福祉の充実（１７．４％）

③自治組織等市民主体の福祉事業の支援体制（１５．７％）

④介護保険・障害福祉サービス（１４．８％）

⑤生活相談など相談業務の充実（８％）

となった

◎その他全体をとおして

全ての面において、言葉や機関名は知っている聞いたことがあるが中身が分からない、そして、求めるものは情報提供というのがほぼ共通している。それは、取りも直さず正確な情報をタイムリーかつスピーディーに知りたいという住民の要望であり、現在は、情報発信が不十分なため、興味があっても実践や活動に繋がっていかないという段階ではないかと感じられる。今後は、社協の強化発展計画にも謳われているように、分かりやすい情報提供という部分が、提供（発信）方法、媒体を含めて検討が必要であり、重要になってくると思われる。

※今後の登米市社協の取組み

①情報発信に課題があるとの結果なので、広報紙やパンフレット等を作成する際年代に併せた紙面構成やレイアウト等を工夫する。又ホームページを積極的に活用し、更新頻度を上げタイムリーに情報発信を行う。同時に、特に若い世代には FaceBook・Twitter・Line 等の SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用した、現代社会に即したコミュニティーツールを活用した情報発信についてシステム化を図る。

②地域の繋がりは必要と感じながらも、つながりが少ないとの実感や、【安否確認や声掛け】【話し相手や相談相手】が困ったときにしてほしいこと・出来ることの比率が高いことから、小地域ネットワーク事業を強力に推進していく。

③前述②の小地域ネットワーク事業の推進を図るため、現在実施している「地域福祉活性化事業」から「地域福祉教育推進事業」に事業目的をより明確にし、地域活動全体の活性化を図り、地域懇談会の開催等について積極的に働きかけていく。

④若い世代との関連をどう構築していくかについては、早急な効果は期待できないが、地域のイベントや学校行事等に関わりをもち社協活動の PR を強化する。

⑤全体で３割の人が「高齢者福祉の充実」を社協が重点的に取組むべきと答えているので、意向調査等も踏まえながら新たな高齢者福祉事業の展開に繋げていく

⑥社協が実際に展開している事業（配食サービス、移送サービス、介護福祉サービス、障害者福祉事業、地域福祉活動等）は多岐にわたっており、関わりがある住民には一定の理解を得ているが、それ以外の人にはあまり認識されていない結果であることから、事業の展開方法や種類等について検討を行い、社協の更なる認知度向上を図る。

⑦「このことなら社協に相談」と住民に思われるような、特色と「売り」を前面に押し出した事業展開を進める。また、それを通じて知名度アップにもつなげる。

関連用語説明（ 五十音別索引 ）

※本資料に記載のない語句も含まれています。

【あ】	**ＩＴ**	インフォメーション・テクノロジ（Information・Technology）の略で、情報技術のことをいいます。
	運営検討委員会	登米市社協の事務・事業の見直しを行い、効率的な執行を図るため本部職員・支所長等により構成される検討会議のことをいいます。
	ＳＮＳ	SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）とは、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。主な SNS の代表として、「Line」（ライン）、「Facebook」（フェイスブック）、「Instagram」（インスタグラム）など。
	ＮＰＯ（民間非営利組織）	社会的な活動をする民間の非営利組織で、営利目的ではなく社会的貢献の志向をもつ組織のことをいいます。
	ＯＡ	オフィス・オートメーション（Office・Automation）の略で、事務処理を機械化して、効率と生産性の向上を図ることをいいます。
	ＯＪＴ（ＯＦＦ－ＪＴ）	OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）とは、職場で実務をさせることで行う従業員の職業教育のこと。企業内で行われるトレーニング手法、企業内教育手法の一種です。 これに対し、職場を離れての訓練はOff-JT（Off the Job Training オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）と呼ばれるています。
【か】	**家族介護支援事業**	在宅で概ね1年以上寝たきり又は認知症高齢者を介護する家族介護者に対し、介護技術の向上また身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とした事業です。
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるよう導いてくれる介護の専門家のことをいいます。
	介護職員初任者研修	厚生労働省は介護職員の研修体系を見直しし、「訪問介護員2級養成研修」に代わる研修として、平成25年度から開始されました。
	介護予防サービス	平成18年の改正介護保険法により制定されました。要支援者（要支援1・2）が予防給付を受けて利用するサービスで、サービスを利用することにより重度化を防ぐことが目的とされています。
	キャップハンディ体験	ハンディキャップ（不利な条件）を持った人の状況を擬似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障がいに対する理解を深める活動です。キャップハンディはハンディキャップの言葉を入れ替えたもので、「立場を入れ替えて考えよう」という思いが込められています。
	キャリアパス	資格の有無や熟練の度合いや職務遂行能力又は勤続年数などにより、どの程度の職位やポストにつけるか、という基準や要件を示した人事制度です。
	基幹的社協	宮城県社協より委託を受け、専門員・生活支援員を配置し、所管市町村における日常生活自立支援事業を実施、総括する社協のことをいいます。
	基準該当サービス	居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者としての指定要件（法人格、人員、設備、運営基準）を一部満たしていないものの、市町村にとって必要とされ一定の水準を満たした場合、市町村の判断でそれらのサービスを介護保険の給付対象とすることができるという制度です。
	居宅介護支援事業	都道府県の指定を受け、介護支援専門員を配置しており、利用者が最適な介護サービスを受けられるよう相談を受けたり、各介護サービス提供者と調整を図ったりする事業です。
	緊急支援資金	資金の借り入れが困難な世帯であって、緊急的に生活資金として支援が必要な世帯に対し払い出しする資金で、登米市社協では善意銀行で対応しています。
	グループウェア	登米市社協の各支所及び事業所間や複数の職員がコンピューターを利用し、互いに協調して仕事を進めることを援助するための情報共有システムのことをいいます。
	グループホーム	5～9人を 1 ユニットとして、最大 2 ユニットまでの入居者が家庭的な雰囲気の中で、介護サービスを受けながら、残された能力を生かし、お互いに助け合いながら暮らす施設。1戸建てを改造したものから、病院やデイサービスセンターに併設したものまで、施設の形態はさまざま。
	ケアホーム	知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者が「世話人等」の支援を受けながら地域のアパート、マンション、一戸建て等で、複数で共同生活する居住の場です。

【か】	**ケア会議**	個人ごと又は世帯単位で困っていることについて、関係者が集まり支援について考える会議のことをいいます。
	軽度生活援助事業	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅での自立した生活の維持を可能にすることを目的とした事業です。
	コスト管理	企業等で、利益が生ずるよう収入と対比させて支出を管理することを言います。
	コミュニティＦＭ	地域のラジオ放送です。登米市ではH@！FM（はっとエフエム）の愛称で知られています。
	コミュニティ	町村・都市・地方など、生産・自治・風習などで深い結びつきをもつ共同体（一定の地域性、共同性を有した社会）のことです。地域の共同体であることよりも地域住民の相互性を強調する場合は、地域コミュニティとカタカナ表記が主に使われます。
	雇用開発助成金	雇用安定のため求職者を雇いいれた事業主に対して交付される助成金です。
	高齢化率	総人口に対し65歳以上が占める割のことで、7 パーセントを超えると高齢化社会。14パーセントを超えると高齢社会、21 パーセントを超えると超高齢社会であるといわれます。
	子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし、下記の事業を行うセンターです。 ①　子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導 ②　子育てサークル等への支援 ③　地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等 ④　家庭的保育を行う者への支援など
	子ども食堂	地域の大人が子どもに無料や安価で食事を提供する、民間発の取り組み。貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まりました。この名称は2012年から使われ始めました。
【さ】	**サービス付き 高齢者向け住宅**	高齢者住まい法の改正により創設された新しい分類で、介護と医療連携を図り安心して生活できる住宅。居室設備、広さ、共有部分の設備などの条件を満たし、これまで制度化されていた高専賃（高齢者専用賃貸住宅）にはなかった安否確認や生活相談サービスを必須としています。また、入居時の料金についても、礼金、更新料といったものが不要になっており、敷金と前払い家賃のみが必要となります。
	債権管理	債権の回収を法律上確実に行っているかを管理することをいいます。
	災害ボランティアセンター	災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。平常時においても常設されている組織がいくつかあり、この場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点の性格も有します。
	サテライト	本拠から離れた所に設置された事業所のこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するとの意から命名されました。
	災害 VC サブセンター	災害ボランティアセンターが設置され、各支所で必要に応じて設置する際の呼び名です。
	事業検討委員会	本会課長及び支所長等で構成され、事業全般についての課題整理や対応策を検討する場です。
	指定管理者制度	公の施設の管理を、市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができる制度のことをいいます。
	施策（しさく、せさく）	行政等の責任者が計画や対策を立てて実際に行う事などをいいます。
	Ｊボラ体験隊	中学生及び高校生を対象に福祉の職場やボランティア活動の体験を通し、自立心や社会性を育む機会を設けることを目的とした事業です。内容は保育所・幼稚園・障がい者施設・福祉施設等での職場体験や、街角クリーン作戦・イベント・盲導犬募金・仮設住宅支援ボランティア活動、手話・点字講座など多種多様です。
	事務事業調査研究委員会	本会主事及び主査等で構成され、事業推進方法や事務的な課題に対応するための協議を行う場です。
	住民自治組織	市町村内の各地域で自発的に組織される『町内会』のことをさします。

【さ】	**児童館**	児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置されています。また、子ども会、母親クラブ、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）などの地域組織活動の基地としてその育成指導を行うとともに、地域の実情に応じて、放課後児童の居場所づくりとして、保護・育成・指導をおこなっている所です。
	人事考課制度	組織の目標を達成できるような人材を育成できるよう、現状の課題を上司が一緒に考え、部下本人の気づき・力量のアップを支援する制度です。
	社会福祉士	身体または精神障害のある方や日常生活を営むのに支障がある方の相談に応じ、助言及び指導を他の保健医療機関関係者と連絡及び調整し援助を行う社会福祉専門職です。
	社会福祉法人格	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人であり、定款について都道府県及び市の許可を得、設立の登記を行う必要があります。
	主任介護支援専門員	介護支援専門員の業務について十分な知識・経験をもつ介護支援専門員のうち、ケアマネジメントを適切かつ円滑に提供するために必要な知識・技術を修得した上級者をさします。平成１８年度に新設された職種で、原則として介護支援専門員の実務経験が５年以上あり、所定の専門研修課程を修了することが条件になっています。
	主任介護支援専門員配置加算	介護保険における居宅介護支援事業の介護報酬加算の１つで、主任介護支援専門員を配置している事業所に報酬が加算になる制度のことをいいます。
	住民ニーズ	住民の生存や幸福・充足を求めるための身体的・精神的・経済的・文化的・社会的要求のことをさします。
	小地域ネットワーク活動	日常生活の中で何らかの支援（例：声掛け、話し相手など）を必要としている方々に対し、隣近所や友人、ボランティアなどの小地域（例:行政区の各班）単位で関係機関と協力しながら、地域住民が自分たちでできる助け合い活動のことです。
	障害者総合支援法	平成１７年に成立した「障害者自立支援法」が、成２５年４月１日から、「障害者総合支援法」と変更になり、障害者の定義に難病等を追加し、平成２６年４月１日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。
	スキルアップ	スキル（skill） とは通常、教養や訓練を通して獲得した能力のことです。日本語では技能と呼ばれることもあります。 スキルアップとは、仕事等で必要な技術や資格などをはじめ、訓練して技能を身につけ自己啓発することをいいます。
	セーフティーネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。 近年、格差社会が問題となり、生活や雇用に不安を抱える国民が急増していることもあって、単にセーフティネットという場合は生活や雇用に対する仕組みのことを指す例が多くなっています。
	成年後見制度	認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の預貯金管理や日常生活の契約などを、家庭裁判所により選任された成年後見人等が保護・支援する制度です。この成年後見人等には、本人の親族以外に法律の専門家や福祉関係の法人等（法人後見）も選ばれることがあります。
	生活安定資金	低所得者に対し小口の生活資金を貸し付けする制度です。 （特別限度額７万円）
	生活困窮者自立支援法	平成２５年（法律第１０５号）に制定され、生活保護に至る前あるいは保護脱却の段階での自立支援の強化を図るための法律です。支援事業の主体は登米市です。
	生活支援体制整備事業	平成２７年４月の改正介護保険法の施行により、地域支援事業の包括的支援事業の中に、生活支援体制整備事業が創設されました。 地域の資源の開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、協議体と生活支援コーディネーターの設置が必須となっています。コーディネーターの役割は主に、資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取組みのマッチングです。

【さ】	**生活復興支援資金**	平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、被災した低所得世帯に当面の生活に必要となる経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。
	生活福祉資金	低所得者・障害者または高齢者世帯に対し資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるよう支援する制度です。
	善意銀行	市民から金品の寄付を預かり、必要に応じて市民福祉充実のために払い出しする事業です。
	総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業の事を指し、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。
	相談支援事業所	障がいのある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、障がいのある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とした相談所です。
	総務検討委員会	本会課長及び支所長等で構成され、事務・体制全般についての課題整理や対応策を検討する場です。
【た】	**男女共同参画社会**	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を充分に発揮することができる社会のことをいいます。そしてこの理念を実現するために「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成11年6月23日に公布・施行されました。
	地域福祉教育推進事業	宮城県社会福祉協議会からの指定事業です。福祉と教育を通じて、子どもと地域住民が様々な活動を通し日常的にかかわれる場をつくりながら互いに学びあい、地域の課題等を見つけながら地域に根付いたまちづくりを行う事業で、平成22年度から3ヶ年登米市社協石越支所が指定を受けました。
	地域生活支援センター	障害者の自立を目指し、就職先のあっせんや生活相談などを行う、厚労省に選ばれた民間施設です。養育指導や行政制度の利用支援も含めた広範的サポートを行っている法的には相談支援センターとなっています。
	地域福祉サポートセンター	在宅の認知症高齢者や、知的障害・精神障害者の方で、日常生活に不安等をお持ちの方の様々な相談に応じ、くらしのサポートを専門員と支援員を配置して行うところです。愛称「まもり～ぶ」と呼ばれています。
	地域包括支援センター	平成18年度の介護保険法改正により設けられた、高齢者への包括的支援を行う機関です。地域の高齢者の実態把握や虐待防止などの権利擁護を含む総合相談窓口機能を持ち、介護予防ケアマネジメントや、包括的で継続的なケアマネジメントを基本機能とし、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門職で構成されます。（＊ケアマネジメント・・・介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人の要望をつなぐ手法のことをいいます。）
	地域密着型	平成18年度より介護保険法において地域での生活の継続を支援することを目指して創設されました。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。
	地区委員会	登米市社協の各支所に配置し、当該地域の総合的な地域福祉の充実と発展のための施策や社協事業推進の評価等について協議します。
	定員適正化計画	地域福祉の推進と安定した介護保険サービス等の提供を図るため、職員定数管理の適正化を掲げ、事務事業の効率化、市民ニーズに応じたサービス提供を推進できる職員体制基盤を整備することを目的に策定しました。
	地域包括ケアシステム	「地域包括ケアシステム」とは，地域住民が要介護状態となっても，必要なサービスを必要な分だけ受けることができ，地域に住み続けることができるよう，保健サービス，医療サービスおよび在宅福祉サービス等の福祉サービスが十分に整えられ，それらが連携し，一体的，体系的に提供される仕組みをいいます。 医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを5つの柱としています。
	登米市介護保険事業計画	高齢者介護の姿を念頭に置きながら、高齢者数及び要介護等認定者数を推計し、高齢者の自立支援と持続的な介護保険運営を目指し、総合的な介護予防システムをはじめ、地域ケア体制、認知症ケア体制の確立について登米市で定めた計画です。

【た】	**登米市障害者計画**	福祉サービスの障害者自立支援法への移行を進めながら、登米市の基本理念として掲げる「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまちとめ」の実現に向け策定された、各種障害福祉施策 （第1期平成18年度～平成20年度、第2期平成21年度～平成23年度、第３期平成24年度～平成26年度)です。
	登米市地域福祉計画	地域福祉の取り組みを計画的に推進する指針としてまとめたもので、住民の皆さんの意見を取り入れながら、登米市が目指す地域福祉の実現に向け策定された計画です。
	特別養護老人ホーム	老人福祉法の規定により、原則として65歳以上の方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ在宅生活が困難な方が入所する施設をいいます。施設では日常生活上の世話や健康管理、金銭管理等幅広いサービスを提供します。 平成17年10月以降、利用者から居住費（家賃）や食費が徴収されるようになりました。
【な】	**日常生活自立支援事業**	認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が十分でない方の福祉サービス利用の相談・手続きなどを援助する事業です。利用者本人と契約を行うため、契約について判断できる能力が必要です。
	ネット（ワーク）	網の目のように作った組織、系列、つながりそのもので、福祉の社会では、支援の必要がある人に対し、関係機関・団体・地域住民が網の目のように横のつながりを持ち、支える様をさします。
	ネグレクト化	無視・放置すること 児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待のひとつであり、子供に対するそれは育児放棄（いくじほうき）ともいいます。ネグレクトの原義である「怠慢・粗略」「無視・軽視」から生まれています。
【は】	**ハートフルベンダー**	共同募金の減少により考案されたもので、飲料水の自動販売機に募金機能を持たせたもので、飲料水を購入すると自動的に募金される仕組みになっています。
	配食サービス	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問し提供することによって健康維持及び日常生活安定を確保するサービスです。
	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。
	ＰＣ	パーソナルコンピュター（PersonalComputer）の略で、個人用コンピューターのことです。一般的にはパソコンと呼んでいます。
	ＰＤＣＡ	P（プラン・計画）・D（ドゥ・行動）、C（チェック・評価）、A（アクション・改善）を指し、一つの事業等を実施した場合に次回の改善につなげるための方法です。
	フードバンク事業	包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動です。
	部会	本会の理事により構成されており、総務部会・地域福祉部会・介護福祉部会があります。それぞれの担当に応じて本会会長の諮問に応えます。
	福祉医療機構	特殊法人等改革により、社会福祉・医療事業団の事業を承継して、平成15年10月1日に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。
	福祉活動推進員	登米市社会福祉協議会の円滑な運営を図るために市内各行政区に数名を委嘱し、地域福祉活動を推進していただく方々です。
	福祉講座	住民を対象とした講座で、ボランティア活動体験や学習をすることにより、思いやりの心を育むことを目的とした事業です。
	福祉用具（福祉機器）	心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある高齢者や、心身障がい児・者の日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具、補装具を指します。ちなみに「福祉用具」は法で定められた用語です
	ホームページ	ウェブブラウザ（インターネットを見るためのソフト）を起動した際に表示されるウェブページ（専用の画面）の事を指します。

【は】	**法人後見**	成年後見制度の中で、適正な財産管理や法律行為ができない人に対して、法人がその身分や財産を管理保護することをいいます。
	訪問介護員 （ホームヘルパー）	介護を要する高齢者及び障害児（者）等の居宅で、入浴・排せつ・食事などの介護、又は、調理・洗濯・掃除などの家事、もしくは生活等に関する相談・助言など在宅での日常生活を支えるサービスを提供する職業のことをいいます。
	ボランティア協力校指定事業	学童・生徒の頃から、児童・高齢者・障がい者等との交流や福祉活動又はボランティア活動を体験することにより、子どもたちがさまざまな人々を自然に受け入れ、交流できる態度や福祉への関心を育むことを目的として学校を指定する事業です。
【ま】	**マニュアル （手引き書）**	ある条件に対応する方法を知らない者（初心者）に対して示し、教えるための文書です。人間の行動や方法論を解説したものとしては、社会や組織といった集団における規則（ルールなど）を文章などで示したもので、一般に箇条書きなどの形でまとめられ、状況に応じてどのようにすべきかを示してあります。
	マンパワー	人的資源・労働力のことをいいます。
	ミニデイサービス	高齢者が集会所等の身近なところでお茶飲み会や、生活指導（養護・健康チェック・機能訓練）等を利用者の要望及び地域の実情に応じたサービスを行うことにより、在宅高齢者の心身機能の維持・向上及び積極的な社会参加と生活の活性化を図るサービスです。
	民生委員・児童委員	民生委員は厚生労働大臣（都道府県知事が推薦）の委嘱で、児童委員(県知事の委嘱)を兼ねています。任期は3年で、住民の生活状況の把握、要援助者の自立への相談や助言・援助を行い、社会福祉事業者または活動者と密接な連携と活動支援を行い、福祉事務所や他の関係行政機関の業務への協力を行うものとされています。 また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
	モニタリング	監視することや、観察し記録することを意味し、サービスについての感想や評価を調べることです。 日常的かつ継続的に点検することが望ましく、説明責任を果たすためにも、サービスの提供課程を管理し、その評価基準を明確にした上で、業務遂行状況を確実に監視することが必要です。モニタリングでは「認識・評価」が重要であり、これが継続的に同じ視点で行われなければなりません。
【や】	**ユニバーサルデザイン**	年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように都市や生活環境を作っていこうという考え方をいいます。
	要介護状態	6カ月間続いて常に介護が必要だと見込まれ、5段階の要介護状態の区分のいずれかにあてはまる状態のことをいいます。
	要介護認定調査	介護保険の被保険者が介護保険の給付を受けるために、保険者である市町村が行う認定作業で、要介護状態にあるかどうか、その程度（要介護度）について調査を行います。要介護認定の方法は、市町村職員等が訪問により調査をおこないます。
【ら】	**ライフアップ**	生きていく上での生活の内容や質を向上させることを指します。
	ローリング	計画の実行⇒分析・評価⇒計画の修正・実行というサイクル（循環）を 繰り返していく方法のことを言います。

《資料④》

第２次地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	役職	氏名	地区	選出区分
1	委員長	鈴木　亮	石越	本会　介護福祉部会長
2	副委員長	小野寺　富之	中田	本会　地域福祉部会長
3	委員	及川　英一	豊里	本会　総務部会長
4	委員	吉田　博子	迫	地区福祉活動実践者
5	委員	伊藤　哲朗	登米	地区福祉活動実践者
6	委員	亘理　眞次	東和	地区福祉活動実践者
7	委員	千葉　春利	米山	地区福祉活動実践者
8	委員	佐々木　初子	南方	地区福祉活動実践者
9	委員	浅野　茂美	津山	地区福祉活動実践者
10	委員	佐藤　浩	南方	行政社会福祉関係機関の代表 （登米市市民生活部次長）
11	委員	半澤　可奈	中田	ボランティア協力校 （登米総合産業高等学校）
12	委員	鈴木　玲子	登米	当事者団体（ホットサロンとめ）
13	委員	千葉　惇夫	石越	民生委員児童委員の代表 （登米市民生児童委員協議会副会長）
14	委員	伊藤　敬子	迫	ボランティア活動を行う団体 （子育て支援ボランティア）
15	委員	高橋　辰	迫	地域包括支援センター（迫地域）

策定委員会アドバイザー

アドバイザー	西塚　国彦	宮城県社会福祉協議会 地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局　事務局長
アドバイザー	菓原　英文	コミュニティ・エンパワメントオフィス・フィールド代表 （生活支援体制整備事業アドバイザー）

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成２８年７月１日制定
平成２８年７月２７日改正

（目　的）
第１条　この要綱は、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）委員会設置規程第２条第２項に基づき、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、登米市における地域福祉の推進と、本会の事業の充実・強化及び体制の確立を目指すことを目的とする。

（役　割）
第２条　委員会は、本会会長から次に掲げる諮問事項を、調査・審議する。
（１）地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析等
（２）地域福祉活動計画の策定
（３）その他、本会会長が必要と認める事項

（委　員）
第３条　委員会は、委員２０名以内をもって組織する。
２　委員は、当該区域の次に掲げる者の中から会長が委嘱する。
（１）本会各部会委員の代表
（２）地域で福祉活動を実践している者
（３）行政社会福祉関係機関の代表
（４）民生委員児童委員の代表
（５）社会福祉事業を経営する者、又は、社会福祉関係団体の代表
（６）当事者団体の代表
（７）ボランティア活動を行う団体の代表
（８）ボランティア協力校の代表
（９）学識経験者
（10）その他会長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長及び副委員長１名を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選で定める。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任　期）
第５条　委員の任期は、委員会の設置期間までとする。
２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）
第６条　委員会は、策定計画に従い開催するものとする。
２　会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
３　委員会は、委員の過半数以上の出席がなければその会議を開くことができない。

（関係者の出席要求）
第７条　委員会が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
２　本計画を策定するに当たり、委員会にアドバイザーを置くことができる。

（事務局）
第８条　委員会の事務局は、本会本部に置く。

（設置期間）
第９条　委員会の設置期間は、計画策定終了までとする。

（その他）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議し決定する。

附　則
１　平成 18 年 9 月 1 日制定の旧地域福祉活動計画策定委員設置要綱は廃止する。
２　この要綱は、平成２８年７月１日から施行し、計画策定を完了した日をもって廃止する。
３　この要項は、平成２８年７月２７日から一部改正する。

第２次地域福祉活動計画策定までの経過

月日	会議名	内容等
6月29日	事業検討委員会①	委員選出方法、スケジュール 作成方法と内容、様式
7月1日	会長専決	策定委員会設置要綱
7月6日	事務事業調査研究委員会①	実施計画内容等振分け、検討
7月20日	事務事業調査研究委員会②	実施内容現状分析・評価
7月25日	事業検討委員会②	実施内容現状分析・評価
7月29日	会長専決	策定委員会設置要綱の一部改正
8月1日	第1回地域福祉部会	スケジュール、作成方法と内容、様式
8月6日	第1回地域福祉活動計画策定委員会	スケジュール、作成方法と内容、様式
8月17日	事業検討委員会③	実施内容現状分析・評価
8月18日	事務事業調査研究委員会③	実施内容現状分析・評価
8月26日	事業検討委員会④	実施内容現状分析・評価
9月12日	事業検討委員会⑤	実施内容現状分析・評価
10月3日	事務事業調査研究委員会④	実施内容現状分析・評価
10月25日	事業検討委員会⑥	第1次全体確認
11月2日	第2回地域福祉部会	実施内容現状分析・評価
11月7日	第2回地域福祉活動計画策定委員会	実施内容現状分析・評価
11月22日	事業検討委員会⑦	修正協議
12月16日	事業検討委員会⑧	修正協議
1月17日	第3回地域福祉活動計画策定委員会	修正協議
1月25日	事業検討委員会⑨	修正協議、財政計画
2月20日	事業検討委員会⑩	修正協議、財政計画,
3月7日	第4回地域福祉活動計画策定委員会	修正協議、財政計画、用語解説、全体像
3月17日	第3回地域福祉部会	修正協議、財政計画、用語解説、全体像
3月21日	正副会長会議	修正協議、財政計画、用語解説、全体像
3月22日	第5回地域福祉活動計画策定委員会	修正協議、財政計画、用語解説、全体像
3月28日	理事会・評議員会	上程、議決

※　このほか、正副会長会議、支所長会議、運営検討委員会等で逐次検討・報告

各支所等

迫　支所 TEL 0220(22)3537 ／ 登米支所 TEL 0220(52)4889 ／ 東和支所 TEL 0220(45)2139
中田支所 TEL 0220(34)2030 ／ 豊里支所 TEL 0225(79)1135 ／ 米山支所 TEL 0220(55)2644
石越支所 TEL 0228(34)2501 ／ 南方支所 TEL 0220(58)5303 ／ 津山支所 TEL 0225(68)2161
登米地域福祉サポートセンター(まもりーぶ) TEL 0220(21)5380
米山地域包括支援センター TEL 0220(29)5821　／ 南方地域包括支援センター TEL 0220(58)4311

介護保険サービス事業所

中田居宅介護支援事業所　TEL 0220(35)1218 ／ 米山居宅介護支援事業所　TEL 0220(55)4030
石越居宅介護支援事業所　TEL 0228(35)5571
東和デイサービスセンター　TEL 0220(44)4836 ／ 中田デイサービスセンター　TEL 0220(34)2030
石越デイサービスセンター　TEL 0228(35)5572 ／ 米山デイサービスセンター　TEL 0220(55)5611
訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）TEL 0220(55)1065
認知症高齢者グループホームほほえみ　TEL 0228(35)5573
特別養護老人ホーム「風の路」　TEL 0228(34)4165

障害福祉サービス事業所

ケアホーム「カーサにしき」　TEL 0220(23)9632
豊里福祉作業所「工房なかま」　TEL 0225(76)1606
計画相談支援事業所「ゆうゆう」　〃
南方福祉作業所「あやめ園」　TEL 0220(58)3374

【社協本部】
TEL　0220(21)6310
FAX　0220(21)6320

社会福祉法人　登米市社会福祉協議会　本部
〒987-0513　宮城県登米市迫町北方字大洞 45 番地 3
TEL（0220）21−6310
FAX（0220）21−6320

モバイルサイト

登米市社協

ホームページ http：//www.tome-shakyo.jp/

社会福祉法人登米市社会福祉協議会

第２次登米市地域福祉活動計画

平成２９年３月

発行/編集：社会福祉法人登米市社会福祉協議会
〒987-0513　宮城県登米市迫町北方字大洞 45 番地 3
（登米市迫老人福祉センター内）
TEL:0220-21-6310　FAX:0220-21-6320
HP: http://www.tome-shakyo.jp/